

爲靺鞨安得混稱如是。

妄りに舊史の文字を改め、濊を以て靺鞨となし、を何人の所爲なりとするも、其の中國の稱呼を借り來りて直ちに自國の異種族に適用したる根本の精神は、黒水達姑鐵利の場合と同一視すべきものたり。而して斯くの如きは支那を仰ぎて宗主となし、獨立自尊の觀念に乏しき朝鮮人の國民性の然らしめたる所なるならざるべからず。

なほ一言すべきものあり。麗初の黒水は太祖の十九年を最後として其の名を潜めしに、後八十年許を経て顯宗の朝に至り、又た「黒水靺鞨」と呼ばれし——或は「東黒水國」とも、「東女眞黒水」とも——部族の連年高麗に貢獻せしことあり。津田氏が其の會長の名を別に、「東女眞」として記されたる同名の會長に照合し、高麗の北境に隣接したる東女眞の部族なりと説破せしもの即ち是れなり。眞の黒水靺鞨は太祖朝に屬する後唐の末より全く消息を斷ち、顯宗の前なる穆宗の朝には五國部の名にて契丹に聞えられたれば、東女眞の或る部族を黒水靺鞨といへるは、固より舊稱を用ひしものたり。然るに斯かる僞稱の使用は、顯宗八年以後同十八年以前に限ら

れ、顯宗五年より德宗二年まで眞の鐵利の高麗に通ぜし時期の外に出でず。依つて想ふに、高麗に於いては空前の事たる鐵利の朝貢は、唐代の黒水靺鞨を聯想せしむる特別なる機會となり、一種の好奇心より其の部族名を邊境の東女眞に適用せしむるに至りしなるべし。而して斯く看る時は、顯宗十八年二月の「黒水靺鞨歸德大將軍阿骨」は十九年三月に「東女眞歸德將軍阿骨」、十三年正月の「黒水會長沙逸羅」は十九年十二月に「東女眞沙逸羅」と記るされ、高之間、蘇勿蓋等の同様なる會長も、二十一年以後に於いては「東女眞」とせられし如く、僞稱の使用の一時的なりしことも亦た怪しむべからざるに似たり。

1 朝鮮歴史地理、卷二、頁九一—二。

2 「補註」顯宗朝の僞黒水靺鞨は一に三十姓女眞とも呼ばれ、咸興の城川江の流域に住せし女眞なること、拙稿「高麗朝に於ける東女眞の海寇」に論ぜしところの如し（滿鮮地理歴史研究報告、第八冊、頁二八三—二八六）。即ち遼史の蒲盧毛朶部に外ならず。

大正五年四月稿 〔滿鮮地理歴史研究報告、第三冊〕

遼の聖宗の女直征伐

遼史聖宗本紀を見るに、聖宗の統和二年二月、若くは其の以前より、同四年春に互りて女直征伐の擧あり。前後の征將の捷を獻ぜし中にも、四年正月には樞密使耶律斜軫、林牙蕭勤德等、女直を討ちて得たる生口十餘萬、馬二十餘萬を上れりといへば、此の征伐の經過と結果とは、頗る注目し値するものありしが如し。渤海國討滅の後、遼の積極的に女直を征せしは、此の擧を以て唯一のものとし、興宗十七年蒲奴里部を伐ち、道宗の咸雍五年割阿里部を降し、は、共に部會の叛せし爲めなれば、斯かる關係に於いても亦た重要な意義あるものなるべきを想はしむ。然るに其の征伐の如何なる事情の下に起り、又た如何なる方面に及びしかは、遼史の本文に全く之を傳へず。是れ此の問題に關して特に一考を要する所以なり。

統和の女直征伐に關する遼史の記事は、聖宗本紀統和二年の條に、

〔イ〕二月丙申、東路行軍宣徽使蕭蒲寧奏討女直捷。遣使執手獎諭。〔統和二年〕

とあるを初見とし、次に、

〔巳〕四月丁亥、宣徽使同平章事耶律普寧、都監蕭勤德、獻征女直捷、授普寧兼政事、命勤德神武衛大將軍、各賜金器諸物〔同上〕

とあり。されども二年二月に至りて突如として女直に對する戰捷の記事の現はるゝは、頗る訝しければ、是れ或は前年十月の條に見えたる高麗征伐の決行に關する次の記事と前後相應するものにはあらざるか。

〔己〕十月丁酉、上宗將征高麗、親閱東京遼陽留守耶律末只所總兵馬。丙午、命宣徽使兼侍中蒲領、林牙肯德等、將兵東討、賜旗鼓及銀符〔統和元年〕

又た統和三年に於ける注意すべき記事は、

〔三〕七月甲辰朔、詔諸道繕甲兵、以備東征高麗。丁卯、遣使閱東京遼陽諸軍兵器及東征道路〔統和三年〕

〔ホ〕八月癸酉朔、以遼澤沮洳罷征高麗、命樞密使耶律斜軫爲都統、駙馬都尉蕭懇德爲監軍、以兵討女直〔同上〕

なり。而して其の後の女直征伐の進行については、

〔ハ〕八月庚寅、東征都統所奏、路尙陷澤、未可進討、詔俟澤涸深入〔同上〕

〔ト〕閏九月辛巳、詔諭東征將帥、乘水涸進討〔同上〕

〔チ〕十一月丙申、東征女直都統蕭闡覽、菩薩奴、以行軍所經地里物產來上〔同上〕とあり。踰えて四年に入りては、

〔リ〕正月甲戌、林牙耶律謀魯姑、彰德軍節度使蕭闡覽、上東征俘獲、賜詔獎諭。丙子、樞密使耶律斜軫、林牙勤德等、上討女直所獲生口十餘萬、馬二十餘萬及諸物〔統和四年〕

と見ゆ。統和元年十月決定したる高麗征伐の計畫と、二年三年より四年春に互りて遂行せられし女直征伐とは互に相關するところあるに似たり。余は斯くの如き頗る漠然たる推測より出發して遼軍の及べる地方を尋ねむとす。

高麗史卷三成宗世家を按ずるに、統和二年に相當する三年の末尾に次の記事あり。〔ヌ〕是歲、命刑官御事李謙宜、城鴨綠江岸、以爲關城、女真以兵遏之、虜謙宜而去、軍潰、不克城、還者三之一〔成宗三年、統和二年〕

此の記事たる、目下の問題の解釋に對して大いに重要なるものなれども、今更理由

をいはず。且く茲に掲げて讀者の注意を惹きおくべし。なほ余は次に引くべき宋史高麗傳の記事の説明に資する爲めに、宋と高麗との使者の往來、殊に其の年月に關して豫め一言せざるべからず。

上に引きたる高麗史成宗世家の一條(又)と共に、同じく三年の末尾をなせる「遣韓遂齡、如宋獻方物」といふ一句あり。自國の史料の足らざる時、支那正史の文を取りて之を補ふは、高麗史の撰者の好みてなしたるところなれば、月日を示さざる此の一句は、宋史八七四高麗傳に「雍熙元年(高麗成宗三年、遼統和二年)遣使韓遂齡、以方物來貢」とあるを所依とせしこと殆んど疑ひなし。而して宋史四卷太宗本紀、雍熙元年十一月壬子の條に「高麗國王遣使來貢」とあるは、此の高麗傳の文に應ずるものなるべければ、高麗の使者韓遂齡の宋に入れる時期は、雍熙元年(遼統和二年)十一月なりとすべし。又た高麗史成宗世家には、其の四年(宋雍熙二年)五月の條に「宋遣大常卿王著、秘書監呂文仲來、加冊王宗、成詔曰云々」といひ、次に「賜秦亮及第」といふ全く關係なき一句を中間に挟みて「宋將伐契丹、收復燕薊、以我高麗與契丹接壤、數爲所侵、遣監察御史韓國華、賚詔來、諭曰云々」といへり。即ち高麗史の此の文に據れば、宋が成宗を

加冊せむとして送れる使者王著と、別に契丹(遼)を征せむとするに際して遣はしたる韓國華とは、雍熙二年五月中相踵いで高麗に入れるが如し。されども宋史高麗傳には「雍熙三年、出師北伐、以其國接契丹境、常爲所侵、遣監察御史韓國華、賚詔諭之曰云々」といひ、韓國華の差遣を雍熙三年(成宗五年)に繋ぐ。而して一方太宗本紀、雍熙三年正月の條に「己丑、知雄州賀令圖等請伐契丹、取燕薊、故地、庚寅、北伐」云々と見ゆ。蓋し高麗史の編者は、宋史の是等の文を剽竊して彼の韓國華に關する記事を作成せしものにして、成宗四年(雍熙二年)に繋けしは、杜撰の甚しきものなり。即ち韓國華の高麗に來りしは、成宗の五年に相當する雍熙三年、遼の統和四年ならざるべからず。

さて宋史高麗傳は、太宗の韓國華をして高麗に賚らさしめたる詔諭を擧げ、次に曰く(高麗史亦た之を取りて少しく文字を改竄せり)。

先是、○韓遂齡の入貢以前なること、下文に「泊契丹伐女真國、路由高麗之界、女真意高麗誘導、構禍、因貢馬、來懇于朝、○宋、且言高麗與契丹結好、倚爲勢援、剽略其民、不復放還、泊高麗使韓遂齡入貢、○統和二年十一月、○便宜上遼、太宗因出女真所上

遼の聖宗の女直征伐

告急木契、以示遂齡、仍令歸白本國、高麗還其所俘之民。治の諱成宗聞之、憂懼、及國華至、四年統和令人言於國華曰、「前歲三年統和冬末、女真馳木契來告稱、契丹興兵、入其封境、恐當道高麗未知、宜豫爲之備、當道與女真雖爲隣國、而路途遐遠、彼之情僞、素知之矣、貪而多詐、未之信也、其後又遣人告曰、「契丹兵騎已濟梅河、當道猶疑不實、未暇營救、俄而契丹雲集、大擊女真、殺獲甚衆、餘族敗散、逃遁、而契丹壓背追捕、及于當道西北、德昌、德威、化光、化之境、俘擒而去、時有契丹一騎、至德米河北、大呼關城戍卒而告曰、「我契丹之騎也、女真寇我邊鄙、率以爲常、今則復仇已畢、整兵回矣、當道雖聞師退、猶憂不測、乃以女真避兵來奔、二千餘衆、資給而歸之。」

高麗の使者韓遂齡の宋の入れるは統和二年十一月にして、宋使韓國華の高麗に來りしは同四年なること既に述べたるころの如し。隨つて上の記事より直ちに知らるゝ主なる事項は、次の二條なるべし。

一、統和二年十一月以前、丹兵高麗の界に由りて女真を征す。女真之を以て高麗の誘導するところとなし、宋に懇ふ。

二、統和三年——韓國華渡麗の前年——冬の末、女真木契を高麗に馳せ、丹兵國境

に入らむとするを報ず。後ち又た梅河を渡れりとの報あり。俄かにして丹兵襲來、大いに女真を破り、高麗の西北、德昌、德威、化光、化の境に迫れり。

さて斯く考へて先きに列記した遼史の記事を見るに、遼の聖宗の女直征伐の舉は、統和二年二月以前に始まり、イ是の月、蕭蒲寧捷を奏し、イ四月、耶律普寧即ち蕭蒲寧等凱旋して、其の功を賞せられしが、ロ是れより翌年八月に至るまで、女直征伐の記事なければ、ホイ及びホに依つて傳へらるゝ女直征伐は、其の時期より之を測るに、上の二個條の中、其の第一條に相當すべきものなるべし。又た統和三年八月、遼にて高麗征伐の計畫を中止し、耶律斜軫等をして女直を征せしむるや、ホ其の征戰は、雨水の涸るゝを俟ちて、ヘト十一月の比より開始せられ、チ四年正月には、諸將各、俘獲を獻じ、リやがて彼等は凱旋せり。そは聖宗本紀に記事チを承けて、壬午、樞密使斜軫、林牙勤德、謀魯姑節、度使闡覽、統軍使室羅侍中、抹只、奚王府監軍迪烈、與安吉等、克女直、還軍、遣近侍泥里吉、詔旌其功、仍執手撫諭、賜酒果勞之、トといへるが如し。是れ亦た時期の點より上の第二條に比定して、不可なかるべし。而して遼宋二史の女直征伐の記事が、共に高麗に關聯せるより之を觀れば、以上の比定は、其の確實なる

こと殆んど疑ふべからず。然らば是等兩度の征戰に於いて遼軍の及びし地域は如何。

A. 統和二年(初)の征戰地域

宋史高麗傳に曰く、

「女眞又勸當道○、高控梅河津要、築治城壘、以爲防遏之備、亦以爲然、方令行視興功、不意女眞潛師奄至、殺略吏民、驅掠丁壯、沒爲奴隸、轉徙他方、以其○女眞歲貢中朝、不敢發兵報怨、豈期反相誣構、以惑聖聽。」〔下文は次に引く〕

と。高麗傳の此の記事は、先きに引きたる部分の下文をなし、即ち韓國華の至れる時、成宗の人をして國華に告げしめたる言の續きなり。随つて卒爾に之を讀過すれば、女眞の勸告に依りて梅河の津要に城壘を築治せむとしたる高麗の吏民の女眞に殺略せられしは、統和三年の末(若くは四年の初め)德昌、德成、威化、光化等の境に侵入したる遼軍が、德米河北に至りて兵を回せる後なるが如し。されども尙ほ克く致ふれば、治宗聞之憂懼、及國華至、令人言於國華曰「を起句とする上記の文——便宜上前後に分載したる——は、また次の文に接続す。曰く、

「當道○高世稟正朔、踐修職貢、敢有二心、交通外國、況契丹介居遼海之外、復有大梅、小梅二河之阻、女眞渤海本無定居、從何徑路以通往復、橫○權○讒○謗○憤○氣○填○膺○日○月至、明○諒○垂○昭○鑒、問者女眞逃難之衆、罔不存恤、亦有授以官秩、尙在當國、其職位高者、有勿屈尼于那、元尹能達那、老正衛迦耶夫等十數人、欲望召赴京闕、與當道入貢之使、庭辯其事、則丹石之誠、庶幾昭雪。」

韓國華の來るに及び、成宗が斯く言はしめたる全體の主意は、韓遂齡入貢以前の女眞の誣告に對して其の冤を雪がむとするにあり。たゞ「前歲冬末、女眞馳木契、來告稱」より「乃以女眞避兵來奔二千餘衆、資給而歸之」に至るまでの記事は、統和三年冬末以後に於ける遼の女直征伐の影響の高麗の北邊に及びしこと、高麗が女眞に對して恩惠を施したること、を述べたるものにして、必ずしも女眞奸詐の事實に及ばず。従つて成宗の韓國華に告げしめたる言としては、其の終局の目的たる雪冤の事に言及するに先だち、陳述の順序として必ず他に是れが前提たるべき韓遂齡入貢以前の女眞奸詐の事實に觸れたるものなかるべからず。「豈期反相誣構、以惑聖聽」なる句は、正にそれなるべく、即ち此の句を以て上文「先是、契丹伐女眞國、路由高

麗之界女眞意高麗誘導構禍因貢馬來懇于朝云々とあるに照應せりと斷ずるは、決して不當にあらざるべし。然らば亦た此の一句と關聯せる梅河殺略事件も、必ず韓遂齡の入朝(統和二年十一月)に先だちて起れりとなさざるべからず。蓋し女眞の誣告を辯明せむとしたる高麗の廷臣は、先づ統和三年の末、女眞の遼軍に驅逐せられし時、之に恩を施したる事實を擧げ、翻つて韓遂齡入貢以前に起れる女眞奸詐の事に及び、依つて以て冤を雪がむとしたるものにして、其の陳述の經路は年月を逐はず、又た必ずしも之を逐ふべき必要なかりしなり。

斯く攷へて、向きに吾人の注意を惹きたる成宗世家の文(マ)を見よ。

是歲：命刑官御事李謙宜、城鴨綠江岸、以爲關城、女眞以兵遏之、虜謙宜而去、軍潰、不克城、還者三之一。

とて、それが統和二年に相當する成宗三年の末尾に掲げらるゝは、即ち梅河殺略事件と同一事實を傳へしものにあらずや。乃ち知る、梅河は即ち鴨綠江にして、統和二年、麗將李謙宜、鴨綠江岸を巡視し、そこに關城を築かむとしたるは、遼軍女眞を征して江東に及ばむとし、女眞之を高麗に報じて遼軍を防遏せむとしたるが爲めなり

しを。たゞ遼史に據れば、統和二年の女直征伐は四月以前に終了せしこと甚だ明かなるに〔ロ〕、成宗世家三年五月朔の條に、刑官門柱責御事侍郎郎中員外、並罷之、以主農卿李謙宜爲御事とありて、李謙宜の刑官御事に拜せしは、統和二年五月なれば、此の官名を有する謙宜の鴨綠江岸に城かむとしたるは、年内五月以後ならざるべからず。従つて其の際に起れる女眞の反抗を、梅河殺略事件に比定するとすれば、梅河の變は四月以前に終了したる遼の女直征伐とは關係なかりしが如く、又た其の關係を認むるとすれば、上の比定は不可能なるべし。されども、命刑官御事李謙宜とあればとて、其の官名にしかく重きを置くを得べきか。高麗史の編者は李謙宜に關して其の刑官御事に拜せし的確なる時日を擧ぐるを得たれど、鴨綠江岸に於ける遭難事件は、月日共に不明なりしが故に、成宗三年の末尾に之を係けたり。謙宜に冠せられたる官名は蓋し茲に由來したるものなるべく、即ち五月朔日の條の官名を以て漫然年末の一條に及ぼし、に過ぎざらむ。是れ余が鴨綠江畔の變を梅河殺略事件に比定し、且つ之を遼の女直征伐に關係ありとして、其の考定の妥なるを信ずる所以なり。さて女眞が何故麗兵に反抗して關城築造の計畫を阻遏し

たるか、其の計畫の決行の女直の勸告に歸せられしが虚なるか。それ等の詳細なる事情は固より不明なれども、城壘築治の地點が鴨綠江の要津たりきとせば、統和二年の初め遼軍の及べる地方の、江の下流の西岸なりしを知るべし。而して當時高麗の北境は鴨綠江の流域に達せず、遼軍亦た江東に及べりとも見えねば、宋史高麗傳の「契丹伐女真國、路由高麗之界」なる句は、敢て重きを置くに足らず。

B. 統和三年(末)の征戰地域

統和三年の末に始まり、翌年正月に終れる女直征伐は、其の俘獲の大なる點より見て、前回のものより著しかりしを知るべく、遼軍鴨綠江(梅河)を渡りて女直を擊破し、北ぐるを追ひて高麗の西北德昌、德成、威化、光化等の境に迫りしなり。德昌は津田氏のいへる如く、今の太寧江の下流の左岸なる博川附近¹⁾、光化は其の上流なる泰川²⁾、威化は九龍江の右岸なる雲山なるべし³⁾。德成は高麗史^{卷八}兵志、城堡の章に、定宗二年築造せられし鎮城として德昌と共に之を擧ぐ。然かも地理志の記載に漏れたる地名にして、其の位置不明なれども、上の三城の所在を以て推せば、太寧、九龍兩江の流域に置くべきが如し。宋史高麗傳を剽竊して韓國華の來諭に關する記

事を掲げし高麗史成宗世家には、餘族遁逃、入于本國懷昌、威化、光化之境とありて、彼れが德昌、德成の二鎮を數へしに對し、是れには懷昌なる一鎮を擧げたり。されども懷昌といふ地名は、兵志にも地理志にも見えねば、蓋し德昌の誤りにて、德成は偶之を脱せしなるべし。德米河は詳かならず。太寧、九龍兩江の何れかならむ。當時高麗は清川江の下流なる寧州(今の安州)に安北大都護府を置き⁴⁾、又た太寧江と九龍江との流域に城堡を設けて鴨綠江東の女真と境を接せしことは、津田氏の論證に依りて明かなり⁵⁾。然るに統和三年の末女真を征せし遼軍は、彼等を逐ひて此の流域の城堡に迫れりとせば、其の征戰の地域につきては、多く言を費やすを須ひず。統和の女直征伐は、二年の初めに於いては鴨綠江の兩岸に限られ、三年の末には更

1 朝鮮歴史地理、卷二、頁一五。

2 同上、頁二二。

3 同上、頁一八。

4 高麗史(卷五八)地理志。

5 朝鮮歴史地理、卷二、頁一二以下。

に江を踰えて高麗の西北境に及びしなり。

高麗の廷臣の韓國華に告げたる言に「況契丹介居遼海之外復有大梅小梅二河之阻」といへり。安北都護府と遼の東京(遼陽)との間に横はれる大河は清川江と鴨綠江とにして、梅河の鴨綠江なることは上にいへるが如くなれば、大梅は鴨綠江、小梅は清川江なるべし。

聖宗朝の初め遼が斯くの如く鴨綠江方面の女眞を征せしは、高麗征伐の企畫と關係あること、遼史聖宗本紀、統和元年十月の條に「上將征高麗云々とありて〔六〕第一回の征伐行はれ、三年七月の條に「詔諸道繕甲兵以備東征高麗云々〔三〕八月の條に「以遼澤沮洳罷征高麗……以兵討女直」とありて〔五〕第二回の征伐の行はれしにて知らる。而して特に「罷征高麗」とあるを以て觀れば、本來の目的は高麗征伐に存し、女眞征伐は唯、其の準備たり、手段たるに過ぎざりしが如し。されども聖宗は後ち數年の間未だ高麗征伐の軍を興さず、統和十年に至りて始めて其の事あり。東京留守蕭恆德等出征し、翌年正月、麗王成宗表を奉じて罪を請ひしかば、遼は安北都護府(安

州)より鴨綠江東に至るまで二百八十里の間に五城を創築すべきを高麗に命じ、所貴交通車馬、長開貢觀之途」とて、往年經略したる鴨綠江東の女眞の地を與へぬ。高麗是れより遼に服事し、其の正朔を奉じ、因つて宋と絶てり。之を聖宗朝の第一回高麗征伐となす。¹遼史^八卷^八蕭恆德傳に曰く、時高麗未附、恆德受詔、率兵拔其邊城」と。而して麗王一たび降を請へば、鴨綠江東の地は與へられたり。聖宗は唯、高麗をして自國の正朔を奉ぜしめむとし、其の野心を滿たさむとて此の征伐を行へるなり。然らば統和元年(即位の翌年)彼れ若くは其の政を攝せし母后蕭氏が高麗征伐を企畫したるも、其の意亦た茲にありしなるべく、そが二回の女直征伐となりて現はれしは、先づ彼等を服屬せしむる必要ありしが爲めのみ。

¹ 遼史聖宗本紀。高麗史成宗世家。

大正四年三月稿〔史學雜誌、第二編、第六號〕

余の遼聖宗征女直考と和田學士 の定安國考とについて

次に掲ぐる和田學士の定安國考が公けにせられたるに際し、史學雜誌(大正四年六月)所載の拙稿「遼の聖宗の女直征伐」に關して自ら一言すべきものあり。初め余は遼東に於ける遼の州治が主として女直民族の西境——大體遼河の東方を走れる交通路の附近——に置かれ、其の内部に存せりと見るべきものは、殆んど之を覓むる能はざるに、獨り鴨綠江と佟佳江との流域に渤海時代の舊を襲へる濼桓豐正の四州の存在したるを甚だ奇異なりとし、遼史地理志の記載を疑ふ能はざる限り、之の對して適當なる説明を施すの必要あるを思へり。而して余の試みたる最初の説明は、聖宗朝の初年、高麗征伐の企畫より一轉したる前後二回の女直征伐(統和元—二年、同三—四年)が、單に高麗の西北境及び鴨綠江の下流域のみならず、又た其の上流域にも及びし故ならむといふにありき。然るに其の後また此の問題を考

へ、宋史高麗傳に與へし余の解釋を以てしては、斯く見ることの稍不穩當なるを感ぜしかば、史學雜誌に掲げし拙稿に於いては、姑く四州の事に及ばず、更に別方面より其の問題を解決せむとして、私かに他日の研鑽を期したり。

定安國に關する和田氏の考説の初稿は、恰も此の際に成りたるものにして、從來閑却せられし渤海國の名殘としての此の國の所在が、鴨綠江の流域に擬せらるゝと共に、統和三四年の女直征伐即ち第二回の征伐が其の定安國に對する打撃を意味するものなるべきことも、亦たおのづから闡明せられたり。而して和田氏は其の論述の經路に於いて、余の宋史高麗傳の解釋に誤りあるを指摘し、同傳の記載は第二回の征伐とは交渉なく、一ら第一回の征伐に關すとなせり。謂ふに余が初め、統和の女直征伐によりて鴨綠、佟佳二江の流域に遼の四州の存在したる理由を説明せむとし、然かも中ごろ遲疑せざるを得ざりしは、其の考察に間然するところありしが爲めならざるべからず。然るに和田氏の攷究は當時余が私かに他日を期したる問題を解釋してほゞ謬りなきが如くなれば、余は之を以て學界の一慶事となし、和田氏に向つて其の發表を慫慂したると共に、宋史高麗傳の記事を前後二回

の征伐に涉れりとなしたる自説を放棄したりき。今や定安國考出で、或は第三者より卑見如何にと問はるゝの機あらむを思ひ、斯くは自ら告白しおくなり。

自説を訂正したるに際して、又た一言すべきものあり。和田氏の見解に従ひて契丹の軍兵が高麗の西北、徳昌、徳成、威化、光化の境を侵し、を初回の征伐に屬するものとすれば、成宗三年(統和二年)高麗の政府が刑官御事李謙宜をして鴨綠江岸に關域を築かしめむとしたるは、是の年四月以前丹兵の退還して、五月李謙宜の刑官御事に拜せし以後のことならざるべからず。而して高麗の此の處置は、鴨綠江内の女直の住地が丹兵に蹂躪せられしを奇貨とし、其の回還したるに際して、自家の領土の擴張を僥倖せむとしたるものなるべく、少なくとも關域の築治によりて鴨綠江内の女直を契丹の羈縻に委ねざらむとする口實を作らむとしたりしなるべ

〔補註〕余は斯く自説を改め、其の後更に統和の女直征伐について考ふるところありたり。滿鮮地理歴史研究報告、第五冊所載の論文「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」の第一章(定宗以後の北境經略と成宗の初年の問題)及び第二章(契丹の女直征伐)是れなり。讀者の參照せらるゝことを望む。

し。又た高麗史を見るに、成宗世家五年正月の條に、余の曾て閑却したる「契丹遣厥烈來請和」といふ記事あり。成宗の五年は統和四年にして、去年八月より第二回の征伐を遂行したる契丹の諸將は、厥烈の高麗に至れると月を同じくして凱還したることなれば、此の遣使は今回の舉が前回のそれと同様高麗の境を侵すにあらざることを告げしむるにありしならむ。「請和」の二字は斯く解すべきに似たり。

大正五年一月十九日記〔東洋學報第一號〕

遼代混同江考

附說

- 一、混同江・疎木河の築城について
- 二、遼金時代の撻魯河について

(附圖第二竝に年代表參照)

一

混同江の名は、遼代の中期より金代を通じて今の松花江の或る部分に適用せられ、それが鴨子河の改稱なること、遼史^{六卷}一聖宗本紀太平四年二月の條に「獵撻魯河、詔改鴨子河曰混同江、撻魯河曰長春河」と見えたる如し。かゝる改名ありて後、歴代の遼主は春時に於いて屢、混同江に幸し、天祚の朝に至るまで遼史本紀に其の記事を斷たず。然るに興宗の朝より鴨子河行幸の記事亦た之に交はり、二水の名稱の頻々として現はるゝは、昔日の改名の甚だ無意義なるを思はしむ。天祚帝紀、天慶二年正月の條に「如鴨子河」とありて、同二月の條に「如春州、^{○長春州}幸混同江釣魚」とあるが

如き殊に然り。況んや耶律儼傳に「清寧四年、城鴨子混同二水間」といふ記事さへあるに於いてをや。

上の問題を解釋するには、先づ遼の末造に際して此の方面に起りし交戦の事實を擧げ、其の地理を攻究して、當時鴨子混同二水の名が松花江の如何なる部分に適用せられしかを明かにせざるべからず。

二

天祚帝の天慶四年、金の太祖阿骨打の遼に對して兵を起すや、先づ寧江州に迫る。遼將蕭撻不也、州城の東に戦ひて敗績す。遼史八卷九蕭兀納傳に其の結果を記して曰く、兀納〇撻不也退走入城、〇寧江州城留官屬守禦、自以三百騎渡混同江、而西城遂陷と。寧江州は吉林通志一卷一に「金之破遼、首得寧江、今得勝陀碑正在石頭城北、是爲此州確證」として、今の伯都訥の東南に當れる石頭城子を其の地に擬す。されども阿骨打の寧江州を攻むるに當りて師に誓へりてふ得勝陀の地は、碑石の存在に依りて拉林河の河口を南に距ること四十清里なる同河の西岸石碑崴子なりと知られ、石頭城

子は其の南方にてはあれど、互に相隔たりて、其の間に何等必然的の關係を認むる能はざれば、通志の比定は論據極めて薄弱なり。況んや碑石の建立せられし地が果して阿骨打誓師の處なりしや否やも、亦た疑ひを容るべき餘地あるに於いてをや。⁴さて現今の地理を按ずるに、金の興起の地なる阿勒楚喀上京より雙城に達し、是れより拉林河を渡りて南方に通ずる道路二あり。一は上に言へる石頭城子を

1 遼史、卷九八。

2 同書(卷二七)天祚帝紀、天慶四年の條。

3 東三省輿地圖說、「攷定里數」及び「得勝陀碑說」。

4 阿骨打、軍を寧江州に進めむとし、兵皆な來流河(今の拉林河)に會せし時、罪を遼に問ふべしとして、諸將と共に誓約したりといふ。こは金史(卷二)太祖本紀の傳ふるところにして、蓋し事實なりしならむ。而して同書(卷二四)地理志、會寧府會寧縣の條に「有得勝陀、國言忽土皚葛蠻、太祖誓師之地也」と見え、即ち得勝陀は大定二十五年、世宗の此の地に巡幸せし時、太祖誓師の事を追述せる碑石を建てたる地なり。されども大定二十五年は、阿骨打の擧兵を距ること七十餘年の後なり。彼れの誓師の地が正しく時人の記憶に傳はりしや否や、頗る疑ひなき能はず。

過ぎて伊通河の東方より長春に到り、一は大榆樹・珠家城子を過ぎて同河の西方より農安・懷徳に達す。農安は遼代を通じて此の方面の重鎮たりし、黃龍府の存せし地、¹金初亦た其の稱を襲用すること十數年、天眷二年濟州と更たむ²。然るに天會三年(宋宣和七年)汴京より金都上京に使用したる宋人許亢宗も、天眷二年上京を距ること遠からざる冷山より燕京に至りし洪皓も、共に此の地——前者は黃龍府、後者は濟州——を過ぎたることなれば、³金初の交通路の伊通河の西方を走りしを知るべし。余は此の關係よりして新たに寧江州の所在を究めむとす。天慶四年十月、阿骨打既に寧江州を陥れ、翌年(金收國元年)進んで黃龍府に迫らむとせり。金史太祖本紀に「正月丙子、上^骨阿自將攻黃龍府、進臨益州。州人走保黃龍」云々と見え、而して此の年九月黃龍府を陥れたり。益州は黃龍府より行程を進め、未だ松花江の渡津に達せざりし許亢宗が當時空城となりて道傍に存せりとなしたるものにして、⁴そが伊通河の西方にありしは固より論を俟たず。斯くの如く阿骨打の兵を起すや、先づ寧江州を攻め、州既に陥りて乃ち黃龍府に迫らむとしたるは、寧江州が遼の生女

¹ 滿洲歴史地理、卷二、頁三九—四二。

² 黃龍府の改名は、金史卷二(太祖本紀)「熙宗天眷二年、以黃龍府爲濟州、軍曰利涉、蓋以太祖涉濟故也」と見え、同書(卷二四)地理志には「遼太祖時、有黃龍見、遂名黃龍府、天眷三年、改爲濟州、以太祖來攻城時、大軍徑涉、不假舟楫之祥也、置利涉軍」とありて、年次に一年の相違あり。而して余が地理志を捨て、本紀を取るもの、決して故なきにあらず。松漠紀聞の著者洪皓は、宋の建炎三年(金天會七年)、大金通問使として金に使し、國都會寧に近き冷山に至りて、陳王兀室——松漠紀聞及び宋史洪皓傳、悟室に作る、即ち金史の完顏希尹なり——の許に在ること多年、遂に去りて燕京に入れり。宋史(卷三七三)洪皓傳に其の記事を承けて曰く、「留燕甫一月、兀朮(太祖)の第四子宗弼の本名、殺悟室、黨類株連者數千人」云々と。こは即ち金史(卷四)熙宗本紀、天眷二年八月の條に「行臺左丞撻懶、翼王鶻懶……謀反伏誅」といひ、大金國志(卷一〇)の同年の條に「兀朮既平宗盤之難、馳至燕山、以圖撻懶、下祁州府獄、伏誅」と見えたる事件を傳へしものなれば、金史卷七七宗弼傳、同卷七九、王倫傳等參照、洪皓の冷山——若くは上京——より燕京に移りし時期の天眷二年七月八月の交にありしを知るべし。而して松漠紀聞續に掲げられたる上京(會寧)・燕京間の行程は、必ず此の行旅に依りて得られたるものならざるべからず。然るに此の行程には「五十里至濟州東鋪、二十里至濟州」といひ、明かに濟州を擧げたり。地理志の年次の據るべからざるを知るなり。

³ 三朝北盟會編(卷二〇)及び大金國志(卷四〇)所收許亢宗奉使行程錄、第三十二程。學津討源、第六集所收松漠紀聞續。——前註參照。

⁴ 許亢宗行程錄、第三十三程乃至三十五程。

直に對する防禦上の關係に於いて黃龍府の前衛たりしを證するに足るべく、又た阿骨打の黃龍府に進まむとするに當り、遼の守兵の屯在したりし其の益州の地が伊通河の西方にありきとせば、寧江州の所在を黃龍府益州等を経由する同一交通路内に求むるは、決して不當にあらざるべし。而して一方には遼金時代を通じて州治驛站の伊通河の東方に存せし形迹なし。余は斯かる理由の下に吉林通志の石頭城子説を排け、之を現時の地理に照らして大體大榆樹の附近を寧江州の所在地ならむと推定す。是に至りて上に引きたる蕭兀納傳の記事を見るに、兀納捷不也が寧江州の守禦を官屬に委し、自ら混同江を渡りて西せりといふは、寧江州より西南して松花江を渡り、黃龍府若くは其の方面に奔れりとの意なるべし。——許亢宗も黃龍府より伊通河に沿ひて進むを「自此東行」といへば、西字を嚴密に解釋すべきにあらず。——是れ、遼末、松花江が此の渡津の附近に於いて混同江と呼ばれし第一の證なり。

阿骨打の寧江州を陥れたる後、遼軍之を回復せむとし、出河店の戰乃ち起れり。
遼史〇卷二蕭奉先傳に、

天慶四年、阿骨打起兵、犯寧江州、東北路統軍使蕭撻不也〇兀納戰失利、上〇天命奉先弟嗣先爲都統、將番漢兵往討、屯出河店、女直乃潛渡混同江、乘我師未備、擊之、嗣先敗績。

と見え、又た天祚帝紀に、

十月壬寅、以守司空蕭嗣先爲東北路都統、靜江軍節度使蕭撻不也爲副、引軍屯出河店、兩軍對壘、女直軍潛渡混同江、掩擊遼衆、蕭嗣先軍潰。

とありて、此の戰も亦た混同江に關係す。さて阿骨打は出河店に遼軍を破れる後、直ちに賓祥、咸等の諸州を占領したるが、是等の州治が上の松花江の渡津と黃龍府との間に存せしことは後に述べべき如くなれば、出河店が此の渡津に近かりしは容易に之を推測するを得べし。されども其の的確なる位置に至りては、東三省輿地圖説に「出河店、即今遜札堡站東北十餘里珠赫城、俗呼珠家城子、金之肇州也」といへ

1 許亢宗行程錄第三十二程。

2 本書、得勝陀瘞碑記。

る珠家城子説を以て直ちに鐵案なりとはなし難く、即ち金史^{二卷}太祖本紀に、

十一月、遼都統蕭乂里^一、副都統撻不野、將步騎十萬、會于鴨子河^二、太祖自將擊之、未至鴨子河、既夜、黎明、及河、遼兵方壞陵道、選壯士十輩、擊走之、大軍繼進、遂登岸、甲士三千七百、至者纔三之一、俄與敵遇于出河店、會大風起、塵埃蔽天、乘風勢擊之、遼兵潰、遂至斡論^三、殺獲首虜、及車馬、甲兵、珍玩、不可勝計^三。

とありて、此の記載に誤りなくば、出河店を以て到底混同江の北方に置くこと能はざるなり。金史果して誤れるか。所謂出河店の戦は、金史^{六卷}六の朮魯傳にも、撻懶傳^{同上}にも、習不失傳^{七卷}七にも「出河店之役」と見え、阿骨打の擧兵に由りて屢此の方面に起れる寧江州、黃龍府、達魯古城、護步答岡等の諸役と共に頗る有名なる戦なり。されば金史^{四卷}二地理志に「肇州、下防禦使、舊出河店也、天會八年、以太祖兵勝遼、肇基王績於此、遂建爲州」と見えたる如く、金の太宗は州を其の地に置き、名づけて肇州といへり。天會八年は出河店の役と相距る十六年、歲月餘りに久しからねば、其の實際の戦場は、固より時人の記憶に存せしならむ。而して此の戦役は、遼軍鴨子河の北に會せりといひ、金軍河水に及べる時、遼兵陵道を破壊しつゝありたりといひ、全體

としては混同江の北方にも關係したる戦なれども、其の主要なる戦場の江南にありしは、遼金二史の記載に徴して疑ふべからず。されば金人は其の戦場を以て戦役の名となし、記念の州治も必ずこゝに設けしなるべく、故ら之を閉却して「選壯士十輩、擊走之」といへる如き容易く遼兵の退走したる地點に重きを置くことあらむ

¹ 遼史の蕭敵里にして、下文斡論濛の戦に敗れし遼將なること、後にいふべし。

² こゝには鴨子河とあれども、同じ太祖本紀の翌年(收國元年)の條には「上親征黃龍府、次混同江、無舟云々と見ゆ。固より同一波津の附近に於ける松花江を指せるなり。又た金史(卷七〇)撤改傳に「十月、師克寧江州、破遼師、千萬于鴨子河」とありて、これは出河店の戦を述べたるものなるべく、金末に於ける貞祐年間の事實を擧げたる紇石烈德傳の文は、「鴨子河」に依りて肇州(舊名出河店)の位置を示せり(本文参照)。而して一方には許亢宗も洪皓も、共に「混同江」を渡れりといふ。金代を通じて彼の波津の附近に對して、鴨子、混同兩名の并用せられしを知るべし。されども此の一篇に於ける余の目的は、時代を遼代のみ限り、一ら遼史に見えたる是等の名稱と、其の指すところの河水との關係を明かにせむとするに在るが故に、金代の名稱は問題の外なり。

³ 遼將蕭敵里の破られたる戦なり。斡論(鄰)濛の位置は、等しく疑問に屬する達魯古城の位置と關係す。仍つて此の追撃戦のことは、其の條下にいふべし。

や。出河店を以て混同江内の地なりとなしたる金史の記載は、蓋し謬妄にあらざるなり。たゞ「將步騎十萬會于鴨子河北」は下文の「選壯士十輩擊走之」に對して矛盾の甚しきものなれども、こは出河店に屯せし遼の本軍と其の中より江北に進み出で、陵道を破壊しつゝありし先鋒軍とを混一したる書き様なるべく、又た遼史の「兩軍對壘」は遼の先鋒軍の走れる後、兩軍の混同江を挾みて對陣したるを斯くいへるなるべし。又た肇州は漕運に便なる地なりしこと、金史地理志に「武興五年置漕運司」とあるにて明かなるが、同書卷二八「紇石烈德傳」に「貞祐年間の事變を敘して「肇州圍急、食且盡、有糧三百船、在鴨子河、去州五里、不能至、德乃浚濠、增障、築甬道、導濠水、屬之河、鑿陷馬、奔伏甲其旁、以拒守、一日、兵數接、士殊死戰、渠成、船至城下、兵食足、圍乃解」といへば、上記の論證と相俟ちて此の州治が松花江の南方五里に存せしを知る。たゞ此の記事を見るに、紇石烈德は敵軍包圍の内に居り、甬道を築きて之に對抗しつゝ、城濠の水を河水に聯絡せしめしことなれば、其の甬道も溝渠も、五里の長きに互れりとは思はれず。必ず城外別に松花江に流入する河水の存するありて、之と城濠との聯絡成りたる時、乃ち松花江の糧船を城下に導き得たりしならむ。契丹國

志卷一に出河店の戰を記して「屯出河店臨白江、與寧江女真對壘」といへる臨白江は、蓋し此の河水なるべく、下文に「女真潛度混同江」とありて、混同江と區別せられたるに由りても、其の然るを推すべきが如し。曹廷杰が「臨白江即混同江」といへるは如何あらむ。又た按ずるに、天眷二年の行程を擧げたる松漠紀聞續は、賓州に於いて混同江を渡れりとなし、其の肇州を過ぎたることをいはず。然るに賓州は後に述べべき如く、此の渡津の南岸の地なれば、大體今の遜札堡の對岸を之に擬すべく、肇州即ち出河店の位置は其の西方遠からざる或る小河（即ち臨白江）の近傍に求むべきが如し。而して余が特に西方とするは、出河店に敗れし遼軍が今の南郭爾羅斯公爺府附近ならむと思はるゝ、幹鄰濼に向ひて遁走したればなり（此のことは次にいふべし）。之を要するに、出河店は黃龍府路の松花江の渡津と相距る遠からざる地なるに、其の地に起れる戰の記事は、遼史に於いては、混同江に關係す。是れ此の

1 東三省輿地圖說、得勝陀瘞碑記。

2 註第六參照——〔本書、頁二〇三、註第二〕。

江名が阿骨打舉兵の當時、松花江の其の部分に對して用ひられたる第二の證なり。

三

以上、寧江州と出河店との位置を攷へ、混同江に關する明かなる觀念を得たれば、次に天祚親征の事實を擧げ、達魯古城、斡鄰、濼等の所在を討ねて當時鴨子河なる名稱が松花江の如何なる部分に適用せられしかを推究せむとす。

遼軍出河店に敗れて賓祥、咸の三州女直に没し、翌天慶五年正月、達魯古城の戦あり。亦た遼軍の敗に歸せり（此の戦につきては後にいふべし）。天祚帝は此の敗戦に先だちて既に親征の詔を下し、六月又た親征を以て諸道に諭し、一方には阿骨打に對して平和の交渉を試み、正月より九月に亙りて屢、耶律張家奴等を往復せしむ（張家奴は金史の張奴にして遼史天祚帝紀に張家奴と見えたる外、同紀及び本傳に章奴となしたるものと同一人なり）。されども和議は遂に成らずして、九月朔日、黃龍府陷り、其の前日には天祚親征の計畫成れり。其の事遼史本紀に「八月丙寅九日、十以圍場使阿不爲中軍都統、耶律張家奴爲都監、率番漢兵十萬、出長春路」蕭奉先

充御營都統、諸行營都部署耶律章奴爲副。○章奴と張家奴とは同一人なれば、此以精兵二萬爲先鋒、北出駱駝口。以都點檢蕭胡觀姑爲都統、樞密直學士柴誼爲副、將漢步騎三萬、南出寧江州路、自長春州分道而進、發數月糧、期必滅女直と見ゆ。契丹國志卷一の記事亦た大同小異にして、上文括弧内に收めし如き文字あれば、天祚の親征せむとするに當り、本軍は北方長春路を進みて駱駝口に出で、都點檢蕭胡觀姑等の率ゐる別軍は南方寧江州路に出でむとしたるを知るべし。所謂寧江州路は黃龍府の方面より混同江を渡りて、寧江州に達する上述の通路を指し、なるべく、長春路は「遼代春水考」に述ぶる如く、長春州が拜布爾察罕湖 (Paibur-chagan Nor) の西南遠からざる地點に位置せしことより推測して、今日マントハ伯都訥の間を東西に走れる通路を之に擬するを得べし。而して此の通路が松花江を横切る附近は即ち駱駝口ならむと察せらる。遼軍進撃の方略斯くの如し。鴨子河に關して提出せられし疑問を明かにせむと欲せば、先づ此の方略に留意するを要す。

天祚の親征は十一月に至りて實行せられぬ。遼史に「遣駙馬蕭特末林牙蕭察刺等、將騎兵五萬、步卒四十萬、親軍七十萬、至駱門」と見え、其の結果は、所謂護步答岡の戦

として天祚の大敗に終りしが、契丹國志に「天祚一日一夜走五百里、退保長春」とありて、彼れが長春州に退けるは、其の長春路を進みし爲めなるべければ、駝門は即ち彼の親征計畫に見えたる駝門ならざるべからず。されども又た金史の記事を參照すれば、此の時遼軍は一に駝門にのみ向へるにはあらずして、天祚の親軍が駝門に進むと共に、蕭特末、蕭察刺等の率ゐる一軍は、斡鄰灤に至りしこと、同書に「十一月、遼主聞取黃龍府、太懼、自將七十萬至駝門、駝門、駝馬、蕭特末、林牙、蕭查刺等將騎五萬、步四十萬、至斡鄰灤」とあるにて明かなり。仍つて余は又た斡鄰灤の位置を攷へざるべからず。

駝門即ち駝口が、マントハ伯都訥の間を東西に走れる通路の松花江を横切る附近なるべきことは、上に述べたる如くなるが、其の北方には松花江を渡りて女直の本據に侵入すべき通路なければ、斡鄰灤の所在は之を駝口の南方に求むべきなり。又た斡鄰灤は遼史天祚帝紀、天慶四年十一月の條に「都統蕭敵里等營于斡鄰灤、東又爲女直所襲、士卒死者甚衆」と見えたる如く、恰も遼將蕭撻不也等の出河店に敗れし比、別將蕭敵里等の屯せし地なり。而して金史の記載に依れば、阿骨打は蕭

斡里撻不野等の率ゐる遼軍を出河店に破り、更に斡論灤まで追窮して殺獲甚だ多かりきといふ。蕭斡里と蕭敵里とは其の同一人なること疑ひなく、斡論灤は即ち斡鄰灤なるべし。然かも、蕭斡里を以て出河店其のものゝ戰に與かれりとする金史の記載は誤りならむ。蓋し蕭敵里、蕭斡里が斡鄰灤の東に營せしは、出河店に屯せし撻不也等と相並びて寧江州の方面に進撃せむとしたるが爲めなるべく、一方出河店に敗れし遼軍の斡論灤に遁走したるは、蕭敵里の其の地に營せし故なるべし。然るに契丹國志は出河店の戰に次げる金軍の追撃に關して「復以兵追殺百餘里」云々といへり。こは明かに金史の「逐至斡論灤」云々に對應するものなれば、駝口の南方なるべき斡鄰灤は、出河店の西方百餘里の地に之を置くべきなり。而して出河店が今の遜札堡の對岸に近しとすれば、是れより西流する松花江の北方に向つて屈曲せむとする附近は、大體此の里數に相當す。

1 金史(卷二)太祖本紀、收國元年の條。

2 箭内學士の最近の研究に依れば、「斡」字が「敵」に近き音を有せしこと明かなり。

翻つて天祚の親征に關する金史の記事を見るに、既記の如く遼主自ら七十萬の軍に將として馳門に至り、蕭特末、蕭查刺等は別軍に將として斡鄰灤に至るといひ、而して曰く「上骨打阿自將禦之、十二月己亥、行次爻刺、會諸將議、皆曰、遼兵號七十萬、其鋒未易當、吾軍遠來、人馬疲乏、宜駐于此、深溝高壘以待、上從之、遣迪古乃、銀朮可鎮達魯古と。遼兵號七十萬は天祚の親軍のみを指したるものなれば、特に迪古乃、銀朮可をして達魯古を守らしめしは、阿骨打自ら天祚の親軍に當ると共に、斡鄰灤より侵入すべき遼軍に對して達魯古の守備を必要とせしにはあらざるか。阿骨打は斯かる處置をなしたる後、九日を経て天祚帝と戰ひ、帝は敗れて長春州に退きしが、迪古乃傳に「十二月、上骨打阿禦遼主兵、次爻刺、迪古乃與銀朮哥守達魯古路」といひ、銀朮可傳に「太祖拒遼兵、銀朮可守達魯古城」とありて、一言交戰の事實に觸れざるは、少なくとも達魯古が馳門の方面にあらずして、他の通路に當りしを證す。然るに迪古乃、銀朮可等が蕭特末等の率ゐる遼軍の侵入と何等の關係なき第三の通路を守れりとせば、それは阿骨打の執りたる處置として甚だ無意義ならずや。余に斯かる理由の下に達魯古と斡鄰灤とを松花江を隔て、同じ通路の中にありたるものとなし、其

の通路は即ち迪古乃傳の達魯古路なるべしと推定す。又た他の事實を按ずるに、斡鄰灤の戰の後、天祚帝は耶律斡里朶を行軍都統となし、蕭乙薛及び耶律章奴(張家奴)を副たらしめしが、天慶五年十一月、翌年正月、斡里朶等女直の兵と達魯古城に戰ひて敗績せしこと遼史に見ゆ。³ 金史には「遼遣都統耶律訛里朶、左副統蕭乙薛、右副統耶律張奴、即ち張家奴都監蕭謝佛、留騎二十萬、步卒七萬、戍邊、留婁室銀朮可守黃龍、上

¹ 金史(卷七〇)完顏忠傳。——完顏忠、本名迪古乃。

² 同上、卷七二。

³ 天祚帝紀、天慶四年及び五年。

⁴ 此の時、賓、祥、威の三州(混同江と黃龍府との間に在り)既に陥りたれども、黃龍府は未だ降らず。隨つて此の記事に據れば、阿骨打の達魯古城に趨かむとするに當り、婁室と銀朮可とは特に黃龍府の遼軍に對して守備を命ぜられたるものゝ如し。然るに金史は上の記事を承けて、婁室及び銀朮可が達魯古城の役に於いて遼軍の右翼を破りしことを敘せり。こは如何に解すべきものなるか。先づ婁室の傳(金史、卷七二)を見るに、阿骨打は達魯古城に趨かむとして寧江州の西に次したる時、婁室を召したりといふ。即ち太祖趨達魯古城、次寧江州西、召婁室、婁室見上于軍中、上見婁室馬多疲乏、以三百給之、使隸左

○阿打率兵趨達魯古城。次寧江州西。とありて、遼將韓里朶等の侵來せし時、阿骨打自ら達魯古城に向へるを知る。而して其の達魯古城に遼軍を破るや、北ぐるを逐ひて阿婁岡に至り、盡く歩卒を殲せりといふ、即ち所謂達魯古城の役なり。阿婁翰鄰音相通ずれば、阿婁岡は翰鄰濼に近き丘陵なるべく、其の退却地は又た其の達魯古城に向へる進撃地なりしならむと察せらる。然るに達魯古城が寧江州の西方に在りしは、上の記事にて明かなれば、其の所在も略之を推測するを得べし。之を現今の地理に照らすに、松花江の屈曲點に近き南郭爾羅斯公爺府より江を横切る通路は、興隆堡を経て東方珠家城子、大榆樹に達す。然るに其の大榆樹の附近は余が寧江州に擬したる地なるが故に、以上論述したるところは能く此の地理に合ふ。然らば翰鄰濼及び達魯古城の所在はそれ、南郭爾羅斯公爺府及び興隆堡附近なりとして大過なかるべし。

さて天祚帝が親征の計畫を立てたる時、本軍は北方長春路を進みて駱駝口に出で、都點檢蕭胡覩姑等の率ゐる別軍が南方寧江州路に出でむとしたるは、既に述べたる所なり。而して遼史卷一蕭胡篤傳を見るに、天慶初、累遷至殿前副點檢、五年從

天祚東征、爲先鋒都統、進至刺离水、與金兵戰敗、大軍亦却、討耶律章奴とありて、遼の大軍の先鋒都統蕭胡篤は、耶律張家奴の軍中より叛し去れる二〇十二月十日以前、刺离水

翼宗翰軍、與銀朶可縱兵、衝其中堅とありて、黃龍府に對する守備を命ぜしことを言はず。而して更に其の間の事情を詳かに傳へしものは、清の楊賓の柳邊紀略昭代叢書壬集卷二〇に收むる婁室の神道碑の文なり。曰く、咸州既下、因徇地黃龍府、婁室につきていふ、太祖自將進達魯古城、將與遼兵遇、遣使馳召王、婁室以軍赴之、太祖見其馬力疲極、益以三百匹、命居右翼、明日兵交云々と。婁室は黃龍府を徇へむとしつゝありしに、會、達魯古城の戦起らむとしたるを以て、阿骨打の召還の命に接せしなり。然らば上の太祖本紀の記事は、其の所傳に誤りあるべし。更に太祖本紀を見るに、初め阿骨打は黃龍府を攻め取らむとして親ら益州まで進軍したるが、此處にて師を班し、遼將耶律訛里朶等、大軍を以て邊を成れりといふ。蓋し阿骨打の益州より軍を班し、は、遼軍の侵入せむとするを知りたればなるべく、婁室、銀朶可等を留めて黃龍府に對する備へとなし、は、即ち此の際にあらむ。然るに阿骨打の將に達魯古城に向はむとするや、彼れは寡兵を以て遼軍に抗し難しとなしたるにや、更に婁室を召還せしなり護步答岡の戦に於いても、金軍は僅かに二萬なりきといへば、此の場合に於いても少なかりしならむ。誤傳の生ぜし理由は、これに依つて明かならむ。

耶律張家奴の叛は、遼史天祚帝紀、天慶五年十二月乙巳十日の條に「耶律張家奴叛」と見ゆ。

即ち今の拉林河まで進撃したるが、此の蕭胡篤が初め別軍の都統を命ぜられたる蕭胡靺姑と同一人なるは、其の官名によりても明かなり（天慶の初めは副點檢にして、後、都點檢に進みしなるべし）。然らば蕭胡篤は豫定の計畫に従ひて寧江州路を進みしかといふに、當時黃龍府は既に陥りて、容易く此の方面より進撃し得べくもあらず。次は達魯古路なれども、達魯古城を守りし迪古乃銀朮哥の交戦したる形跡なきは、幹鄰濼に至りし如何なる遼軍も江東に進まざりしを證す。即ち豫定の計畫に變更ありて、蕭胡篤が上の二路の何れをも進まず、天祚の親軍の先鋒として長春路を進み、而して刺离水に進撃したるは、毫も疑ひを容れざるなり。さもあれ斯く論じ來りて余の特に知らむと欲するところは、此の時蕭胡篤等の渡りし松花江が如何なる名稱を以て呼ばれしかの一事是れなり。耶律章奴傳を檢するに、天慶五年：「及天祚親征女直蕭胡篤爲先鋒都統章奴爲都監大軍渡鴨子河」とありて、即ち之を鴨子河となす。而して耶律朮者傳に亦た「嘗與耶律章奴謀立魏國王溥及聞章奴自鴨子河亡去、即引麾下數人往會之」といへり。遼末天祚の朝、伯都訥の附近に於いて松花江に鴨子河の稱ありしは、是等の記事に徴して明かなりとす。

事の序で一考すべきは、天祚の親征に際して阿骨打の次したる爻刺の地が何處に存せしかの問題なり。遼軍の進撃に對する阿骨打の作戰計畫は、此の問題に聯關して説明せらる。又た金初此の地に天開殿と稱する行宮あり、所謂爻刺春水の地にして、金代の春水と關係す。是れ余が爻刺の位置に關して特に數言を費やす所以なり。上にいへる如く、蕭胡篤（蕭胡靺姑）を都統とし、耶律張家奴（章奴）を都監とする天祚の親軍の先鋒は、長春州路を進みて鴨子河を渡り、蕭胡篤は刺离水まで進撃したるが、天祚自身は未だ鴨子河を渡らざりしが如し。然るに十二月十日、張家奴は道宗の姪魏國王溥を擁立せむとし、鴨子河の近傍より再び河水を渡りて叛

然るに同年九月乙巳の條に「耶律章奴反奔上京、謀迎立魏國王溥」云々とて、其の叛亂の始末を敘せり。されども九月に乙巳のあるべきはずなく、耶律章奴は耶律張家奴なること、他に明かなる證左あれば、此の一條は錯簡なり。

1 遼史、卷一〇〇。
2 同上。

し去れり。此の時に當り、阿骨打の態度如何にと見るに、金史太祖本紀に「上自將禦之、十二月己亥^日、^四行次交刺。會諸將議、皆曰、遼兵號七十萬、其鋒未易當、吾軍遠來、人馬疲乏、宜駐于此深溝高壘以待、上從之、遣迪古乃、銀朮可鎮達魯古、丁未^日、^上以騎兵親候遼軍、獲督餉者、知遼主以張奴^家、^張奴叛西還二日矣」と見え、阿骨打は交刺に駐せし後八日、張家奴の叛し去れる後二日、始めて之が爲めに遼軍の退還したるを知り、其の間所謂溝を深くし、壘を高くして以て待ち、進みて敵軍を逆へむとはせざりき。單に然かせざりしのみならず、又た全く鋒を交へざりしは、太祖本紀に上の記事を承けて、是日上還至熟結灤、有光見于矛端、戊申^日、^十諸將曰、今遼主既還、可乘怠追擊之、上曰、敵來不迎戰、去而追之、欲以此爲勇邪、云々といへるによりて明かなり。是に於いて上記の問題は提出せらる。交刺は何處の地なりしか。阿骨打は如何にして遼軍に對抗せむとしたりしか。余を以て之を觀れば、金軍の執るべき方策蓋し二あり。鴨子河の險に據りて敵軍を拒へ、其の先鋒の來るに及びて先づ之を破り、乃ち河水を渡りて本軍を掃蕩するは其の一なり。姑く拉林河の附近に屯して敵軍の來るを待ち、彼等の悉く鴨子河を渡り、おのづから退路の阻まれたる時、憤然蹶起し

て之を殲滅するを期するは其の二なり。前者は正にして、後者は奇、其の何れ採るべきかは味方の事情の如何に依る。さて阿骨打の態度につきて考ふるに、若し第一策に出でたりとせば、交刺は即ち鴨子河に近き地ならざるべからず。されども彼れが其の交刺の地に於いて敵軍の侵入を防がむとしつゝ、ありながら、蕭胡篤、耶律張家奴等の鴨子河を渡りて來れる時、之と鋒を交ふるなく、剩へ其の河西に引き去れるをも知らずして三日を過ごすことのあるべきか。是れ斷じてあるべからず。阿骨打の第一策に出でざりしを見るべく、交刺の鴨子河に近からざりしを知るべし。一策にあらざれば則ち二策。阿骨打の第二策を執りたる事情は如何。遼軍既に鴨子河を渡りて退き、彼れは督餉者を獲て其の事情を知りしも、此の日還りて熟結灤に至り、直ちに敵軍を追撃せむとはせざりき。而して翌日諸將の進言に接するや、なほ一たび之を斥け、衆皆な慄愧して自ら效さむことを願へる時、乃ち「誠欲追敵、約齎以往、無事、餽若破敵、何求不得」と戒しめたりといふ。阿骨打が遼軍を追はむとするに當り、頗る慎重なる態度を執りしを知るべし。こは蓋し寡兵を以てしては、鴨子河の險を涉るの困難なるを思ひたればなるべく、また實際寡兵を

率ゐしことは、金史に上の文を承けて「衆皆奮躍、追及遼主于護步答岡、是役也、兵止二萬、上曰、彼衆我寡、兵不可分、視其中軍最堅、遼主必在焉、敗其中軍、可以得志」といへるに、よりて明かなり。——天祚は此の戦に敗れて、長春州に退きしが、阿骨打の鴨子河を渡りて、遼軍を追撃したるは、前後の事情によりて疑ひなければ、護步答岡は、驪門と長春州との中間の地ならむ。——加之、阿骨打の交刺に次して、方略を議したる時、遼兵號七十萬、其鋒未易當」とは、諸將の均しく認めしところなりき。彼れが第一策を取り、直ちに敵軍を邀撃せむとせざりしは、其の軍兵の寡なかりしが爲めならざるべからず。而して敵將蕭胡篤が刺離水まで進撃せりとの記事さへあるに於いては、交刺の拉林河の東に在りしは、殆んど疑ひを容れざるなり。若し夫れ金の本軍が斯かる地點に屯せし時、迪古乃銀朮可の率ゐる兵の達魯古城まで進みしは、後者が寧江州より幹鄰濼に達する通路に在りて、全く其の方面を異にせしが爲めのみ。

四

遼代の末造に於いて、今の遜札堡の附近の松花江と伯都訥の附近とを通過する

同江とに、それ〴〵混同江及び鴨子河なる名稱の存せしことは、以上論述したるところに依りて明かなるが、是等の稱呼の反對に適用せられし證左なければ、混同江と鴨子河とを各、同一河水の部分名なりと斷ずるは、決して不當にあらざるべし。従つて本考の初めにいへる如く、天祚帝紀に正月鴨子河に如き、翌月混同江に幸せりと見えたりとて、そは少しも怪しむに足らず。されども更に一步を進めて是等の部分名の及びし範圍を定めむと欲せば、なほ一段の考證を要す。

遼史耶律儼傳に「清寧四年、城鴨子混同二水間」といふ記事の存することは、本篇の初めにいへる如し。地理志に依れば、寧江州の建置も清寧中のことにて、此の築城の目的の生女直に對する防禦にありしは、甚だ見易きところなるが、松漠紀聞に「居混同江之南者、謂之熟女真、以其服屬契丹也、江之北爲生女真、亦臣于契丹、後有會豪、受其宣命爲首領者、號太師、○阿骨打の父祖を指す、契丹自賓州混同江北八十餘里、建寨以守、予嘗自賓涉江、過其寨、守禦已廢、所存者數十家耳、生女真國也」と見ゆ。清寧四年耶律儼の築きしは、此の八十餘里の城寨に外ならざらむ。たゞ「自賓州混同江北八十餘里」といへる稍、曖昧なる一句を如何に讀むべきかは、賓州の位置に依りて決定せらるゝが故

に、先づ其の位置につきて一言すべし。

賓州が混同江の南岸に位置せし證としては、洪皓が「予嘗自賓涉江、過其寨」といへる上記の一句を擧ぐるを得べし。然かも同じ松漠紀聞の續編に掲げられたる金都より南に下つて燕京に至るまでの行程に、「至賓州渡混同江」とあるを以て、洪皓はたゞ賓州に依りて渡津の位置を示せるに過ぎずとなし、州治が果して江の南北何れに存せしかは、是等の記事にて決し難しといふものもあらむ。されども洪皓の行程は「上京即西樓也、三十里至會寧頭鋪、四十五里至第二鋪」といふが如く、先づ里數を示して次に其の到着點を掲ぐる例なれば、其の「七十里至賓州、渡混同江、七十里至北易州」といへるは、七十里の里程の到着點にして、次の七十里の里程の出發點なる賓州に至るに際して混同江を渡れりとの意なりと解するを得べし。然らば洪皓の此の行程は、彼れが「予嘗自賓向北方涉江」といへる他の言と一致するものなれども、なほ此の解釋を以て牽強なりといふものあらば、余は許亢宗の行程録を以て之に對へむ。黃龍府より北進して漫七離孛董寨に至れる亢宗は、是れより一百里にして和里間寨に至るとなし、其の間の行程を説明して曰く、離漫七離行六十里、即

古烏舍寨、枕混同江、涓……過江四十里、宿和里間寨と。烏舍は亢宗が黃龍府の條下に民族名として擧げたるもの遼史卷三地理志に「賓州……統和十七年遷兀惹戶、置刺史于鴨子混同二水之間」と見えたる兀惹と同一なるべきことは、松井學士既に言へり。一洪皓が「溫熱者國最小、不知其始所居、後爲契丹徙置黃龍府南、百餘里、曰賓州、州近混同江」と記せる溫熱も亦た烏舍ならざるべからず。乃ち知る、許亢宗の所謂古烏舍寨は、遼代の賓州を指せるに外ならざるを。然るに彼れが此の寨を以て混同江の涓に枕すとなし、然る後「過江」といへりとせば、賓州が其の渡津の南岸に在りしは、蓋し疑ふべくもあらず。阿骨打が出河店の戰に克ちたる後始めて此の州治を占領したりしことも、亦た其の確證とするに足る。余は斯かる理由の下に、今日の通路より推測して、大體遜札堡の對岸八里營子の附近を賓州の所在地に擬せむとす。たゞ許亢宗は黃龍府より漫七離寨に至る道路の傍に益州賓州の空城あり

一 滿洲歷史地理、卷二、頁一四二。

二 松井學士の指摘したる如く、南は東の誤りなり（滿洲歷史地理、卷二、頁一四三）。

といへば、彼れは烏舍寨以外に賓州の存在を認めたるが如し。されどもこは松井學士もいへる如く、當時空城となりて存せし遼代の州治、咸州ならむ。咸州につきては附説第一を見よに關する誤聞を傳へしものなるべく、而して其の眞の賓州に到るや、往年兀惹の住地たりしを知り、乃ち之を烏舍寨と呼べるならむ。

賓州が混同江の南岸に存せしこと疑ひなくば、洪皓の過ぎたる城寨の此の地を起點とせざりしは論を俟たず。従つて「自賓州混同江北八十餘里」は、賓州より混同江の北八十餘里にはあらずして、賓州混同江より北八十餘里と讀むべきなり。因つて想ふに清寧四年耶律儼が鴨子混同二水の間に築きし城寨は、賓州の混同江の北岸より八十餘里の里數を其の下流に向つて走りしにて、賓州に近き出河店と幹鄰濼とが相距る百餘里、此の事上にいへりなるを以て之を推せば、此の城寨の一端は達魯古城の附近、否な寧ろ其の城に至りて終りしものゝ如し。固より之を以て伯都訥の附近に及べりとは認むる能はざるなり。果して然らば清寧築城の當時達魯古路の渡津の附近に於ける松花江は鴨子河と呼ばれしなるべく、是れ其の築城が耶律儼傳に「城鴨子混同二水間」と記るされたる所以ならむ。余輩は斯くの如

くにして清寧中今の南郭爾羅斯公爺府附近の松花江が鴨子河の稱を有せし徵證を得たり。然るに既述の如く其の後約五十年を経たる天祚の時代の史實を檢覈し、當時伯都訥の附近に於いても亦た此の河名の存せし證左の擧がれるは、晚くも清寧以後此の兩地の間の松花江が通じて鴨子河と呼ばれし故ならざるべからず。鴨子河なる名稱の範圍は、遼史地理志の記事に依りて更に之を擴張するを得べし。上にも引ける如く、賓州、懷化軍節度、本渤海城、統和十七年遷兀惹戶、置刺史于鴨子混同二水之間」といひ、賓州の建置を説明して鴨子混同二水の間に置かれたりとなす。統和十七年は鴨子河改名の詔の下されたる以前にして、當時混同江なる名稱のあるべくもあらねば、此の記載は固より賓州建置の際のものにあらず。然かも太平四年の改名以後の或る時代に於いて松花江の賓州に近き部分が鴨子河と呼ばれたればこそ、此の州の位置を斯く記るしゝものもありしならめ。然るに賓州の位置と松花江の渡津との關係は既に述べたる如くなれば、上の場合に於いて混同江の名稱はたい其の渡津にのみ適用せられ、下流は即ち鴨子河なりしを知るべし。而して既に論證し得たる鴨子河の範圍を此の事實に結合して考ふれば、混

同江を賓州に於ける渡津の名として、其の下流は凡て——少なくとも伯都訥附近まで——鴨子河となる。天祚帝紀、天慶二年の條に「二月丁酉、如春州、幸混同江、釣魚、舞、獨阿骨打辭以不能諭之再三、終不從。……九月初、阿骨打混同江、宴歸、疑上^天、知其異志、遂稱兵」と見えたる混同江も、之を渡津の名となすにあらざれば、宴會の地點を指示すること餘りに漠然たりといふべし。

抑も鴨子河の名は太平四年の改名以前、其の遼史に見えたるもの甚だ少なく、聖宗本紀、太平四年正月(改名の前月)の條に「如鴨子河」といふ記事の存するあるのみ。されども太祖本紀^一阿保機即位の九年十月の條に「釣魚于鴨淥江」といひ、耶律何魯不傳^{遼史、卷七}に「時黃龍府軍將燕頗殺守臣以叛、^{景宗保寧五年}——^{鴨子河改名に先だづ}、^{何魯不討之、破於鴨淥江、}^{後賓州の附近}」^かといひ、遊幸表^{遼史、卷六八}、太平三年正月の欄に「觀漁于鴨淥江」といへる鴨淥(綠)江は、何れも朝鮮のそれにはあらずして、松花江の一部に適用せられし名稱ならむと思はるれば、鴨子河改名以前に於いて其の河水は亦た鴨淥江とも呼ばれしが如し。而して、尙ほ此の推測を確かむべき記事

としては、契丹國志^{卷一}天慶五年の條に天祚の親征を敘して「自長春州分路而進、齋數月之糧、必滅女真。……天祚喜而信之、遂行、女真師至鴨淥江、^{蓋阿骨打の軍の馳}、^{人心疑懼}といへると、金史^{卷三}太宗本紀、天會十年の條に「聞鴨淥混同江、^{金代に於}、^{河及び混同江の名稱は}暴漲、命賑徒戍邊、戶在混同江者」とあるとを擧ぐるを得べし。蓋し是等の記事は、遼末金初の鴨淥鴨子が共に同一河水の名稱なりしを證するものが、斯かる證左の存する上は、上の推測を辿りて此の事實を鴨子河改名以前の時代に溯及し得べければなり。白鳥博士は教へて曰く、「Tunguse 語にては鴨を waire といひ、朝鮮語にては ^{오리} といへば、鴨淥は鴨子の土言を寫し、ものならむと。然らば鴨子河の原名は鴨淥江にして、鴨子河は其の漢譯なるべく、太平四年に至りて此の稱呼の初めて遼史に見ゆるは、漢譯名の使用の聖宗朝に起原したるが爲めならむ。

1 [補註] 宋の江休復(字は鄰巒)の雜志(說郛、卷二)に「契丹鴨淥水出牛魚、鱗製爲魚形、贈遺婦人、貼面花」とあり。此の鴨淥水も朝鮮の鴨淥江にあらざること論なし。

2 東洋學報、第五卷、第二號(大正四年五月)「朝鮮語と「Trai-Aliai」語との比較研究」頁一五五參照。

さて遼の鴨綠江は即ち鴨子河なり。然るに太平四年の改名以前、契丹人が他の名稱を以て松花江を呼びたる證迹なければ、鴨子河(鴨綠江)は遼初以來聖宗の朝に至るまで此の水流に適用せられし唯一の名稱ならざるべからず。然らば其の混同江と改名せられし後十六年、興宗の重熙九年以來道宗、天祚の朝を通じて新舊兩名の相共に遼史の記載に上れるは何ぞや。余は其の事情を次の如くに解釋せむとす。聖宗は鴨子河(鴨綠江)の全體に通じて混同江の稱を興へむとしたれど、其の後此の新名は生女直との交通の要路に當れる賓州の渡津にのみ適用せられ、下流は依然として鴨子河(鴨綠江)と呼ばれしものならむと。是れ余の混同江問題に對する結論なり。而して聖宗以來歴代の遼主の屢混同江に幸せしは、單に春遊を目的としたるにはあらずして、亦た生女直等の來朝を受けむとしたるが爲めなるべし。

附 說

一 混同江・疎木河の築城について

此の築城の事は遼史^{七卷}一聖宗本紀、太平六年二月の條に「以迷離己同知樞密院黃翮爲兵馬都部署、達骨只副之、赫石爲都監、引軍城混同江、疎木河之間、黃龍府請建堡障、三烽臺十、詔以農隙築之、東京留守入哥奏、黃翮領兵入女直界狗地、俘獲人馬牛豕不可勝計、得降戶二百七十、詔獎諭之」と見え、其の築城が黃翮の女直征伐と關係せるを以て之を觀れば、必ず女直の防禦を目的としたるものなるべし。而して黃龍府に堡障と烽臺とを設けむとしたるも、亦た其の目的を同じくし、即ち混同・疎木兩水の間、の築城と密切なる關係あるものならむが、疎木河の所在を明かにするにあらざれば、此の築城の意義は徹底せず。

築城の舉ありし太平六年は鴨子河を改めて混同江となしたる後僅かに二年なり。従つて此の時既に混同江の名が賓州の渡津にのみ適用せられたりとも思は

れねば、疎木と呼ばれし河水はもと鴨子河の稱を有せし松花江の水流以外に之を
 求むべきが如し。因つて他の方面より此の河水の所在を考ふるに、遼史^{八卷}一興宗
 本紀、重熙八年正月の條に「丙申、如混同江、觀魚、庚戌、又魚于率沒里河」と見えたる率沒
 里河あり。こは即ち問題の疎木河なるべく、遊幸表には同じ年月の欄に「又魚于治
 河」とあれば、治河は率沒里河(疎木河)の別名ならむ。又た其の治河は遼史^{八卷}景宗本
 紀、保寧七年の條に「秋七月、黃龍府衛將燕頗殺都監張琚以叛、遣敵史耶律曷里必討之、
 九月、敗燕頗於治河、遣其弟安搏追之、燕頗走保兀惹城、安搏乃還」と見えたる如く、黃龍
 府の叛將渤海人燕頗の耶律曷里必に撃破せられし河水なるが、耶律何魯不傳には
 「時黃龍府軍將燕頗殺守臣以叛、何魯不討之、破於鴨綠江、坐不親追擊以至失賊、杖之」
 ありて、曷里必と同一人なるべき何魯不の燕頗を破りし地を鴨綠江となす。而し
 て何魯不は唯、叛將を破りしのみにて、之を追撃するには至らざりきとの罪名の下
 に處罰せられたりといへば、此の鴨綠江は黃龍府を距ること甚だ遠き朝鮮の鴨綠
 江にはあらずして鴨子河の土名(且つ原名)なること疑ひなし。然らば治河は即ち
 鴨子河なるかといふに、余は然か斷ずるものにあらず。燕頗の走りし兀惹城は寧

古塔方面ならむと思はるれば、³彼れは必ず黃龍府の東北に於いて鴨子河を渡り、そ
 れより東方に向ひしなるべく、其の耶律何魯不に破られしは、彼れの鴨子河を渡る
 以前にありしなり(遼初に屬する保寧の頃、²聖宗の鴨子河改名、³後には専ら混同江と
 呼ばれし賓州の渡津の附近が鴨綠江の稱を有せしことはこれにて知らる)。こは
 何魯不傳に據りて知らるゝところなるが、景宗本紀に「敗燕頗於治河」ともあるは、燕
 頗敗戦の地が一には鴨子河に近きと共に、又た治河にも近かりしが爲めなるべし。
 然るに此の條件に適合すべき河水としては、黃龍府の東方を流れて松花江に流入
 する伊通河あり、是れ即ち燕頗の鴨子河を渡るに先だちて敗れ、又た興宗の魚を又
 したる治河なるべし。治河に率沒里河の稱ありしは、後者を土名として前者を其
 の別名と見るを得べく、即ち胡土虎河の渾河(奉天の南、今も同名)と呼ばれ、鼻里合土
 河の范河(鐵嶺の南、今も同名)と名づけられたる類ならむ。而して治河即ち率沒里

¹ 遼史、卷七七。

² 此のこと、他日發表する「鐵利考」にいふべし——「本書、頁八九——一〇三」。

³ 渾、范二河の名并に其の所在の説明は、遼史(卷三八)地理志に見ゆ。金の章宗の明昌元年

〔疎木〕河を今の伊通河なりとすれば、疎木河の名を松花江以外に求むべしとなしたる上の推測にも合するなり。

さて遼史^八卷三地理志を見るに、黃龍府に屬せし賓・祥・益等の諸州あり、又同史^四卷六百官志に黃龍府兵馬都部署司、黃龍府鐵驛軍詳穩司と相並べて咸州兵馬詳穩司を擧げたり。是等の四州につきて考ふるに、賓州の位置は既に述べたる如し。祥州は趙彥衛の御寨行程^一に龍驤館(黃龍府の驛館ならむ)より賓州に向ひて進むこと六十里にして祥州常平館に至るといへる祥州ならむ。なほ是等の州治は阿骨打の擧兵と關聯して史上に見ゆ。即ち出河店の役後、女直の軍兵は直ちに賓州、祥州を陥れ、又咸州に克ちたるなり。^三咸州の位置は之を明記せしものなけれど、其の攻陥に與かりたる金將完顏婁室の神道碑^四に「咸州既下、因徇地黃龍府」とあるを以て之を觀れば、黃龍府を北方に距ること遠からざるを知る。混同江の宴に不穩の態度を示せる阿骨打が其の擧兵に先だちて來りし咸州は此の咸州にて、天祚帝紀、天慶二年九月の條に「初阿骨打混同江宴歸、疑上^天知其異志、遂稱兵、先併旁近部族、女直趙三、阿鶻產拒之、阿骨打虜其家屬、二人走訴咸州、詳穩司送北樞密院、樞密使蕭奉先

作常事以聞、上仍送咸州詰責、欲使自新」といひ、又翌年正月の條に「阿骨打一、日率五百騎、突至咸州、吏民大驚、翌日赴詳穩司、與趙三等面折庭下、阿骨打不屈、送所司問狀、一夕遁去、遣人詐于上謂詳穩司欲見殺、故不敢留、自是召不復至」と見え、即ち咸州兵馬詳

王寂の著録に係かる遼東行部志には「次胡土虎寨、胡土虎、漢語渾河也」、「次鼻里合土千戶營、鼻里合土、漢語范河也」といへり。二河の土名は遼代よりのものならむ。

1 說郛、寫第四二。

2 滿洲歴史地理、卷二、頁五一參照。

3 遼史、天祚帝紀、天慶四年十二月の條に「咸、賓、祥三州、及鐵驛、兀惹、皆叛入女直、乙薛往授賓州、南軍諸將實婁、特烈等、往授咸州、並爲女直所敗」と見え、一方金史太祖本紀に、出河店の戰の記事を承けて「幹魯敗遼兵、斬其節度使撻不野、僕虺等、攻賓州、拔之、兀惹、離鶴室來降、遼將赤狗兒戰于賓州、僕虺、渾黜敗之、鐵驛王回、保、以所部降、吾睹補、蒲察、復敗赤狗兒、蕭乙薛軍于祥州、東、幹忽、忽賽兩路降、幹魯古敗遼軍于咸州、西、斬統軍實婁、實婁の譌于陣、完顏婁室克咸州」とあり。

4 註第三四、幹魯古傳の文參照——〔本書、頁二四〇〕。

5 昭代叢書、壬集卷二〇、柳邊紀略。

6 後文「係遼籍女直について」を見よ。

穩司の存せし州治なり。今の開原附近に在りし安東軍下節度の咸州（註）即ち金元時代に於いて咸平府治となれる他の咸州と混同すべきにあらず。次に益州につきては、賓祥咸の三州の陥落に繼いで起れる事件として、金史太祖本紀に「上骨打（註）阿自將攻黃龍府進臨益州。州人走保黃龍取其餘民以歸」と見え、又た黃龍府より北進したる許亢宗も、舊益州の空城を道傍にありとなせれば、此の州治の黃龍府に近く存せしを知るべし。さて遼代の治州は其の咸州（開原の）以北黃龍府以南に存せしもの少なく、僅かに韓州信州咸州等を擧げ得べきに過ぎず。然るに里程に於いては遙かに短かき黃龍府以北に、賓州以下四州の并存したりしは何ぞや。そは必ず生女直の勢力に對して黃龍府の防禦を目的としたるものならざるべからず。遼亡びて金之に代るに及び、益州は廢たれて空城となり、咸州も亦た遺存したる形迹なきに依りても、其の間の事情を察するに足る。四州の置かれし年代は、聖宗の統和十七年、兀惹の戸を遷して賓州を置き、興宗の朝鐵驪の戸を以て祥州を置きたること地理志に見ゆれど、他の二州は明かならず。されども遼が積極的に女直を經略せむとしたるは、聖宗の朝に始まり、先づ鴨綠江方面の女直征伐となり、尋いで東北面の

女直の羈縻にも力を用ふるに至りし如くなれば、黃龍府以北に於ける州治の建設は、蓋し賓州が初めならむ。而して太平六年黃翮等の軍を引きて混同江疎木河の間に城き、又た女直の界に入りて地を徇へ、人畜降戸を得たるは、賓州の置かれし後二十七年のことなりとす。因つて想ふに、所謂混同江疎木河間の築城は、混同江外の女直に對する黃龍府の前面の防禦を目的とし、伊通河の西方賓州以南の要地に築かれたるものなるべく、同時に黃龍府が堡障と烽臺との設置を必要としたるは、此の築城と相俟ちて其の防備を完全にせむとしたるに外ならざらむ。而して黃翮等の征せし女直は混同江外の女直なるべし。後三十餘年を経て道宗の清寧年間に至り、寧江州を江北に置き、又た江の北岸——所謂鴨子混同二水の間——に城きしことは、既に述べたる如し。是れ即ち聖宗時代の經略に一步を進めしものにして、祥州・咸州・益州等は其の前後に置かれしならむ。

1 遼史（卷三八）地理志——滿洲歷史地理、卷二、頁三〇參照。
2 後文「兩咸州について」を見よ。

〔係遼籍女直について〕

前掲の天祚帝紀の文に、初阿骨打混同江宴歸疑上天知其骨打異志遂稱兵先併
旁近部族女直趙三阿鶻產拒之云々とあり。旁近部族を文字のまゝに解釋すれば、
趙三阿鶻產は阿骨打の本據に近き女直部族なるが如し。されども阿鶻產は護歩
答岡の戦の後遼の叛將耶律張家奴の上京臨潢府を侵し、時之を追撃したる所謂
順國女直にして嘗て阿勒楚喀の近傍に住せしものなりとは思はれず。阿骨打の
招諭に應ぜずして事を咸州に訴へしも、克く遼に歸服したればなるべし。而して
他の一人なる趙三の住地を考ふれば、更に此の推測を確かむるを得べし。

阿骨打既に舉兵を決し、軍を寧江州に進めむとするや、幹魯古阿魯の二將をして
幹忽急賽二路の「係遼籍女直」を撫諭せしめしこと、金史太祖本紀に見え、同じ事實は、
幹魯古傳金史卷七一にも「太祖伐遼使幹魯古阿魯撫諭幹忽急賽兩路係遼女直」と記
るさる。而して太祖本紀には賓州略取の記事を承けて「吾睹補蒲察復敗赤狗兒蕭
乙薛二人共軍于祥州東幹忽急賽兩路降幹魯古敗遼軍于咸州西斬統軍婁實婁實の

于陣完顏婁實克咸州といへれば、遼籍に係かる女直の住する幹忽急賽といふ地
の祥州咸州に近かりしを知る。又た此の文中に見えたる幹魯古及び婁室の行動
を彼等の各の傳に就いて見るに、幹魯古傳には「與遼節度使撻不也戰敗之斬撻不也、
○こは出河店の事實酷輦嶺阿魯臺罕等十四大彎皆降幹忽急賽兩路亦降與遼都統
實婁戰于咸州西敗之斬實婁于陣與婁室克咸州」といひ、婁室の傳金史卷七二には「太祖克
寧江州使婁室招諭係遼籍女直遂降移燉益海路太彎照撒等敗遼兵于婆刺趕山復敗
遼兵擒兩將軍既而益改捺末懶兩路皆降進兵咸州克之諸部相繼來降獲遼北女直係
籍之戶といへり。斯く幹魯古と婁室とは協力して咸州を陥れたることなれば、婁
室の經略したる移燉益海益改益海と同一ならむか捺末懶などいふ地も、混同江と
咸州との間にありて、幹魯古の降し、幹忽急賽とは少しく隔たりたる通路に當り

1 遼史(卷一〇〇)耶律章奴傳。

2 此の山は金史(卷八二)顏蓋門都傳に「隆州帕里千山人也」といひ、同書(卷九一)字朮魯阿魯罕
傳に「隆州琶离葛山人」と見えたる帕里千山、琶离葛山と同一なるべく、即ち其の隆州(黃龍
府)に近き地なるを知る。

しなるべし。而して其の移燉益海路の太彎照撒は、夾谷吾里補傳金史、卷八にも、吾里補隸婁室帳下、攻係遼女直、招降太彎照三と見え、幹魯古の降し、十四大(太彎)の如く、遼の籍に係かる女直なり。天慶二年阿骨打の服屬せしめむとしたる趙三は、即ち此の照撒照三と同一人ならむ。洪皓の松漠紀聞に、女直の生熟の別について「居混同江之南者、謂之熟女真、以其服屬契丹也。江之北爲生女真、亦臣于契丹」といへるが、以上述べたるところに依りて之を觀れば、金史に所謂「係遼籍女直」は、此の熟女真に相當す。即ち趙三は混同江内の熟女直にして、阿鶻産も亦た其の一人なりしなるべし。——遼東行部志に韓州の方面にありし南謀懶千戶寨を説明して「南謀懶、漢語嶺也」といへり。上の捺末懶路も同語にて、嶺路の意ならむ。

〔兩咸州について〕

金史、卷七 幹魯古傳に曰く、與遼都統實婁戰于咸州。西、敗之、斬實婁于陣、與婁室克咸州。隨滿忽吐、以所部降于幹魯古。鄰部戶七千亦來歸、遂與遼將喝補戰、破其軍數萬人。太祖嘉之、以爲咸州軍帥。幹魯古伐高永昌于東京。遼、陽 幹魯古以咸州軍佐之。漫然此文を通讀すれば、幹魯古は婁室と共に黃龍府に近き咸州に克ちたる後、咸州軍帥と

なり、後ち二年(收國二年)渤海人高永昌の東京に據りて從はざる時、其の咸州の軍を以て、幹魯古と共に永昌を伐ちたる如く見ゆ。されども此の征伐につきては、金史太祖本紀に「以幹魯古統内外諸軍、與蒲察迪古乃、會咸州路都統幹魯古、討高永昌」といひ、幹魯古傳金史、卷七にも「收國二年四月、詔幹魯古統諸軍、與闍母蒲察迪古乃、合咸州路都統幹魯古等、伐高永昌」とありて、幹魯古は咸州路都統なるが、咸州路都統は開原の咸州路治の長官なること、金史、卷二地理志に「咸平府、下總管府、安東軍節度使、本高麗銅山縣地、遼爲咸州國、初爲咸州路、置都統司」とあるに依りて明かなり。幹魯古が黃龍府に近き咸州の軍を以て永昌を征せしにあらざるを知る。又た迪姑迭傳金史、卷八を見るに「回至韓州、遇敵二千人、擊走之、幹魯古與遼人戰於咸州、兵已却、迪姑迭以本部温、迪兵力戰、諸軍復振、遂大破之」といひ、韓州は開原の北方に存せし州治なれば、幹魯古の遼人と戦ひたる咸州は、必ず開原の咸州ならざるべからず。上に引きたる幹魯古傳に「遂與遼將喝補戰、破其軍數萬人、太祖嘉之、以爲咸州軍帥」とあるは、蓋し此の戦の

1 滿洲歴史地理、卷二、頁二八。

記事にして、咸州軍帥は開原の咸州の軍帥なるべし。なほ咸州軍帥司の設置につきては、金史^四兵志に「收國元年十二月、始置咸州軍帥司、以經略遼地、討高永昌と見え、收國元年十二月は、護步答岡の戦と同月、高永昌の自立の前月なり。韓魯古の咸州を經略して其の軍帥司の長官に拜せし時期はこれにて知らる。因つて想ふに、韓魯古は婁室と共に北方の咸州に克ちたる後、信州、韓州及び南方の咸州を經略し、——信州は松井氏に依れば今の懷德附近なり。韓魯古の信州を降し、ことは、金史^七麻吉傳に「自韓魯古攻下咸信、瀋州及東京諸城」と見ゆ——由つて咸州軍帥となり、やがて高永昌を征する(收國二年四月)以前、其の軍帥司の咸州路都統司と改名せらるゝに及び、又た此の路治の長官に拜せしなるべし。

二 遼金時代の撻魯河について

太平四年二月、聖宗撻魯河に獵し、鴨子河を改めて混同江となしたる時、亦た撻魯河を改めて長春河となしたることは、本篇の初めにいへる如し。此の撻魯河は遼史^八遊幸表、前年(太平三年)三月の欄に「飛放于撻魯河」と見えたるものにして、地理

志の上京道の條に鴨子河と並べて掲げられたる「他魯河」と同一河水なるべし。又た聖宗本紀、開泰二年の條に「詔從上京請、以韓斌所括贍國撻魯河、奉豪等州戶二萬五千四百有奇、置長霸[○]、上京臨潢府に屬縣、興仁[○]、臨潢府保和上[○]同等十縣」とあり。贍國といひ奉豪といふは明かならざれども、撻魯河は上の撻魯河と同一河水ならむ。而して太平五年以後、長春河行幸の記事は屢、遼史に現はれ、撻魯河といふは一もなければ、太平四年の改名ありてより、舊名は全く使用せられざりしが如し。されども、金初の宋人程大昌は其の演繁露^三に「契丹於達魯河、釣魚」と題して曰く、燕北雜錄、載契丹興宗重熙年間、衣制儀衛、打圍射鹿、釣魚等事、於景祐五年十月撰進、不書撰人姓名、而著所從、聞曰思鄉人武珪[○]、燕北雜記の著者、在北十餘年、以善歌隸帳下、故能習北事、詳悉、凡其所錄、皆珪語也、達魯河、釣牛魚、北方盛禮、意慕中國、賞花釣魚、然非釣也、釣也、此

¹ 學津討原、第一二集ノ七。

景祐五年は重熙七年なれども、燕北雜錄の内容が道宗清寧四年戊戌(宋嘉祐三年)に及べること、下文に依りて明かなれば、景祐は嘉祐の誤りなるべく、其の五年は清寧六年なり。

之所記、於北爲道宗清寧四年、其甲子則戊戌正月也。遼魯河東與海接、歲正月方凍、至四月而泮、其釣是魚也」と下文釣魚の有様を詳述す。遼史遊幸表年太平八に「釣魚、戈鵝、干、長春河」とありて、長春河に於いては釣魚の行はれしこと疑ひなければ、燕北雜錄の達魯河は即ち長春河にして、興宗道宗の間、長春河といふ公式の名稱の外、舊稱も尙ほ用ひられしを知る。契丹國志卷二に「每歲正月上旬、出行射獵、凡六十日、○春捺鉢に於ける遊主の滯、然後竝撻魯河、鑿冰釣魚、冰泮、即縱鷹鵝、以捕鵝雁」とあるも、亦た其の證とするを得む。——然後の二字讀み難けれども、遼史卷二營衛志に「春捺鉢曰鴨子河、灤、皇帝正月上旬、起牙帳、約六十日、方至、天鵝未至、卓帳冰上、鑿冰取魚、水泮、乃從鷹鵝、捕鵝雁」とありて、然後竝撻魯河の一句を除けば、契丹國志の記事は營衛志と其の本源を同じくするが如し。而して營衛志の記載は今の拜布爾察罕湖に比定すべき鴨子河灤の遊獵に關す。因つて想ふに、契丹國志の上の文は蓋し遼主が鴨子河灤に於いて釣魚と戈獵とを行ふと共に、亦た撻魯河に於いても之を行ふことを述べたるものなるべく、然後の二字の文を爲さぬは、斯く二三の材料を參取し、其の綴合の宜しきを得ざりし結果ならむ——然らば斯く遼代を通じて撻魯河(他魯河、達魯河)と呼

ばれし河水の所在は如何。遼史聖宗本紀を見るに、撻魯河改名の前年と前々年とに「如納水釣魚」とあり。松井學士は納水に關して別にいふ所なかりしも、遼金二史の烏納水、兀納水を共に文字の顛倒なりとし、今の嫩江に比定せり。いされども此の見解の失當にして、他の河水を烏納水に擬すべきことは、箭内學士の頃日の研究に依りて明かにせられたれば、南北朝時代に難河、唐代に那河といへる今の嫩江に比擬すべき遼代の名稱は、即ち上の納水ならざるべからず。嫩江の下流に於いて之に流入する河水は今の洶爾河にして、南北朝時代に太魯水、太涂水といひ、唐代に它漏河、他漏河といへるものなり。而して納水釣魚の記事あるに於いては、遼代の撻魯河は洶爾河を措きて他の如何なる河水にも比定するを得ず。是れ即ち聖宗興宗の朝を通じて前後六回、行幸の記事ある長春河なり。道宗、天祚の朝には長春河行幸の記事なけれど、聖宗本紀五年に「如長春河魚兒灤」と見えたる魚兒灤に幸せし

¹ 滿洲歴史地理、卷二、頁一〇五—一〇六。

² 「補註」蒙古史研究、頁一三六—一三八。

記事多し。洶爾河の下流の滙して湖水をなせる今の塔爾渾湖(L. Tala-khumbg)は此の魚兒灤ならむか。納水に幸せりといふも亦た此の附近の嫩江なるべし。

金史^{卷二}地理志を見るに臨潢府の泰州の屬縣長春の條下に「有撻魯古河鴨子河」とあり。長春縣は遼代の長春州なるが若し此の記載に誤りなくば撻魯古河は達魯古城に因める鴨子河の局部名なるが如し。されども既に述べたる如く達魯古城は鴨子河の東方の地にして金代に於いては會寧府若くは其屬州なる肇州の管下に置かれしこと推測に餘りあれば之に縁ある河名は其の條下に掲げらるゝが至當ならずや。撻魯古河の名の鴨子河の西方なる泰州の條下に見ゆるは甚だ奇なりといふべし。又た地理志は泰州の條下に「北至邊四百里南至懿州八百里東至肇州三百里」といへるが此の泰州は上の長春縣の地に置かれし新泰州にして拜布爾察罕湖の西南三十餘里なれば今の洶爾河は蓋し邊内にあらむ。遼代を通じて撻魯河と呼ばれし邊内の河水が何故其の條下に示されざりしか。長春縣内の河水としては撻魯河と鴨子河との掲げらるゝが至當ならむと思はる。余は斯かる理由の下に金史地理志の撻魯古河を以て撻魯河の誤りならむと推斷す。又た按

ずるに屢金史に見えたる達魯古の「達」字は一として手(扌)に従へるものなきに地理志に「達魯古河」とはなくして「撻魯古河」とあるは即ち「古」字の添はれるに過ぎざるを表白せるが如し。

又た金史^{卷七}果傳を見るに天輔六年六月上祖○太發京師會寧府詔都統果○曰汝等欲朕親征已於今月朔旦啓行遼主○天今定何在何計可以取之其具以聞果使馬和尚奉迎太祖于撻魯河○といへる撻魯河あり。先づ阿骨打親征の事情を攷ふるに天輔四年遼天慶九年五月彼れ親ら遼の上京(臨潢府今の波羅和屯)を攻め降し翌年十一月果(本名斜也)を以て内外諸軍の都統と爲し大軍を率ゐて南征せしむ。六年正月果等中京(大定府老哈河の上源大名城一名察罕蘇巴爾漢)を陥れ三月には西京(大同府今の山西省大同府)を降し、是の月一たび之を失ひて翌月復た之を得たり。斯くして山西の城邑諸部は降りと雖も人心未だ固たからず而して天祚帝は陰

1 金史太祖本紀に據る。遼史天祚帝紀が天慶十年五月の條に此の事實を擧げしは、其の年次に誤りあるべし。

2 金史(卷二)太祖本紀天輔五年十一月の條。

山を保ち、秦晉國王耶律濇は燕京に在りしかば、呆は宗望等を遣はして阿骨打の親臨を請へり。¹ 上文呆傳に「汝等欲朕親征」とあるは之をいへるにて、所謂六月朔旦に於いて啓行したることは、太祖本紀にも「六月戊子朔、上親征遼、發自上京、諸班勃極烈吳乞買²、監國³と見ゆ。然らば阿骨打親征の通路は如何にといふに、呆傳に「上發京師」とあれば、吳乞買の監國したる上京は金の國都にして、當時なほ「内地」といひ、太宗の天眷元年に至りて始めて上京と號せし會寧ならざるべからず。而して太祖本紀は直ちに上の記事を承けて「辛亥⁴、六月二日、詔諭上京官民曰、朕順天弔伐、已定三京⁵、○上京臨潢府、中京大定府、西京大同府、但以遼主⁶天未獲、兵不能已、今者親征、欲由上京路進、恐撫定新民驚疑、失業、已出自篤密呂、其先降、後叛、逃入險阻者、詔後出首、悉免其罪、若猶拒命、擊戮無赦」といへるが、此の上京と上京路とは、上の上京と同一なりとはなし、難く、會寧出發の後二十四日を経たるに依りて之を觀るも、下文七月の條に「上京漢人毛八十、率二千餘戶降、因命領之」とあるを以て之を推すも、遼の上京なる臨潢府及び其の方面の通路を指したること疑ひなし。因つて想ふに阿骨打は先づ會寧より臨潢府に入り、後ち呆等の經略したる中京道を巡狩して山西に向ひしなるべく、後年海陵

が會寧より燕京に遷都し、其の遷都の行幸に於いて、秦州・涼陘・臨潢府・中京等を過ぎしは、即ち此の親征の通路に相當す。而して會寧臨潢府間の交通路が、長春州・拜布爾察罕湖の西南三十餘里と秦州(大體今の哈拉烏蘇附近なるべきことは、遼代春水考³にいふべし)とを過ぎたることは、金史³太宗本紀、天會二年の條に「命置驛上京⁴、○會寧春泰之間とあるにて明かなれば、阿骨打も亦た此の通路に由りて臨潢府に進みしならむ。然るに呆傳に「呆使馬和尚奉迎太祖于撻魯河」といへるは何ぞや。撻魯河と呼ばれし河水が所在に存在したりとすれば、則ち已む。然かもかくの如きの證左は之を覓むる能はざれば、呆傳の擧げたる河水の名稱には疑ひあり。蓋し金代に撻魯河と呼ばれし河水は、遼代の稱を襲へるものとして、元代に塔兀兒河といひ、明代に洮兒河といへる今の洶爾河に比定するが至當なるべく、而して此の河水が阿骨打の進軍路に當れりとはなし難ければなり。是に於いて更に會寧春泰間

1 金史(卷二)太祖本紀、天輔六年の條。

2 金史(卷二四)地理志、上京路。

3 金史(卷五)海陵王紀、天德四年の條。

の交通路を考ふるに、寧江州より西方達魯古城に通ずる一路は、之を「達魯古路」といひ、其の鴨子河を横切る附近の西岸が斡鄰灤の所在地なるべきことは既に述べたる如し。又た斡鄰灤と長春州とを聯絡する通路の存せしことは、天祚帝が長春州より駝門に向ひて進撃せし時、蕭特末、蕭查刺等の率ゐる別軍が斡鄰灤に至りしにて明かなり。而して少なくとも遼末金初に於いては寧江州は會寧附近の地より松花江外に通ずる交通の要衝に位し、此處より岐れて春泰二州に向へる主要なる交通路は、上の達魯古路の外他に之を徴する能はざれば、阿骨打の臨潢府に進みしも、太宗の驛站を置けるも驛站の置かれしは阿骨打親征の後二年なり、其に此の通路ならざるべからず。果して然らば阿骨打の親征せし時馬和尚は山西より來りて之を達魯古城の附近に迎へしなるべく、即ち杲傳の撻魯河は達魯古の誤りならむ。

抑も達魯古城の名は遼末金初の交戦に際して始めて史上に現はる。而して其の近傍に同名の部族の住せしことは、阿骨打の寧江州進撃に先だちたる事件として、卷二金史太祖本紀に「斡魯古阿魯撫諭斡忽急賽兩路係遼籍女直、實不迭往完睹路、執

遼障鷹官達魯古部副使辭列寧江州渤海大家奴、於是達魯古部實里館來告曰、聞舉兵伐遼、我部誰從、太祖曰、吾兵雖少、舊國也、與汝隣境、固當從我、若畏遼人、自往就之」とあるにて知らる。是れ即ち遼代を通じて契丹に服屬したりし女直の一部族にして、遼史太宗本紀に太宗の閱歴を記して「及從太祖……東平渤海、破達魯古部」といひ、又た天顯三年正月の條に「黃龍府羅涅河女直達魯古來貢、同二月の條に「達魯古來貢、聖宗本紀、統和十九年八月の條に「達魯骨部來貢」と見えたり。而して遼の設けし達魯古城は此の部族に因りて命名せられしものならざるべからず。されば遼代に於いては、達魯古といへば直ちに此の部族に想到し、撻魯といへば今の洶爾河を思念し、音聲の相違は一音の有無に過ぎずとはいへ、之が爲めに彼れと是れとを誤るが如きは、契丹人の有する知識の許るさざりしところなるべし。然るに金の生女直より興りて遼の國土を掩有するに至りては、達魯古部は人種上の關係に於いて特別なる意義を失ひ、其の住地もおのづから變動したるなるべく、又た生女直に對する

以上は本書頁二三八—九に説明せり。

備禦を目的として存在したりし達魯古城は、唯、空城として遺却せられしならむ。果して然らば金代に於いては音聲の類似に依りて達魯古を撻魯河に誤りたることありとするも、それは深く怪しむに足らず。而して一方には達魯古城は國初の交戦地の一として長く後人の記憶に残りし地名なりき。金史地理志が撻魯河に「古」字を加へて撻魯古河となし、は蓋し之が爲めならむ。

年代表

〔聖宗〕

統和 一七年西九九九紀

賓州を置く。

太平 四年西一〇二四紀

二月 鴨子河に如く。

同

二月 撻魯河に獵す、鴨子河を改めて混同江といひ、撻魯河を長春河

といふ。

同

五年西一〇二五紀 正月 混同江行幸の記事初めて史上に見ゆ。

同

六年西一〇二六紀 二月 黃嗣、混同江、疎木河の間に城き、又た女直の界に入りて地を徇

ふ。

〔興宗〕

重熙 八年西一〇三九紀

正月 魚を率、沒里河(治河)に叉す。

同

九年西一〇四〇紀 正月 鴨子河改名以後、同河行幸の記事初めて見ゆ。

………(重熙中)祥州を置く。

〔道宗〕

清寧 四年西一〇五八紀

鴨子、混同二水の間に城く。

………(清寧中)寧江州を置く。

〔天祚帝〕

天慶 二年西一一二紀

二月 混同江に幸す、界外の生女直來朝す。

同

九月 女直趙三等咸州に來り訴ふ。

天慶 三年西一一三紀

正月 阿骨打咸州に來る。

同

四年西一一四紀 九月 阿骨打寧江州に迫る。

同

一〇月 寧江州陷る。

同

十一月 出河店の戰。○斡鄰濞の戰。

同

十二月 賓、祥、咸の三州女直に沒す。

同五年（金收國元年）西一五 正月 天祚親征の詔を下す。○阿骨打黃龍府に迫らむとして益州を侵す。○達魯古城の戰。

六月 天祚親征を以て諸道に諭す。

八月 天祚親征の計畫成る。

九月 黃龍府陷る。

十一月 天祚親征。

一二月 阿骨打交刺に駐す(四日)。○耶律張家奴(章奴)叛す(十日)。○護步答岡の戰(十三日)。○咸州軍帥司を置く。

同六年（金收國二年）

正月 渤海人高永昌東京に據りて自立す。

四月 金將幹魯等高永昌を征す。

五月 金軍瀋州を下す。○東京平ぐ。

大正四年九月稿「東洋學報」第六卷第一號

遼代春水考

附說 涼陁及び秦州について

一

遼は西喇木倫の流域より起りて蒙古滿洲の全土を包める一大帝國を建設したれど、長城以南に於いて支那より割取せし地は、燕雲十六州に止まり、國都も終始臨潢府に存せしかば、支那の北半を奄有して都を燕京に遷せる金帝國に比すれば、中國の文化に浸染すること少なくして、容易に游牧の生活を離脱すること能はざりき。歴代の遼主各地に遊幸して四時其の居を定めず、遼史二卷三營衛志中、行に遼國盡有大漠浸包長城之境、因宜爲治、秋冬違寒、春夏避暑、隨水草就畋漁、歲以爲常、四時各有行在之所、謂之捺鉢一といへるが如くなりしは、即ちこれが爲めなり。

捺鉢は營衛志一に又た「有遼始大、設制尤密、居有宮衛、謂之幹魯朶出、有行營、謂之捺鉢」

遼史(卷三)營衛志、上。

と見え、歴代の遼主が一定の地點に設けし幹魯朶¹に對して、隨時彼等の牙帳を起せる行營を謂ふ。遼の道宗の太康年間宋の主客郎中たりし麗元英が其の文昌雜錄²六卷に「北人謂住坐處曰捺鉢。四時皆然。如春捺鉢之類是也。不曉其義。近者彼國中書舍人王師儒來。修祭^(奠)尊余充接待使。因以問師儒。答云。是契丹家語。猶言「行在也」といへるを以ても、亦た其の語義を知るべし。さて四時の捺鉢は、營衛志³中、行に其の地點を擧ぐ。春捺鉢を長春州の東北三十五里に在る鴨子河灤となし、秋捺鉢を永州の西北五十里に在る伏虎林となし、冬捺鉢を永州の東南三十里に在る廣平淀となし、夏捺鉢は「無常所」とて、道宗遊幸の地たりし吐兒山等を示せり。されども歴代の遼主の出遊せし地は、單に是等の數所のみならず。水に漁し山に獵り、鶻を放ち鷹を障し、近幸遠遊殆んど寧居なく、遼史の本紀と遊幸表³とに其の地名の見えたるもの、一々枚擧すべくもあらず。春水の如き其の一なり。今ま余の特に考察せむとするは、此の春水に關する問題なりとす。

二

遼主春水の出遊は、遼史⁴卷一興宗本紀、重熙三年正月の條に見えたるを初めとし、道宗の朝を終るまで、其の記事頗る多し。何れも單に「如春水」とあるのみなれば、其の方位は分明ならざれども、出遊の時期は必ず春月なり。然るに聖宗、興宗、道宗、天祚の四朝に互りて又た長春河及び春州に幸せし記事あり。是れ亦た春月の外に

¹ 營衛志、上宮衛の條に「遼國之法、天子踐位、置宮衛、分州縣、析部族、設官府、籍戶口、修兵馬、崩則扈從、后妃宮帳以奉陵寢、有調發、則丁壯從戎、事老弱居守、太祖曰弘義宮、應天皇后曰長寧宮、太宗曰永興宮、世宗曰積慶宮、穆宗曰延昌宮、景宗曰彰愍宮、承天太后曰崇德宮、聖宗曰興聖宮、興宗曰延慶宮、道宗曰太和宮、天祚曰永昌宮、算幹魯朶、太祖置國語心腹曰算宮、曰幹魯朶、是爲弘義宮、以心腹之衛、置益以渤海俘錦州戶、其幹魯朶在臨潢府」とあり。幹魯朶は宮其のものを指し、衛は之に直屬せる部民の稱なること、これにて知らる。應天皇后(太祖の皇后述律氏)の長寧宮以下の幹魯朶につきては營衛志の本文を見よ。

² 學津討原、第一三集所收。麗元英は宋の丞相籍の子、元豐五年五月より八年八月まで主客郎中たり。其の間に聞見したるところを編録し、名づけて文昌雜錄といふ。元豐五年は遼の道宗太康八年に當る。

³ 遼史、卷六八。遊幸表の記載は本紀に對して其の重複せるもの甚だ少なし。蓋し遊幸表は本紀に略せし記事を一括して掲げしなるべし。

水とあり。地理志に「皇統四年二月立東京新宮寢殿曰保寧宴殿曰嘉惠云々と見え、新宮を東京に營めるに依りて此の行幸ありしを知る。而して金主の行幸に關する金史の文に「如某處云々とある時其の某處は先づ目的地を提舉したるものにして、之に冠せる干支は即ち發輦の時日なるが、熙宗の百泊河春水に次せしは、上京會寧出發の日より十四日を経たれば、百泊河は東京方面の河水なるが如し。又た皇統五年の條に「二月乙未、[○]次濟州。春水。三月戊辰、[○]次天開殿」とあり。濟州は天眷二年遼の黃龍府を斯く改名せしもの、伊通河の西方に在りて、今の農安附近の地なり。²⁾而して天開殿は所謂「爻刺春水」の地なるが、此の場合に於いては春水といはざること天眷二年の條の如し。又た皇統六年の條に「正月壬辰、[○]次如春水。帝[○]熙宗從禽導騎悞入大澤中、帝馬陷、因步出、亦不罪導者、[○]四月庚子朔、上至自春水」とあり。單に春水とあるのみにて、其の地名を明かにせざれど、春水の行幸に於いて狩獵の行はれしを知る。

以上列舉したる事例に依りて考ふるに、金初の春水は固より特別な河水の名稱にもあらず、又た春時の遊幸に充てられたる一定の行宮の存するありて、之を春

水といへるにもあらず、畢竟春水とは狩獵を目的として行はるゝ金主の春遊を意味するものゝ如し。而して余が特に狩獵といふは、上に掲げし皇統六年の例の存するのみならず、又た皇統三年熙宗が契丹の故事に倣ひて「四時遊獵を興すべきを尙書省に諭し、こと既に述べたる如くなればなり。——熙宗本紀には「春水」以外特別なる意義を有する遊幸の記事なし。帝が特に斯かる詔を下し、は、當時春水の事のみありて、所謂秋山及び冬夏の捺鉢の無かりしが爲めならむ。又た百泊河春水及び濟州春水に關して「次」といへるは、其の春水が行幸の途上に於いて行はれたればなるべし——熙宗の時代の「春水」を斯くの如きものとすれば、金史^{卷八}耶律懷義傳に「天眷初爲太原尹、治有能聲、改中京留守、從宗弼過烏納水、還中京、以老乞致仕、不許、改大名尹、命不赴治所、止以俸餼給之、每歲春水扈從、餘聽自便」といへる春水に關する一句の意味も頗る明瞭に解釋せらる。又た金史地理志に天開殿を説明して「爻

¹ 東洋學報第六卷第一號、拙稿「遼代混同江考」註第六參照——〔本書頁二〇三、註第二〕。
² 滿洲歴史地理、卷二、頁三九—四二。

刺春水之地也」といへるは、特に「春水」として此の宮殿に幸せし事實を傳へし熙宗本紀の記事を轉載したるに過ぎざるべく、——地理志の斯かる種類の記事は、他の場合にあつても一々本紀と符合す——春水と關係なき天開殿行幸の記事の熙宗本紀に存するは、其の行幸の目的の狩獵にあらざりしを示すものゝ如し。

以上は熙宗本紀より得たる二三の材料によりて春水の意義を解釋したるものにして、時代の上よりいへば金の國都が上京に存せし當時の春水なるが、海陵の燕京に遷りて之を中都と稱せし後も、春水に關する記事の世宗本紀に見えたるもの頗る多し。今ま其の主なるものを掲げて之を現今の地理に照すに、大定四年の條に「正月丁酉、^一如安州、春水、壬寅、^六至安州」といひ、又た趙興祥傳に「大定十五年、上宗、^世幸安州、春水」とあり。當時の安州は今の直隸省保定府高陽縣なり。^三又た十二年二月の條に「上如順州、春水」とあり。順州は今ま順義縣として順天府に屬す。^三又た十八年の條に「正月壬戌、^七如春水、二月丙寅朔、次管莊、^一丙子、^一次華港、己丑、^二還宮」とあり。而して翌月の世宗の言に「比在春水、見石城、玉田兩縣令、皆年老、苟祿而已」云々とあれば——焦旭傳^四にも「世宗幸春水、見石城、玉田令、皆年老不治」云々と

あり——管莊、華港は此の方面の地名なるが如く、石城は遼史^{卷四}地理志に灤州今の永平府灤州^五の南方八十里にありとなし、玉田は今の遵化州玉田縣なり。^六又た二十年の條に「正月己巳、^六如春水、丙子、^三幸石城、縣行宮、丁丑、^四以玉田縣行宮之地偏林爲御林、大淀灤爲長春淀、二月丁未、^五還都」とあり。長春淀は灤州の西南百二十清里に存する沼澤なり。^七又た二十四年正月の條に「如長春宮、春水」とあり。長春宮は上の「石城縣行宮」なること、金史^{卷二}地理志に「石城、有長春行宮」とあるにて知らる。又た世宗は此の歲、祖宗興王の地を巡省せむとし、皇太子允恭に國事を委ね、遠く上京に幸して年を踰えしが、金史^{卷一}顯宗本紀に「大定二十五年正月甲

1 金史、卷九一。

2 金史(卷二四)地理志。大清一統志、卷一〇、保定府、建置沿革。

3 大清一統志(卷四)順天府、建置沿革。

4 金史、卷九七。

5 大清一統志(卷一三)永平府、建置沿革。

6 同書(卷二九)遵化州、建置沿革。

7 同書(卷一三)永平府、山川。

寅帝允恭なり、追尊如春水、二月庚申、還都中都といひ、世宗本紀、大定二十五年の條に、二月丁丑、如春水、四月己未、至自春水と見え、允恭は中都に於いて、世宗は上京に於いて、各、春水に如けり。大定を終りて、章宗の朝に入り、春水行幸の記事はまた頗る多けれども、地名の新しきを加ふるに過ぎざれば、それ等の春水につきては更に言はず。即ち以上の數例、就中最後の一例——允恭及び世宗に關するもの——の存するあり。之に依りて考ふれば、春水に常所なくして、其の語が年中行事の一としての金主の春遊を意味することは、容易に之を斷ずるを得べし。而して又た其の出遊の目的の狩獵、殊に鵝鴨を擒ふるにありしは、世宗が安州春水の行幸中、頭鵝を獲たりといひ、其の他金史九卷八、移刺慥傳に、尋改大興尹、大興は中都、駕宗世宗幸上京、顯宗允恭守國、使人諭之曰、自大駕東巡、京尹所治甚善、我將有春水之行、當益勤、乃事、還以所獲鵝鴨賜之、といひ、同書七卷、四食貨志田に、泰和七年、募民種佃清河等處地、以其租分爲諸春水處、餌鵝鴨之食、といふ記事の存するなどにて知らる。又た章宗本紀を見るに、承安三年の條に、正月丙辰八日、如城南春水、己未一日、以都南行宮名建春承安元年二月の條に、幸甲子六日、至自春水、二月己巳、朔、幸建春宮、甲申六日、至自建春

宮といひ、四年の條に、二月乙丑三日、如建春宮、春水、己巳七日、還宮、辛未九日、如建春宮、乙亥三日、還宮、戊寅六日、如建春宮、甲申二日、還宮、乙酉三日、如建春宮、戊子六日、還宮とあり。同じ建春宮に關して、春水としての行幸と其の然らざるものとを區別したるが如くなるは、蓋し狩獵の有無に依るべく、即ち熙宗の天開殿に於けると同一ならむ。斯くのごとく金の國都の會寧に存せし當時と其の燕京に移りし以後とを通じて、春水の意義は異なるなし。是に於いて余は金代の春水を次のごとくに定義せむとす。春水とは年中行事の一として春時に行はるゝ、金主の遊獵なり。

更に金主の出遊に關する春水以外の記事を檢するに、世宗の朝には特に「秋獵」と記るされたる秋期の遊獵多く、章宗の朝には「秋獵」といふはなくして、「秋山」の行幸屢なり。世宗本紀、大定七年の條に、九月乙酉一日、秋獵、庚寅六日、次保州、十月戊申四日、還都、といひ、同二十七年の條に、七月壬子三日、秋獵、八月丙戌七日、次雙山子、九月己亥、還都、といひ、章宗本紀、明昌五年六月の條に、如沓沙秋山、といひ、承安四年の條に、九月己亥十日、如蘆州秋山、十月丙寅七日、至自秋山とあるが如き、其の一例にして、

秋山が山名にあらざして、春獵を意味する春水の對話なるべきことは、之を察するに難からず。なほ其の證左を擧ぐるとならば、金史卷九石抹卞傳に「從睿宗秋山」といひ、盧璣傳卷七に「從上宗秋山」といひ、王庭筠傳卷二に「泰和元年：扈從秋山」とあるを以て、秋山の山名にあらざるを推し、章宗本紀、明昌六年十月の條に「以歲幸春水。秋山五日一進起居表、自今可十日一進」とあるを以て、春水の對話なるを知り、同三年の條に「九月己卯、如秋山、免圍場、經過人口、今歲夏秋租稅之半、曾當差役者、復一年、冬十月壬寅、至自秋山」とあるを以て、秋獵の意なるを斷ずるを得べし。されば世宗朝の「秋獵」と章宗朝の「秋山」と二者同一なるは固より辯を俟たず。又た世宗章宗の此の畋獵は、七月八月九月の中、九月に行はれしこと最も多し。而して金史世宗本紀大定三年の條に「八月：勅殿前都點檢唐括德溫、重九出獵國朝舊俗、今扈從軍二千、能無擾民、可嚴爲約束、仍以錢萬貫分賜」：九月丁酉、日九秋獵、以重九拜天子北郊」といひ、同書卷二唐括德溫傳に「大定三年九月九日、世宗以故事出獵、謂德溫曰、扈從軍士二千、飲食芻秣能無擾百姓乎、嚴爲約束、仍以錢一萬貫分給之」とあるは、此の秋獵が年中行事の一として儀式的の意義を有せしことを示すものなれども、金史の記載に

よりて、遍く秋獵、秋山の時日を點檢すれば、重九の出獵は寧ろ例外に屬す。たゞ世宗本紀、大定二十四年の條に「上曰、朕將往上京、念本朝風俗、重端午節、比及端午到上京、則射柳祭天」とありて、端午と重九とを重んずるは女眞の舊俗なり。随つて此の節日には種々の遊戲の一として、畋獵も亦た行はれしかば、世宗は其の習俗に關して「重九出獵國朝舊俗」といひ、又た特に此の日を卜して、春水に對する秋獵の出遊を試みしなるべし。

世宗は大定八年五月涼陁に如きたる時、曷里濟東川を改めて金蓮川といひしが、此の後屢、金蓮川に幸せり。嘗て梁襄の極諫して「金蓮川在重山之北、地積陰冷、五穀不殖、郡縣難建、蓋自古極邊荒棄之壤也、氣候特異、中夏降霜、一日之間、寒暑交至、特與上京中都不同、尤非聖躬將攝之所」：且燕京之涼、非濟南之比、陛下牧濟南日、每遇炎蒸、

1 金史(卷二四)地理志、桓州の條に見えたる查沙は蓋し同一地名にて「查」は「查」の誤りならむ。
桓州につきては本書頁二九七、註dを見よ。

2 篇末「附說」を見よ。

不離府署、今九重之内、臺榭高明、宴安穆清、何暑得到⁽¹⁾と言へるは、世宗の金蓮川に幸せむとしたる際にして、此の行幸は必ず夏期に限られ、而して金史⁽²⁾卷二地理志、西京路桓州の條に「曷里許東川、更名金蓮川⁽³⁾」：景明宮避暑宮也、在京陞⁽⁴⁾有殿揚武殿とあれば、是れ即ち避暑の行幸なるべし。而して景明宮の行幸につきては、金史⁽⁵⁾卷一賈益謙傳に「是年⁽⁶⁾昌五年、明夏、上將幸景明宮、清暑⁽⁷⁾守謙⁽⁸⁾の本名、連上疏極諫之」と見え、且つ清暑は前の遼代に於いて最も普通に行はれたる用語なり。又た章宗の朝には玉泉山の行幸あり。明昌四年の其の行幸の條下に「勅、自今御史臺奏事、修起居注、並令廻避暑⁽⁹⁾」とありて、これも避暑の行幸なりと知らる。又た臘月近郊に獵し、其の獲るところを以て山陵に薦むるは、大定三年以來の年例なれども、これとは明かに區別せられ、世宗、章宗の朝を通じて特に「冬獵」と記るされたる記事甚だ多し。こは固より春秋二期の春水、秋山に於けるが如く、年中行事の一として行はるゝ冬期の畋獵を意味するものならざるべからず。

以上は金代に於ける四時の出遊にして、既記の如く梁襄の上疏に「議者又謂、往年遼國之君、春水、秋山、冬夏捺鉢、舊人猶喜談之、以爲真得快樂之趣、陛下效之耳」とあるは

即ち之をいへるなり。捺鉢は金代に於いても行宮を意味する語として使用せられしこと、章宗本紀⁽¹⁾に「諭有司曰、金井捺鉢、不過二三日留、朕之所止、一涼廈足矣、若加修治、徒費人力、其藩籬不急之處、用圍幕可也」といひ、完顏綱傳⁽²⁾に「明昌中、詔三叉口置捺鉢、綱上疏諫」とあるにて明かなるが、金主の遊幸地には概ね行宮あるを以て、冬獵と避暑とは亦た之を「冬夏捺鉢」といへるなるべし。

三

さて遼代に於ける四時の畋遊につきては、天祚帝の時其の國に使したる宋人張

1 金史(卷九六)梁襄傳。

2 本書、頁二九七、註第五。

3 篇末「附說」を見よ。

4 泰和二年五月の條。

5 金史、卷九八。

6 篇末「附說」の中に引きたる世宗本紀、大定八年の條と六年の條とに由りて其の大體の方位を推すべく、蓋し獨石口と張家口との間の長城外の地ならむ。

舜民¹の使遼錄²に「北人打圍一歲各有處所正月鉤魚海上於冰底鉤大魚二月三月放鶻號海東青打雁四月五月打麋鹿六月七月於涼淀坐夏八月九月打虎豹之類自此直至歲終如南人趁時耕種也」といへり。遼主一歳の動靜に關する遼史(本紀)遊幸表營衛志等の記事を通讀して此の文に臨めば略其の要を盡せるを知るべし。而して金國の君主は此の慣習を襲ひて四時の捺鉢に遊べるものなりとせば其の春水秋山の意義は遼代に於いても亦た同様なりしか。

遼代に於ける春遊の事實を攷ふるに宋の程大昌の演繁露³に嘉祐五年(遼道宗清寧六年)十月無名氏の選進したる燕北雜錄を引きて曰く、

達魯河鉤牛魚⁴北方盛禮意慕中國賞花釣魚然非釣也鉤也此之所記於北遼⁵爲道宗清寧四年其甲子則戊戌正月也達魯河東與海接歲正月方凍至四月而泮其鉤是魚也北主⁶與其母皆設次冰上先使人於河上下十里間以毛網截魚令不得散逸又從而驅之使集冰帳其床前預開冰竅四名爲冰眼中眼透水旁三眼環之不透第斷減令薄而已薄者所以候魚而透者將以施鉤也魚雖水中之物若久閉於冰遇可出水之處亦必伸首吐氣故透水一眼必可以致魚而薄不透水者將以伺眎也

魚之將至伺者以告北主即遂於斷透眼中用繩鉤擲之無不中者既中遂縱繩令去

1 宋史卷三四七張舜民傳に據れば舜民の遼に使したるは徽宗の時なり。徽宗は遼の天祚と其の即位の年を同じくす。

2 遼史拾遺卷一三所引。

3 學津討原第一二集七所收本書卷三「契丹於達魯河鉤魚」。

4 演繁露に「燕北雜錄載契丹與宗重熙年間衣制儀衛打圍射鹿鉤魚等事於景祐五年十月選進不書撰人姓名」とありて燕北雜錄撰進の年を景祐五年(西紀一〇三八)となせども其の内容が宋の嘉祐三年に相當する道宗清寧四年(西紀一〇五八)の事實に及べるを以て見れば本文參照)景祐は嘉祐の誤りなること明かなり。

5 牛魚につきては演繁露(卷一三)に「契丹主達魯河鉤牛魚以其得否爲歲占好惡……王易燕北錄云牛魚背長鱗硬頭有脆骨重百斤即南方鱒魚也鱒魚同本草既有鱒魚又別有牛魚云生東海頭如牛則牛魚別自一種非鱒也若鱒魚正如鮎鱸通身無鱗既有鱗而硬即非鱒也」とありて程大昌は牛魚を鱒鱒鱒音相通ずなりとする王易の言を否認したれど牛魚は一種の鱒に外ならざるべし。其の故は楊賓の柳邊紀略(照代叢書壬集卷二〇)に「牛魚鱒魚也頭略似牛微與南方有別土人直呼爲鱒中土人或謂之爲牛耳重數百觔或千觔混同黑龍兩江虎兒哈河皆有之」と見えJamesは「三姓は魚の名産地なり。黃魚即ち sturgeon は重さ千三百封度に及ぶものあり。其の他各種の魚類に富む」といへるが(The Long White

久魚倦、即曳繩出之、謂之得頭魚、頭魚既得、遂相與出氷帳、於別帳、作樂上壽。

遼魯河は遼史遊幸表、太平三年三月の欄に「飛放于撻魯河」と見えたる撻魯河にして、翌年二月復た聖宗の獵せし時、之を長春河と改めたり。爾來長春河は公式の名稱となりしも、今も洵爾河と呼ぶる、此の河水は南北朝以來太魯水、它漏河等の名にて知られし有名なるものなれば、公式の名稱と共に舊稱もなほ行はれしなるべし。遼主の長春河に幸して牛魚を釣せし有様は上の記事にて明かなるが、聖宗本紀の太平三年と二年、即ち撻魚河改名の前々年と前年との二條に「正月、如納水釣魚」とあるも亦た此の釣魚なるべく、納水は南北朝時代に難河、唐代に那河といへる今の嫩江に比定せらる。而して長春河に於いては、春月釣魚と共に又た弋獵の行はれしこと、遊幸表に「太平四年三月、飛放于長春河」、七年二月、如長春河飛放、八年正月、釣魚弋鵝于長春河」と見えたる如し。聖宗興宗の朝を通じ、正月より三月に互れる長春河行幸の事實の數多本紀の記載に上りし事情は、是れに依りて明かならむ。又た遼主の弋獵につきては、宋人徐昌祚の燕山叢錄に、

遼縣西有延芳淀、大數頃、中饒荷芰、水鳥羣集其中、遼時、每季春必來弋獵、打鼓驚天

驚飛起、縱海東青禽之、得一頭、驚左右皆呼萬歲、海東青大僅如鵠、既縱、直上青冥、幾不可見、俟天鷲至半空、歛自上而下、以爪攫其首、天鷲驚鳴、相持殞地。

と見え、遼史^{卷四}地理志には更に詳細なる記事ありて、

遼陰縣、本漢泉山之霍村鎮、遼、每季春、弋獵於延芳淀、居民成邑、就城、故遼陰鎮、後改爲縣、在京^{○南京、析津府、即今之北京}、東南九十里、延芳淀方數百里、春時鵝鷺所聚、夏秋多菱芡、國主春獵、衛士皆衣墨綠、各持連鎗、鷹食、刺鵝、雉、列水次、相去五七步、上風擊鼓驚鵝、稍離水面、國主親放海東青、鵝擒之、鵝墜、恐鵝力不勝、在列者、以佩錐刺鵝、急取其腦、飼鵝、得頭鵝者例賞銀絹。

Mountain, p. 333) 之を専門家の言に聞くに、sturgeon は鱈にして和名テフザメなりといへば、牛魚が一種の鱈なること疑ひなし。本草は兩名を併舉したるに過ぎずして、牛魚の鱈にあらざる證とはならず。

¹天祚帝紀に所謂頭魚宴なり。——東洋學報第六卷、第一號所載、拙稿「遼代混同江考」頁九一參照——〔本書、頁二二八〕。

²遼史拾遺、卷一七所引。

といへり。大清一統志¹⁾に依れば、遼の遼陰縣は清の順治十六年まで存せし遼縣にして、今の直隸省順天府通州(順天府の東四十清里)の南方四十五清里の地なり。而して此の附近には大湖なければ、延芳淀を「方數百里」となしたる地理志の記載は誤りにて、燕山叢錄に「大數頃」とあるが正しからむ²⁾。是れ統和年間、即ち長春河及び混同江の行幸の始まらざる以前屢、聖宗の幸せし延芳淀にして、其の時期は必ず正月若くは二月なれば、行幸の目的の弋獵にありしは疑ひなし。又た宋の大中祥符六年遼聖宗開泰二年九月翰林學士晁迥契丹國主生辰使として其の國に使す。續資治通鑑長編³⁾一八に迥等の歸來して語れるところを載せて曰く、始至長泊泊多野鵝鴨遼主射獵領帳中騎中騎擊扁鼓繞泊驚鵝鴨飛去、乃縱海東青擊之、或親射焉、遼人皆佩金玉錐、號殺鵝殺鴨錐、每初獲、即拔毛插之、以鼓爲坐、遂縱飲、最以此爲樂云々と。長泊の位置は未だ詳かならざれども、亦た斯かるの記事の存するを以て、鵝鴨の聚まる水流沼湖あれば、隨所弋獵の行幸ありしを知る。惟ふに敍上の釣魚と弋獵とは、即ち張舜民の「正月釣魚海上、於冰底鉤大魚、二月三月放鵝、號海東青打雁」といへるものにして、金代の用語を以てすれば、正に「春水」の出遊なり。されども遼史を通覽す

るに、曾て春水が春時の遊獵を意味する語として使用せられし例なく、其の興宗重熙三年以後屢、如春水とあるは、彼の納水、長春河、鴨子河混同江、延芳淀等、其の他幾多の行幸に關する記事と毫も擇ぶところなし。而して春水の行幸は必ず春月の外に出でざれば、上の類例より之を推し、遼代の春水を釣魚或は弋獵の行はれし或る格段なる水流若くは沼湖の名稱なりと斷ずるは蓋し不當にあらざるべし。是に於いてか又た其の所在に關する疑問起る。以下春捺鉢の一としての鴨子河藥の

¹ 卷六、順天府、古蹟、瀋縣故城。

² 遼史地理志は南京(今の北京)の南方一百二十里に存せし安次縣を擧ぐ。是れ今の東安縣なるが、延芳淀は遼陰縣に在りきといへば、東安縣の南方永定河の附近の湖水が延芳淀にあらざりしは論なし。

³ 統和七年是春、十二年正月、十三年正月、十五年正月、十八年二月、二十年正月等。——統和四年十月の條に「命皇族廬帳、駐東京、延芳淀」とありて、遼史考證にもいへる如く遼陽の附近にも亦た延芳淀ありしを知る。十三年九月の條に「奉安景宗及皇太后石像于延芳淀」とあるも東京の延芳淀ならむ。されども弋獵の行はれしは遼陰縣の延芳淀のみなるが如し。

とて、鴨子河濼のみを春捺鉢なるが如くに記述したるは蓋し當らず。營衛志の記事のみにつきて之を見るも、皇帝正月上旬起牙帳以下「從事戈獵」までは、牙帳を起して鈎魚と戈獵とを行ふ春捺鉢其のもの、一般的説明にして、此の説明は末尾の「弋獵網釣、春盡乃還なる句にて結ばれ、其中間の文は主として弋獵即ち「海東青打雁」のみの行はるゝ鴨子河濼の説明なり。即ち營衛志の文は春捺鉢自體の説明の中間に鴨子河濼のそれを挿めるものにして、冬捺鉢の條に「冬捺鉢曰廣平淀」といひながら、下文に「冬月稍暖、○廣平淀の地が暖かなりとの意が、牙帳多。於此坐冬」とあるによりても知らるゝ如く、鴨子河濼は主なる春捺鉢の一たりしに過ぎざるなり。燕北錄には「秋捺鉢無定止」といへるに、營衛志に「秋捺鉢曰伏虎林」とて、唯、伏虎林のみを説明したるも亦た然り。

さて鴨子河濼は營衛志の記載を外にしては一回だも遼史に見えざる濼名なれども、燕北錄の記事と合せ考ふれば、長春州の東北三十餘里に濼水ありて、遼主春遊の地たりしことは疑ひなかるべく——里數に於いて營衛志と燕北錄とに五里の相違の存するは、それ等の記載の獨立のものたるを證すると同時に、其の里數の大

體に於いて確實なるを知る——又た既に濼といひ、其の大きさを示して「東西二十里、南北三十里」となし、且つ「四面」といひ、「濼周圍」といひ、「泊」といへば、鴨子河濼の湖水にして、且つ頗る顯著なるものなりしは固より論なし。而して鴨子河即ち松花江伊通河との合流點の下流の部分の方面に於いて斯かる大いさを有する湖水は、余輩の利用し得らるゝ地圖に於いては、今の拜布爾察罕湖 (Paibur Chagan Nor) の外他に之を求むる能はざれば、松井學士が「鴨子河とは今の松花江の嫩江と合流する點に近き部分の名なるが故に、鴨子河濼とは、この合流點の西に近き今の科布爾察罕泊 (Kobur Chagan Nor) ○拜布爾察罕湖を指したるなるべし」といへるは、寔に妥當の解釋といふべし。されども拜布爾察罕湖は必ずしも鴨子河と近からずして、少なくとも百數十里を隔つるが故に、鴨子河濼を拜布爾察罕湖に比定するとすれば、其の濼名につきては少しく疑ひなき能はず。

然らば鴨子河濼は鴨子河其のものに近接して存在したる湖水なるかといふに、

1 滿洲歴史地理、卷二、頁八六——八七。

假令濼の大きに關しては、彼の延芳淀に於けるが如く、遼史の記載に誤りなきを保し難しとするも、其の「在長春州東北三十五里」といへる濼と長春州との關係は、燕北錄にも「長春州東北三十里」とあるを見ても、大體の里程と方向とを否定せむこと殆んど不可能なるが故に、鴨子河濼を以て鴨子河に近接せりとすれば、長春州も亦た鴨子河に近かりきとなさざるべからず。然るに斯くの如きの推測は、長春州に關する他の記載と相容れざるものあり。契丹國志卷一天慶五年の條に「阿骨打と天祚との會戰の記事あり。曰く、女真師至鴨濼。江。子。河。鴨。人心疑懼。：次日御營退行三十里。或言於天祚曰、兵已深入、女真在近、軍心皆願一戰、何必退也、天祚亟召諸統兵官、問策安在、人皆觀望、無敢言不願戰者、再傳令進兵、十一月天祚與女真兵會、時盛寒、雪深尺餘、先鋒接戰、雲塵亘天、日色赤暗、天祚親督諸軍進戰、少頃、軍馬左旋三轉、已橫屍滿野、望天祚御旗、向西南出、衆軍隨而敗潰、女真亦不急追、徐收所獲輜重牛馬而已、天祚一日一夜走五百里、退保長春」と。こは天慶五年十二月、天祚の親軍の先鋒として鴨子河を渡れる耶律張家奴の其の近傍より叛し去れる十日後、此の河水と長春州との間に起れる護步答岡の戰十三日を敘したるものなるが、——女真軍は十二月四日以

來拉林河邊の交刺に駐屯して動かざりしが、十二日騎兵を以て遼軍を候し、張家奴の叛し去りて既に二日なるを知れるなり。されば上文「女真師至鴨濼江」は交刺より進撃して鴨子河畔に至れる十二日の状態をいへるにて、「次日」は護步答岡の戰の起れる當日を指せりと知らる——既に鴨子河より三十里を退きたる天祚帝が、護步答岡に敗るゝに及び、又た五百里を退けりといふは、即ち長春州の鴨子河に近く位置せざりしを示すものにあらずや。尤も三朝北盟會編卷二に引きたる史愿の亡遼錄には、天祚、一日夜走三百里、退保長春州とあれば、五百里は三百里の誤りなりとするを得べし。而して長春州を拜布爾察罕湖の西南に置くとするも、三百里の里數はなほ多きに過ぐるが如くなるが故に、是れ亦た誇張の文字となすを得べし。されども誇張も程度の問題にて、鴨子河濼が鴨子河に接近し、隨つて鴨子河と長春州との里程が恐らく數十里を越えざる時、之に對して、「一日夜」の文字を用ひ、又た「三百里」といへりとはなし難し。又た金史卷七宗幹傳に護步答岡の戰の記事を承け

1 東洋學報、第六卷、第一號所載「遼代混同江考」參照——〔本書所收論文〕。

て曰く、宗幹勸太祖毋攻春州、春州○長州休息士卒、太祖以爲然、遂班師と。而して宗幹等は天慶七年正月始めて春州、春州○長州泰州を陥れしが、斯く護歩答岡の戦に捷ちたる阿骨打が直ちに長春州に入らざりしを以て之を觀るも、其の地が鴨子河に近かりきとは思はれず。又た遼史を見るに、天祚帝紀、乾統二年の條に「春正月、如鴨子河、二月辛卯、如春州」といひ、九年の條に「春正月、丙午朔、如鴨子河、二月、如春州」といひ、天慶元年の條に「春正月、釣魚于鴨子河、二月、如春州」といひ、二年の條に「春正月、己未朔、如鴨子河、二月丁酉、如春州」とあり。長春州を以て鴨子河に近しとせば、是等の記事の存するは頗る奇ならずや。斯くの如く鴨子河、鴨子河○鴨子河瀨なる名稱に重きを置き、之を鴨子河に結合せむとすれば、種々なる困難に逢著するが故に、鴨子河、鴨子河○鴨子河瀨は前述の如く拜布爾察罕湖に比定せざるべからず。而して此の比定に最後の決定を與ふるものは、金史地理志が承安二年以後の泰州即ち遼代の長春州に關して「南至懿州八百里、東至肇州三百五十里」といへる里程なりとす。蓋し肇州は賓州に近く、其西方に存せし州治にして、州○賓州州の西方三百五十里の里程は、略拜布爾察罕湖の附近に相當すること、懿州今之新民府彰武縣附近、懿州○今之新民府彰武縣附近泰州の間が八百里なりとせらるゝに依りて明かなればなり。

然らば鴨子河と稍懸隔せる湖水が何故鴨子河、鴨子河○鴨子河瀨と呼ばれしかといふに、長春州と長春河との關係を考ふれば、こは必ずしも怪しむに足らず。長春州の建置につきては、遼史七卷三地理志に「長春州、韶陽軍下節度、本鴨子河、鴨子河○鴨子河春獵之地、興宗、興宗○重熙八年置重熙八年置」とあれども、此の年代は誤りにて、其の必ず太平二年以前にありしは、聖宗本紀に「太平二年春正月、如納水、釣魚、二月辛丑朔、駐蹕魚兒瀨、三月甲戌、如長春州」とあるにて明かなり。想ふに地理志の編者は興宗本紀に「重熙八年十一月己酉、城長春」とあるを以て、此の長春築城の事實を其の建置に附會したるならむ。然らば太平四年聖宗撻魯河に幸し、撻魯河を改めて長春河となし、鴨子河、鴨子河○鴨子河瀨の西南に存せし州治の名稱を此の河水に負はせしものならむが、長春州の撻魯河に近接せざるは、なほ鴨子河、鴨子河○鴨子河瀨の鴨子河に於けるが如し。是れ即ち拜布爾察罕湖に鴨子河、鴨子河○鴨子河瀨の名ありと

1 金史(卷七六)宗幹傳。同(卷七三)宗雄傳。遼史、天祚帝紀、天慶七年の條。——なほ篇末「附説」を参照せよ。

2 前出「遼代混同江考」參照——(本書、頁二四四—二四五)。
3 滿洲歴史地理、卷二、頁二七五以下。

するも、其の命名を以て異數となすこと能はざるを示すものに非ずや。蓋し鴨子河灤は臨潢府より鴨子河に赴く通路に當り、且つ此の方面に於ける最も顯著なる湖水なるが故に斯くは呼ばれしなるべく、遼史地理志が長春州を以て「鴨子河春獵之地」となし、長春縣を「混同江地」といへるによりても其の然るを疑ふべからず。——長春縣は長春州の唯一の屬縣なれば、縣治の所在地は州治と同じかりしなるべし。随つて地理志が州を以て鴨子河に繋げ、縣を以て混同江に係けしは、それ等の所在地の相違を意味するものにはあらざらむ。即ち地理志の記載は長春州並に其の屬縣の鴨子河混同江の方面に存することを示せるに過ぎざるなり。

以上は春水の所在を尋ねむが爲めに鴨子河灤の位置を論ぜしものなるが、此の灤水につきては又た一個の疑問なき能はず。蓋し歴代の遼主の巡遊したる山川沼湖の名稱は、其の遼史に記るされたるもの極めて多し。然るに既に一言したる如く鴨子河灤なる灤名の獨り營衛志にのみ見え、本紀と遊幸表とに皆無なるは抑も亦た奇ならずや。遼史の記載が如何に粗略なればとて、春捺鉢の一として屢、牙帳の起されたる地名を遺却せりとも思はれねば、こは固より疑問たらざるを得ず。

是に於いてか余は彼の興宗以來屢、遼主の遊幸したる「春水」を以て鴨子河灤の別名ならむと推斷し、尙ほ此の推斷を確かむべき有力なる證左としては、遼史卷一大公鼎傳に「徙長春州。錢帛都提點、車駕如春水。貴主例爲假貸。公鼎曰、豈可輟官用徇人情。拒之。頗聞怨詈。語曰、此吾職、不敢廢也」とあるを挙げむとす。長春州の錢帛司につきては、興宗本紀、重熙二十二年七月の條に「長春州置錢帛司」と見え、大公鼎傳の上の記事は其の前文を讀みて知らるゝ如く、亦た道宗朝の事實を敘したるものに係かる。而して道宗春水に幸し、扈從の顯貴が例に依りて錢帛司の官物を借貸せむとしたりとせば、そは必ず春水を捺鉢として、君臣上下弋獵の歡樂に耽りし際にあるべく、亦た以て春水の長春州に近かりしを疑ふ能はざればなり。

翻つて遼代の秋山につきて攷ふるに、其の行幸に關する記事は穆宗本紀、應祿十年八月の條に見えたるを初めとし、天祚の朝に至るまで甚だ多し。是れ亦た春水

¹ 混同江が伊通河の西方に於ける松花江の渡津の稱なることは「遼代混同江考」に詳説せり（東洋學報、第六卷、第一號）——〔本書所收論文〕。

の行幸に於けるが如く、單に「如秋山」とあるが例なれども、時に或は「幸秋山」といひ、又天祚帝紀、天慶六年七月の條と八年七月の條とに「獵秋山」とあれば、是等の秋山は之を金代の秋山と同一視して、秋時の遊獵を意味する語なりとなし難し。而して遼史^{卷一}蕭韓家奴傳に「獵秋山、熊虎傷死數十人」云々といひ、同^{卷九}耶律良傳に「會獵秋山、良進秋游賦」云々といひ、三朝北盟會編^{卷三}に「遼主秋歲入秋山」云々といへるが如き記事さへあるを以て觀れば、遼代の秋山は年々秋獵の行はるゝ山嶽の名稱なりしこと明かなり。たゞ此の山名は遼史地理志に見えざれども、そが慶州の近山なりしは遊幸表、天慶四年八月の欄に「如慶州射鹿于秋山」とあるを以て之を推すべく、又た同年九月の阿骨打の舉兵に關して天祚帝紀に「時上在慶州射鹿、聞之略不介意」とあるを、契丹國志^{卷一}には「時天祚射鹿慶州秋山、聞之不以介意」といへるに依りても之を知るべし。慶州は金史^{卷四}地理志に臨潢府の西方一百六十里に在りとなし、大清一統志^{卷七}五〇に據れば、巴林(臨潢府の西南)の西北一百三十清里に存する喀喇木倫河(Karamuren)黒河畔の插漢城(Chagan-hoton)は即ち慶州の故址なるが、遼史地理志は其の慶州につきて「本太保山、黒河之地、巖谷險峻、穆宗建城、號黒河州、每歲來

幸、射虎障鷹、軍國之事多委大臣、後遇弒於此、以地苦寒、統和八年、州廢、聖宗秋、敗愛其奇秀、建號慶州」といひ、又た州内の山名として黒山、赤山、太保山等を擧げたり。因つて本紀と遊幸表とを檢するに、穆宗、聖宗の黒山、赤山に獵せし記事は頗る多けれども、²黒河州(即ち慶州)の州治に近き太保山に至りては、他の諸山と相並べて獨り聖宗本紀、開泰四年の條に見えたるのみ。³然るに穆宗、聖宗は共に秋山に幸し、秋山は慶州の近山なること既に述べたる如くなりとせば、之を以て太保山の別名なりとするは無稽の臆測にあらざるべし。遼史地理志が慶州の條下に秋山を掲げざる

¹ 聖宗本紀、開泰四年の條に「秋七月、上又拜日、遂幸秋山、自八月射鹿、至于九月」、天祚帝紀、天慶三年の條に「秋七月、幸秋山」とあり。

² 穆宗應曆七年に赤山、八年に黒山、十一年に赤山、十二年に黒山、赤山、十三年に黒山、十四年に赤山、十五年に黒山、十七年に黒山、赤山、聖宗統和元年に赤山、黒山、三年に赤山、開泰二年に赤山、五年に赤山、九年に黒山、太平三年に赤山あり。何れも狩獵の記事なり。太平六年、七年、九年に黒嶺とあるは黒山と同一ならむか。

³ 「秋七月、上又拜日、遂幸秋山、自八月射鹿、至于九月、復自癸丑至于辛酉、連獵于有栢、碎石、太保、響應、松山諸山」。

を以ても、亦た其の別名なりしを推すべきに似たり。

此くの如く遼代の秋山を以て穆宗以來の秋獵地の一たる太保山の別名なりとすれば、鴨子河濼に春水の名あるは寔に所以ありといふべし。既に秋獵の地たる秋山あり、其の關係の春獵の地たる特殊の濼水に及べるもの、是れ即ち其の濼水の別名としての春水なるべし。又た按ずるに聖宗は統和の間専ら炭山を以て夏月清暑の地となし、が開泰以後は主として緬山に幸せり。緬山に代りて現はるゝは永安山清暑の記事にして、太平四年以後興宗道宗の朝に互る。而して永安山は太平三年聖宗が緬山に與へし別名なること、聖宗本紀、同年七月の條に「賜緬山名曰永安」と見えたる如し。既に清暑の地に於いて斯くの如きの改名あり、而して鴨子河、撻魯河に春獵し、前者を混同江と更め、後者を長春河と改めしは、其の翌年のことなりき。然らば鴨子河濼に與ふるに春水の稱を以てしたるも、亦た太平年間にありしならむ。是れ即ち春水行幸の記事が興宗の初年より遼史の記載に上りし所によるべし。

五

以上論述したるところによれば、遼代の春水秋山と金代の同一なる名稱との間には著しき相違あり。即ち遼主の春時と秋季とに幸せし地名は、金代に至りて年中行事の名目となれるなり。さて行事の内容は、金史^{三卷}輿服志^四、下、衣服に「其曾臆肩袖、或飾以金繡、其從春水之服、則多鶻捕鵝雜花卉之飾、其從秋山之服、則以熊鹿山林爲文」とあるによりても知らるゝ如く、春秋の捺鉢に於ける遼主の所業と同一なり。蓋し熙宗以後の金主は前朝契丹の風習に循ひ、春には海東青を放ちて鵝雁を捕へ、秋には山林に入りて熊鹿の類を狩るを行事とせしかば、遼主の屢捺鉢を設けし地名を採りて其の行事の名稱となし、が如し。

又た按ずるに、遼の國都は臨潢府にあれども、毎歲四時周りて復た始まる捺鉢は、遼主が大臣と與に國事を議し、或は諸國の使者の朝禮を受くる處にして、¹牙帳の其

1 本書頁二七七註第一。

の地に存する間は殆んど一國の主都に同じ。而して畋漁弋獵は其の捺鉢に於いて間斷なく行はるゝことなれば、固より儀例的の意義あるにはあらずして、古來游牧を業としたる契丹人の生活状態のちのづから然らしめたる所なるなり。然るに金人の所謂秋山春水及び冬夏の捺鉢は此の風習を學べるものなるにもせよ、出遊の時日は概ね久しきに亙らず、事終れば必ず都城に還るを常とし、避暑地に滞在して秋月に及べば、其の間に「秋獵」の行はれしこと、金史^{六卷}世宗本紀、大定八年の條に「五月乙丑、上如涼陁」：「六月甲戌、秋獵」：「八月乙卯、至自涼陁」といひ、同十年の條に「五月乙卯、如柳河川」：「七月壬午、秋獵」：「八月己未、至自柳河川」といひ、同二十二年の條^{金史八卷}に「四月甲子、上如金蓮川」：「七月甲午、秋獵」：「九月戊寅、至自金蓮川」といひ、又た既に述べたる如く、世宗の上京巡狩中、其の地に於いて特に春水に如ける如き例もありて、金代に於ける四時の出遊は正に儀例的の性質を帯びたり。而して其の遊幸地には概ね固定せる行宮の存せしことも少しく、遼代の捺鉢と異なれり。たゞ四時共に出遊するは世宗の朝に始まり、熙宗の朝には春水以外の三時の遊獵はなかりしかども、又た其の春水が儀例的のものなりしは、金史^{四卷}熙宗本紀、皇統二

年の條に「正月己亥、上獵于來流河」：「丁未、上至自來流河」とありて、春水の記事の前後に見えたるにも拘はらず、此の來流河の春獵を春水といはざるにて明かなり。想ふに女真民族は古來打圍放牧を生業としたれど、風土の然らしむるところとして、又た農耕にも従ひたれば、彼等は或る程度まで土著の條件に服従せざるを得ざりしなるべく、其の點に於いて女真人と契丹人とは生活の根柢を異にせり。金の主都の會寧に在りて、國民の未だ支那の文化に浸染せざりし當時に於いても、彼等の君主が遼の諸帝の如く遊幸畋獵を事とせざりしは、蓋しこれが爲めならむ。而して遼代に於ける間斷なき四時の遊獵の金代に至りて儀式化せられしも、亦た其の因由を日常の生活に對する觀念の相違に歸すべきなり。さて遼代に於いては四時の捺鉢をこそ異にしたれ、遊獵其のものは周歲連續せしかば、時に隨つて各別の名稱あるを要せざりしも、之を以て間歇的且つ定期的のものとなしたる金代に於いては、ちのづから其の必要を生ぜり。是に於いてか鴨子河濼の別名なる春水は春獵の名となり、太保山の別名なる秋山は秋獵の稱となるなり。

附 說

涼陁及び泰州について

金史^{卷六}世宗本紀大定八年の條に、

五月乙丑上如涼陁。庚寅改旺國崖曰靜寧山。曷里濟東川曰金蓮川。七月甲戌秋獵。己卯次三叉口。八月乙卯至自涼陁。

とあり。地理志に「曷里許東川、更名金蓮川、景明宮避暑宮也。在京陁」とある。京陁は涼陁の誤りにて、即ち此の涼陁なるべければ、避暑宮の所在地としてそが金蓮川の流域なりしは疑ひなし。大定六年の條に「六月丙戌發自西京、^{山西}同府。庚子獵于銀山。七月辛酉次三叉口。八月辛未朔次涼陁」と見えたる涼陁も亦た同一地名ならむ。然るに廢帝海陵の燕京遷都に際して其の行幸中に通過したる涼陁あり。海陵本紀、天德四年の條に、

二月甲戌如燕京。戊子次泰州。四月壬辰上自泰州如涼陁。五月丁酉獵于立列只山。

乙卯次臨潢府。

とありて、此の涼陁は上京(會寧)と臨潢府との中間に位し、金蓮川の涼陁とは全く方面を異にす。されども余は此の二つの地名を以て全然無關係のものとなす能はざるなり。下文にいふところを聽け。

海陵王の過ぎたる涼陁は泰州と相關するが故に、先づ此の州の位置を攷ふべし。

金史^{卷七}宗雄傳に、遼金交戰の事實を敘して曰く、

攻春州。宗雄與宗幹婁室取金山縣。遂下金山縣。與斜也^名俱取泰州。太祖自將取臨潢府。遣宗雄先啓行。遇遼兵五千。宗雄與戰。大軍亦至。大破之。及留守撻不野降。上以其女與宗雄。賞其啓行破遼援兵之功也。

此の事實を點檢するに、宗雄等の春州、金山縣及び泰州を下し、は天輔元年遼天慶七年(正月なり)金山は松井學士のいへる如く遼史^{卷三}地理志、邊城防の條に「靜州觀察、本泰州之金山。天慶六年升」とありて、泰州の屬縣なり。而して阿骨打の親ら臨潢

¹遼史、天祚帝紀。金史(卷七六)果傳。

府を攻め、其の留守撻不野を降し、は三年の後なる天輔四年(遼天慶九年)五月なるが、宗雄は泰州を陥れたる後、他の方面の經略に従事したる形迹なし。然らば阿骨打の臨潢府に進まむとするに當り、先づ宗雄をして啓行せしめしは、是れより先き、金軍の主として南路を經略しつゝありし間、宗雄が泰州占領以來其の地に駐屯して守禦の任に當りしが爲めならざるべからず。

上述の天輔元年以來の經略の順序に依つて考ふれば、泰州は春州と臨潢府との中間の地なりしならむと推測せらる。然るに金史太宗本紀三月會二年間に「命置驛上京春泰之間」とあり。海陵王が上京(會寧)より泰州——金の泰州には沿革あれども、海陵時代の泰州は遼代の泰州と同一なり——を過ぎて臨潢府に至りし事實を、此の記事に結合して考ふれば、上京春泰間の交通路は、之を臨潢府に延長するを得べし。是れ即ち泰州の所在に關する上の推測の誤らざるを證するものなり。而して其の臨潢府經略の關係より之を觀れば、泰州が春州即ち長春州(拜布爾察罕湖の西南)と臨潢府(今の波羅城)との間の殊に重要なる地點に位したるは、殆んど疑ひを容れざるところなり。余はかゝる理由の下に、之を現今の地理に照らして、大體

哈拉烏蘇(開通の東)の附近を泰州の所在地に擬し、金山縣を亦た其の附近ならむと推定す。

泰州の所在に關する上の推測に大なる誤りなくば、涼陞は、哈拉烏蘇の西方に於いて、立列只山は又た其の西方に於いて、共に波羅城の東方に在りしが如し。而して立列只山は、金代に於いて臨潢府の屬縣長泰の置かれし地點(的確なる位置は未詳)に近く存し、涼陞は遼の代、太宗屢、此處に幸し、聖宗興宗も亦た幸せしことありて、

¹阿骨打の臨潢府親征のことは、金史太祖本紀には、天輔四年(遼天慶九年)の條に「四月乙未、上自將伐遼、以遼使習泥烈、宋使趙良嗣等從行、五月甲辰、次渾河西、使宗雄先趨上京(臨潢府)、遣降者馬乙、持詔諭城中、壬子、至上京、……上京人恃禦備儲蓄、爲固守計、甲寅、亟命進攻、……關母以麾下先登、克其外城、留守撻不野以城降、趙良嗣等奉觴爲壽、皆稱萬歲」とあるに對し、遼史天祚帝紀には、天慶十年(金天輔五年)の條に「五月、金主親攻上京、克外郭、留守撻不也率衆出降」とありて、二史の記載に一年の相違あり。宋史(卷二二)徽宗本紀に依れば、趙良嗣の金國に使したるは宣和二年(金天輔四年)二月にして、金史の記載の正しきを知る。又た渾河は金史(卷一二〇)徒單思忠傳に「從太祖伐遼、戰歿于臨潢之渾河」と見え、臨潢府に近き河水なり。

其の永安山に近かりしは、遼史遊幸表、太平六年五月の欄に「避暑于永安山之涼陁」とあるにて明かなり。然らば此の永安山の涼陁と金蓮川の涼陁との名稱上の關係は如何。永安山は元と緬山といひしを、太平三年七月、遼の聖宗のかく改名せしものにして、彼れ并に興宗、道宗は、清暑の爲め頻りに此の山に行き、遼主の最も多く遊幸したる避暑地の一なりしなり。乃ち知る、金蓮川(曷里濟東川)の涼陁は、金の世宗が其の地を以て避暑の處となすに及び、遼主清暑の地名を借り來りて其の行宮(景明宮)の所在地に與へしものなるべきを。

因みにいふ。金史地理志、西京路、撫州の條に、

有麻達葛山、大定二十九年、更名胡土白山、有冰井。

とあり。大清一統志^{卷四〇九}、古蹟に依れば、張家口北百里の興和故城は、金の撫州にして、土人は之を喀喇巴爾哈孫城と呼ぶといふ。D'AnvilleがAn-ouli omo(昂古里湖)に流入するKaraoussou河(Pourhassoutai)即ち布爾哈蘇台河の下流とChibaratai河(沙巴爾的)との合流點に其の位置を示せるKara Hotun即ち是れなり。世宗の胡土白山と改名したる麻達葛山が布爾哈蘇台河の流域に存せしことは、これによりて知らる。

胡土白山は亦た遼主清暑の地名にして、遼史聖宗本紀、統和八年の條に「五月丙申、清暑胡土白山」といひ、興宗本紀、重熙五年の條に「五月丁未、如胡土白山清暑」といへり。此の胡土白山の所在は未だ詳かならざれども、世宗の麻達葛山の改名は、遼主清暑の地名を彼れの避暑地に移ししものならざるべからず。冰井も亦た遼主の幸せし地名なり。

a [頁二九五註]金史(卷二四)地理志。

b [同上]遼史太宗本紀、天顯四年六月、八月。同六年六月。會同八年四月。同九年四月。

c [同上]聖宗本紀、開泰六年四月。興宗本紀、重熙四年四月、同十九年五月。

d 大清一統志(卷四〇九ノ二、古蹟)に據れば、金の桓州は獨石口(直隸省宣化府の東北)の東北百八十六清里の庫爾圖巴爾哈孫城(Kurtu-balgasun)にして、D'Anvilleの支那地圖はTolon omo(多倫諾爾、Dolon-noi)の西方上都河の左岸に其の(Kourton Palhasun)位置を示せり(D'Anville, *Nouvel Atlas de la Chine, I^e et III^e feuille particulière de la Tartarie Chinoise*)。金史地理志が桓州の條下に擧げたる曷里許東川即ち金蓮川は、元史(卷六四)河渠志に「金河出金蓮川中」と見え、灤河の上流は上都河なり。大清一統志(卷四〇九ノ二、山川)に金蓮川を説明して

「金世宗納涼之地產黃花、狀若芙蓉而小、俗呼金蓮、川以此花得名」といひ、河渠志に依りて「然則上都河上流即此水〔金蓮川〕也」と斷ぜるは從ふべし。

大正四年十月稿〔東洋學報、第六卷、第二號〕

補正

余輩は前號所載の「遼代混同江考附說第二に於いて、遼代の撻魯河（長春河）と納水とを今の洶爾河と嫩江とに比定し、殆んど同時に上の一篇を草せし時にも、亦た然か考へしが、其の後唐代に於ける他漏河の範圍に想到して、少しく當初の見を更めたり。唐代の他漏河は之を洶爾河に比定すべきも、其の名稱の適用せられし範圍は、洶爾河の下流の塔爾渾湖（Tala-Khang Lu）となり、而して嫩江に會するまでの部分にはあらず。本來の他漏河はこれならむも、洶爾河と松花江との間の下流の嫩江も亦た他漏河と呼ばれしなり（論證は他日發表すべき鐵利考第二章第二節に譲る）。然らば遼代に於ける撻魯河の範圍は果して今日之の如くなりしか、或は唐代に於けるが如くなりしか。他漏河に關する唐人の知識は之を其の方面の土人に得たるものなるべければ、上記の事實はそれ等の土人が下流の嫩江と洶爾河とを同一水流と見て、本支の關係に重きを措かざりしを示す。唐代既に然りとせば、之に依りて遼代を推すは亦た必ずしも不當にあらざるべし。而して斯く見る時は、

納水は洶爾河會流以前の嫩江の稱となり、聖宗以後の遼主の頻りに鴨子河并に長春河（撻魯河）に幸せしにも拘はらず、納水の行幸の僅かに二回なりし事情を明かに了解するを得べし。且つ洶爾河會流以前の嫩江は遼の邊外に屬し、洶爾河と下流の嫩江とは其の邊疆を爲したる河水なるべければ、契丹人が之を以て同一水流となし、は寧ろ頗る自然なるべし。以上の理由によりて余は少しく前說を訂正す。

大正五年四月二十日追記

刀伊の賊

— 日本海に於ける海賊の横行 —

一

筑前の博多は古へから今日に至るまで、大分地形が變つたやうであるが、此の市を中心とする福岡灣は、上世から中世にかけての海外交通の門戸であつた。これは此の地の地理上の位置と地形との然らしめたところである。位置からいへば、壹岐對馬を経て朝鮮半島に渡るにしても、それから半島の沿岸を西から北に廻り、西に轉じて支那の山東半島の一角に上陸するにしても、又た或は壹岐對馬を経由しないで、初めから航路を西南にとり、平戸・五島等を経て大陸の上海方面(古の明州)即ち今の寧波に直航するにしても、海上交通の要衝である。地形からいへば、灣の前には志賀島(鹿島)を出鼻とする奈多の白濱(一名海の中道)といふ嘴のやうな長い岬が、東から西に向つてつき出してゐて、天然の防波堤を形づくつてゐる。東の陸

地は筑紫郡、南は早良郡、西は糸嶋郡の半島(古の怡土、志摩二郡の地)であるが、半島の北の出鼻の西浦岬と志賀島との間の海面は、おのづから狭まつて灣の入口をなしてゐる。灣の内には、東西十町、南北二十町ばかりの殘島(能古島)といふ小さな島がある。島の西南今津灣の一部は、今津の入江をなし、福岡灣内に於ける天然の良港である。而して博多も、古は今とちがつて、比惠川、那河川の河口に於ける屈強な港であつたのである。かやうな次第で、博多を中心とする福岡灣は、古來海外交通の門戸であつた。

志賀島に於ける「漢委奴國王印」の出土は、周知の事實である。これは後漢の光武帝の建武中元二年、後に那津といひ、儼縣といつた博多地方の土酋が後漢に朝貢した事實を考古學的に確かめるもので、我が海外交通史上の年代の明かな最も古い遺物である。紀元三世の中頃、やはり九州の土酋であつた耶馬臺の女王卑彌呼が、魏に朝貢の使者を出した時には、其の發船地は博多であつたにちがひなく、魏から來た使者の見聞録と見るべき魏志の倭人傳には、糸島郡の船越灣内の地なる伊都國の次に奴國の名を擧げてある。日本書紀の宣化天皇の段の屯倉設置の詔を

讀むと、「那津之口」が大和朝廷の海外交通の關門であつたことがよくわかるし、天智天皇が百濟の復興運動を助けるために大軍を半島に出だされた時、其の大本營を置かれた處、即ち所謂「水表之軍政」をきこしめされた長津宮もこゝである(齊明天皇西幸の際、娜大津を長津と改名せられた)。奈良朝から平安朝にかけて、直接大陸に渡る遣唐使はこゝから發船し、其の派遣がやんでから後も、宋の文化は此の關門を通つて我が國にはいつて來た。降つて豊太閤が前古未曾有の外征を企てた時にも、博多に城を築いて本營とするのは、其の最初の考であり、いよゝゝ外征を實行する段になつて壹岐に渡るのに最も近い肥前の名護屋を選んだのである。

かやうな次第で、蒙古の忽必烈が其の征服の巨擘を我が國に伸ばさうとした時にも、難を被つた地方はやはり博多灣の附近であつた。文永十一年十月の役に於いては、其の戰場は灣の南岸であり、弘安四年六七月の役に於いても、石壘に據つて防いだ我が軍の爲に拒まれた敵軍は、主として灣の沿岸の地を攻撃したのである。それから文永役よりも二百五十餘年前の刀伊の入寇。これも同じ地方の出來事である。蒙古の襲來に比べて比較にならぬほどの小規模のものであるけれども、

本來外寇の少ない我が國のことであるから、歴史上頗る名高い。これから述べようと思ふのは、平安朝時代に起つた此の外寇についてであるが、之を單に國史上の一事件と見るのではなく、もつと廣い立場から觀察して、外寇の主體、其の性質、入寇の理由等を明かにし、それに依つて其の時代に於ける我が國と半島との關係の一面を窺ひたく思ふのである。

二

南海に藤原純友、東國に平將門の亂があつてから七八十年ばかり降つた、後一條天皇の寛仁三年(高麗顯宗十年)此の年三月二十七日、朝鮮方面から來た五十艘ばかりの賊船が對馬に入り、島の役所や民家を焚掠し、ついで壹岐を侵し、四月七日になつて怡土郡を経て博多灣内に入り、志摩早良二郡の沿岸に上陸して家を焼き、民を捕へ、物を奪ひ、翌八日には灣内の能古島殘島に據つた。時の太宰府の長官(權帥)は藤原隆家であつたが、府兵をくり出して博多の警固所を守らせた。九日の朝賊船はまた警固所を襲撃し、我が兵に伐ち卻けられて能古島に引き還した。十日と十

一日とは別段のこともなかつた、それはたま／＼風が強く、浪が荒かつた爲め、賊は島をはなれず、我が兵も之を伐つことができなかつたからである。十二日に、賊はまた志摩郡の沿岸を侵したが、我が兵に討ち敗られ、博多灣を出て外洋に走つた。而して翌十三日肥前國松浦郡の海岸を侵して、また我が兵に撃たれ、そのまゝ壹岐對馬を指して歸つてしまつた。即ち九州の博多灣の附近は約一週の間、或る外賊の寇を被つたのである。¹⁾

寛仁三年の三月から四月にかけて起つた外賊の入寇は、かくの如きものであつたが、松浦郡の戰の際、我が兵の捕虜となつたものは何れも高麗人であつた。さうして其の高麗人は太宰府の官憲の訊問に答へて、高麗國爲禦、刀伊賊遣彼^{高麗}邊州、而還爲刀伊被獲也、我等はもと刀伊賊の防禦の爲めに高麗の邊州を守つてゐたのであるが、却つて刀伊に捕はれたものである、といつたから、太宰府から事變の顛末を京都の上司に報告した時、其の解文に入寇の賊を「刀伊國賊徒」とした。しかし報

¹⁾ 朝野群載(卷二〇)所載、太宰府解言上刀伊國賊徒或擊取或逃却狀。

告した太宰府も、之を受けた朝廷も、刀伊の本體はわからず、入寇者をかく稱すると同時に、高麗人の言は偽りで、或は彼等自ら入寇者であつたのではなからうかと疑つてゐた。然るに數月の後、高麗の本國から國書を持つた使者が來り、其の結果刀伊の女眞たることが判明した。即ち小右記、寛仁三年九月二十三日の條に、「先日太宰解文注、刀伊國、高麗國牒注、女眞國」と見えてゐる。

さて我が國を侵して還つた賊船は、約半個月の後、高麗の水軍の手に捕はれた。高麗史顯宗世家、十年四月丙辰（二十九日）の條に、「鎮溟船兵都部署張渭男等、獲海賊八艘、賊所掠日本生口男女二百五十九人、遣供驛令鄭子良、押送其國」とあるのがそれである。捕はれた場所が元山の海上であつたことは、鎮溟船兵都部署とあるのでわかる。鎮溟は元山に近く、咸鏡線德源驛の東半里ばかりの處にあつた鎮城の名であつて、此の方面に於ける高麗の海軍根據地の一である。また捕はれた賊船は五十艘の中の八艘であつて、其の全部ではなかつた。で、高麗は刀伊から奪ひかへした我が國の捕虜二百五十九人を送還させる爲めに、使者を出したのであるが、其の使者鄭子良は八、九月のころ我が國に來た。入寇の賊徒が女眞である旨を敍べた

高麗の國書をもたらししたのは此の人である。たゞし其の國書は今ま傳はらぬ。

ところで刀伊の賊徒は、何故海上遙かに我が國を侵したのであらうか。入寇の目的は何であつたのであらうか。先づ寇賊としての彼等の行動に注意すると、事變の顛末を敍べた太宰府の解文に、

其賊徒之船、或長十二箇尋、或八九尋、一船之楫三四十許、所乘五六十人、二三十人、耀力奔騰、次帶弓矢、負楯者七八十人、許相從、如此一二十隊、登山絕野、斬食馬牛、又屠犬肉、叟、孺、兒、童、皆悉斬殺、男女、怯、壯、者、追取、載船、四五百人、又所運取穀米之類、不知其數。

とある。之に依つて賊徒の行動がよくわかる。又た小右記に依ると、筑前の志麻、早良、怡土の三郡、能古島、及び壹岐對馬に於いて兇賊の我れに與へた損害は、次の如くであつた。¹

筑前志麻郡人五百四十七人、被殺害者百十二人、被追取者四百三十五人、牛馬七十四疋、頭、四

¹ 小右記、寛仁三年六月二十九日の條。

早良郡人六十四人男廿四人、女四十人、牛十頭、馬九疋、被殺害者

怡土郡人二百六十五人被殺害者四十九人、男童并四十三人、女六人、被追取者二百

頭、馬十八疋)

能古島人九人女六人、童三人、駄四

壹岐島

守藤原理忠被殺害、被殺害島内人民百四十八人、男四十四人、法師十六人、童廿

九人、女五十九人、被追取女等二百卅九人、

遺留人民卅五人諸司九人、郡司七

對馬島

銀穴燒損了云々、

被殺害人十八人、被追取人百十六人男三十三人、童女合八十三人、童廿

上縣郡百卅一人

被殺害人九人、被追取男女童并百卅二人男三十九人、女

下縣郡

被殺害男女并百七人被追取男女童九十八人男六十八人、女童

〔此の間に脱文があらう〕

并三百八十二人男百八十八人、女童

被燒亡入々住宅卅五宇、

爲賊徒被切喰牛馬百九十九疋頭馬八十二疋、牛百十七頭、

此の内、能古島の九人は被殺害者及び被擄の總數であらう。前に脱文のあるらしい并三百八十二人は肥前松浦郡の分かと思はれるが、これも各別に示されてゐない。今ま假に是等を除外し、其の區別の明かなものゝ各について合算すると次の數字が得られる。

被殺害者 男女童 計 四六三人

被擄 同 計 一、二八〇人

して見ると、被擄の數は被殺害者に比して遙かに多く、三倍に近いといつてもよいほどであるが、これも特に注意すべきであらう。

それから高麗の使者鄭子良が、刀伊から奪還せられた被擄を伴れて我國に來る

前に、其の一小部分が歸國したが、其の事を京都の朝廷に報じた大宰府の解文¹の中には、面白い事實を敍べてある。初め賊徒が對馬島の上縣郡を襲ふた時、判官代長岑諸近并に其の家族が賊の捕擄となつた。さうして賊船に乗せられたまゝ、どうすることもできなかつたのであるが、賊が肥筑の沿岸を侵し、歸途再び對馬に立ちよつた時、諸近だけは陸地に逃げ上つて家に還つた。しかし母も伯母も妹も妻も子も従者も、皆な賊に引き去られてしまつたから、それ等十餘人の一家のゆくへをたづねる爲めに、六月十五日、私かに小船に乗つて高麗に渡り、金海府に於いて其の事情をうちあけた。ところが彼の國の通事は次の如く答へた。

刀伊賊徒、先日到來當國、殺人掠物、欲相戰之間、逐電赴日本國、仍艤舟儲兵、相待之間、無幾還向重殘滅海邊、仍豫於五箇所、儲舟千餘艘、所々襲擊、悉以擊殺了、其中多有日本國之虜者、彼五箇所之内、且三箇所所進三百餘人也、待集遺二箇所之人、乘船、可被進日本國之由、已有公定、早還對馬島、可申此由者。

大宰府の解にかうある。高麗の水軍が、我が國に向つた賊船の還つてくるのを待ちうけてゐたことは、之に依つてわかるのであつて、高麗史には此の間の消息を傳

へた記事は何もない。高麗史の記事は既記の如く簡單で、鎮溟船兵都部署張渭男等が、海賊船八艘を捕獲し、其の被擄となつてゐた日本の男女二百五十九人を奪還したから、供驛令鄭子良をして本國に押送さしたといふだけである。金海府の通事の言としての「彼五箇所の内、且三箇所所進三百餘人也」は、之に當るのであらうが、他の二箇所の水軍の手に救はれたといふ被擄については、別に其の動靜を傳へたものがない。而して五箇所といふのは、鎮溟附近の州縣であらう。「已有公定」は、鄭子良を遣はして被擄を押送させようとする高麗の廷議の既に決定してゐたのを意味する。さて長岑諸近の金海府に赴いた時、送還せらるべき被擄は、丁度そこにあつたのであるから、諸近は彼れの一家の消息を問ひたゞしたところ、なさけなくも、賊徒等到着高麗地之間、取載強壯高麗人、以病羸羸弱者皆入海了、汝母并妻妹等、皆以死了者。

といふ答を得た。諸近は落膽して歸國の途についた。しかし其のまゝ歸れば、無

¹小右記、寛仁三年八月十日條所載、七月十三日附太宰府解言上對馬島判官代長岑諸近越渡高麗國、隨身爲刀伊賊徒被虜女拾人歸參狀。

斷出國の故を以て法に問はれるから、其の申しひらきの證人とする爲め、金海府に集まつてゐる被擄の中から、十人の女子を乞ひ受け、それを伴れて歸國した。十人の二人は、内藏石女、多治比阿古見といふものであつて、太宰府に來り、刀伊賊に捕はれてから、歸國の際に至るまで、自ら目撃したところを仔細に陳述した。小右記に載せてある七月三日附の次の申文は、それを文書に作成したものであつて、讀者をして刀伊の暴行の状をまのあたり見るやうな感を引き起させると同時に、其の海賊として横行する主要なる目的を窺知せしめる絶好の資料である。

内藏石女等解申進申文事。

注申被追取刀伊賊徒罷向高麗國海路雜事并歸參本國案内等狀。

右石女、安樂寺所領筑前國志摩郡板持庄之住人、阿古見對馬島住人也、而並被追乘賊船、日來之間、見其案内所々合戰之日、石女等罷乘兩船之内、中矢賊徒五人也、而着對馬之岸之間、皆以死了、此外傍類船被疵死亡者、追日不斷、爰罷着高麗國岸之後、賊徒等、每日未明之間、上陸地、滅海邊別島等之人宅、運物取人也、晝則隱島々、撰取強壯之者、打殺老衰之者、又日本虜者之中、病羸者皆以入海了、夜則漕念去也。

如此送廿餘箇日之程、五月中旬之比、○これは明かに記憶の誤で、四月下旬でなければならぬ。高麗國兵船數百艘、襲來擊賊、爰賊人等、勵力雖合戰、依高麗之勢猛、無敢相敵之者、即其高麗國船之體、高大、兵仗多儲、覆船殺人、賊徒不堪、彼猛船中殺害所虜之人等、或又入海、石女等、同又被入海、浮浪、仍合戰案内、不能見給(終)無幾、有高麗船扶了、即勞所令蘇生也、但見被救乘船之内、廣大不似例、□□造二重、上立櫓、左右各四枝、別所漕之水手五六人、所□之士二十餘人許、不懸楫、又一方七八枝也、船面以鐵造角、令衝破賊船之料也、舟中儲雜具、鐵甲冑、大小鉾熊手等也、兵士面々、各々執持之、又入大石、打破賊船、又他船長大、已以同前、合戰事畢之後、石女等一類卅餘人、各給驛馬、近金海府之途中、十五箇日、每驛以銀器供給、其勞尤豐、官使仰云、偏非勞汝等、只奉尊重日本也者、着金海府之後、先以白布各充衣裳、兼以美食給石女等、六月卅箇日之間、令安置彼府、爰對馬判官代長岑諸近、爲尋訪被追取賊徒之母妻子等、到來高麗國、問母子之死亡、欲歸本朝、仍爲證據、申請虜女十人、離岸之日、被朝公家、宛給歸糧料、人別白米

小右記、寛仁三年八月十日の條。

參斗、干魚卅隻、兼給酒食、但金海府前召集之日本人、並三百餘人、是三箇所軍船所進也、殘二箇所人等來集之後、差使可返進之由、且言上公家者、住反案内、言上如件。

寛仁三年七月三日

多治比阿古見

内藏 石女

此の解文を讀み終り、さきに引いておいた、刀伊の入寇當時の太宰府の解文の一節、我が國の被擄が金海府に於いて諸近の間に答へた語等を参照すると、刀伊の海寇の極めて恐ろしいものであつたことがわかる。即ち彼等は其の寇略する各地に於いて、相手の高麗人たると、日本人たるとを問はず、やたらに住民を捕へ、其中から強壯なる男女を選びとり、老人や病弱なるものは、無慙にも片端から打ち殺したり、海中に投じたりした。民家を焼いたり、牛馬財物を掠めたのは、改めていふまでもない。してみると、刀伊の海賊として横行する目的は、人どりと掠奪とにあつたに違ひなく、彼等の我が國に與へた損害の數字が、亦た明かにそれを物語つてゐる。さうして人どりをするのは、之を携へ歸つて奴隸にする爲めでなければならぬ。特に強壯なるものを選び取る理由はそこにある。

朝鮮語で外夷を *poi-nom* としふ。轉じて、相手を罵り賤しむ語としても用ゐられる。 *nom* は *ken-nom* (彼奴)、*nom-teur* (奴輩) 等の如く賤罵の辭であるから、夷狄の義は *nom* に存する。崔世珍の訓蒙字會にも、夷、戎、蠻、狄、羌、虜を皆な *nom* と訓じてある。刀伊は即ち *nom* の音譯であつて、高麗時代には主として女眞を呼ぶ稱であつたのであらう。女眞は高麗の長城外に屬する半島の東北部から、滿洲一帯の地に據つてゐた。即ち咸鏡道の定平以北、平安道の東北部、鴨綠江及び豆滿江の流域、松花江の全流域、黒龍江の下流域——是等の地方は皆な女眞の住地であつたのである。刀伊が女眞であるとするれば、我が國を侵したものは何處から來たかといふ問題が起るが、それは姑く措き、彼等の寇略を被つたのは、我が國だけではない。

三

朝鮮江原道の蔚珍の正東約九十海里、日本海の中にある著しい島は、いふまでも

1 明嘉靖六年、朝鮮中宗二十二年撰。

なく鬱陵島である。此の島は周回十里二十六町、東西と南北との長さが略同じく、最も広い所が二里三十餘町ある。中央に標高九百八十三米突の高い山が聳え、周圍にそれより低い峯が澤山あつて、漸次海面に向つて低下してゐる。平地は海岸線に沿うところへにあるだけで、無論廣くはないが、相當多數の人口を容れ得る。而して地味は比較的豊かであり、天然の物産にも乏しくないから、此の島だけで獨立の生活を營むことができる。

紀元第三世紀の初め、曹魏の毋丘儉は高句麗を伐ち、玄菟郡の太守王頎を遣はして、南沃沮(咸鏡南道咸興)に奔つた高句麗王宮を追ひかけさせたが、其の事實を敘べた魏志東夷傳沃沮の條の一節に「王頎別遣追討宮、盡其東界、○江原道の東、海岸の地方、問其耆老、海東復有人不耆老言、國人嘗乘船捕魚、遭風見吹數十日、東得一島、上有入、言語不相曉、其俗常以七月取童女沈海」とある。これは疑ひもなく鬱陵島を指したもので、此の島に關する記事としては最も古い。たゞ其の住民が何であるかを示してないが、漢魏時代の間、今の江原道と咸鏡道の定平以南の部分が濊族の住地であつた關係から推して、それは濊の移住者であつたらうと思はれる。西晉の末(紀元第四世紀

の初め、樂浪帶方二郡が亡び、高句麗、百濟、新羅の鼎立の時代になると、濊は三國の間に介在する獨立の勢力となつた。而してそれが高句麗の領内に没したのは、東晉の末(紀元第五世紀の初め)廣開土王が其の地方を征服した結果である。しかし、濊爾たる鬱陵島の濊は、半島の形勢如何に拘はらず、非常に長い間、獨立乃至半獨立の體面を維持してゐた。即ち新羅の智證王が將軍異斯夫に命じて、于山國と稱してゐた此の國を伐たせたのは、南北朝の中頃(紀元第六世紀の中頃)であるが、それから約四百年の間は新羅に屬し、新羅が亡んで後は又た高麗に屬して、をり／＼朝貢した。我が國へは一條天皇の寬弘元年(紀元第十一世紀の初頭)一行十一人の于陵島人が因幡國に來た。于陵島はいふまでもなく鬱陵島で、これは高麗に朝貢しようとした途中、風の爲めに吹き流されて漂著したものらしい。此の時源爲憲及び藤原有國の作つた詩が本朝麗藻に收められてゐるが、有國の詩題には、

高麗蕃徒之中、有新羅國迂陵島人折兢悅之者、其文不優、頗知詩篇、臨別之日、予與

一篇。

とある。高麗に朝貢させる使者であるから、特に詩文の才あるものを選んだのであらうが、之に依つて當時の于山國の文化の程度の一斑を察することができよう。藤原公任が、

おぼつかならう。まの島の人なれや

我恨むるをしらすがほなる。

と詠んだのも、此の時のことである。而して此の于山國人の漂著は、寛仁三年(西紀一〇一九)の刀伊の入寇に先だつ十五年の事であつた。

ところで高麗史を見ると、于山國に關する次のやうな事實が傳はつてゐる。

顯宗九年〔刀伊入寇の前年〕十一月、以于山國被東北女真所寇、廢農業、遣李元龜賜農器。

顯宗十年〔刀伊入寇の年〕七月己卯、于山國民戶、曾被女真虜掠來奔者、悉令歸之。

顯宗十三年〔刀伊入寇の後三年〕七月丙子、都兵馬使奏、于山國民、被女真虜掠逃來者、處之禮

州、○慶尙北道寧海、官給資料、永爲編戶、從之。

刀伊の入寇の前後、鬱陵島の于山國はたび／＼女真に犯された。——高麗史には記

事の遺漏が多いから、これだけではなかつたであらうが——又た刀伊入寇の後十三年、高麗史の德宗世家、元年の條には次の記事がある。

十一月丙子、羽陵城主遣子夫於仍多郎來獻土物。

即ち于山國の朝貢の事實を傳へたものである。此の後約百餘年の間、于山國の消息は現存の史料の上では全くわからなくなつた。さうして十二世紀のなかばになると、蔚陵島(鬱陵島)の名に於いて再び史上に現はれる。先づ注意を惹くのは、高麗史仁宗世家の、

十九年〔西紀一〇四一〕秋七月己亥、溟州道監倉使李陽實遣人入蔚陵島、取菓核、木葉異常者以獻。

であるが、これは于山國に對して何事を語るものであらうか。更に十七年降つて、高麗史毅宗世家の十一年(西紀一一五七)の條を見ると、

五月、王聞東海中有羽陵島、地廣土肥、舊有州縣、可以居民、遣溟州道監倉殿中內給事金柔立、往視、柔立回奏、土多巖石、民不可居、遂寢其議。

といひ、同じ事實はまた高麗史八卷五地理志の蔚珍縣の條の註に、

鬱陵島、在縣○蔚縣。正東海中、新羅時稱于山國、一云武陵、一云羽陵、地方百里、智證王十二年來降、太祖十三年、其島人使白吉、土豆獻方物、毅宗十一年、王聞鬱陵地廣土肥、舊有州縣、可以居民、遣溟州道監倉金柔立往視、柔立回奏云、島中有大山、從山頂向東行至海一萬余步、向西行一萬三千余步、向南行一萬五千余步、向北行八千余步、有村落、基址七所、有石佛、鐵鍾、石塔、多生柴、胡蒿、本石、南草、然多岩石、民不可居、遂寢其議。

と記るされてある。讀み來つて知られる事實は、紀元第十一世紀の初め、頻りに女眞の寇略を被り、さうして高麗の庇護を得てゐた于山國が、十一世紀の中ごろには、蕭條たる村落の基址七所と、石佛、鐵鍾、石塔等とに其のなごりを留め、島が無人の境と化し去つてからやゝ久しきを經たらしいことである。即ち日本海上に於いて上代から特別なる歴史をもつてゐた于山國は、十二世紀の間に全くつぶれてしまつたのである。何故につぶれたであらうか。それについては多言を要しない。所謂刀伊賊として我が筑紫の海上に現はれた女眞の海賊は、前後頻りに此の國を侵し、其の民を虜にし、或は之を殺して、遂に全島を空しくしたのであらう。それで、

我が國に來た *poi-nom* の恐しさを一層強く感ぜざるを得ないと同時に、我が記録の光に照らして、于山國の老弱男女が如何に慘酷なる取扱ひを受けたかを容易に想像することができる。

四

女眞の海賊は、鬱陵島の于山國や、我が國の西陲だけを寇略したのではない。高麗の東海岸は、百五十年ばかりの間、年々歳々彼等に悩まされてゐたのである。たゞ之に關する高麗史の記載は、極めて簡單であるから、我が國の記録からの如く、詳しい事實を知ることとはできない。或る時には賊船の數が十艘、十五艘、三十艘であつたとか、或る時には其の中の若干を捕獲したとか、或る時には高麗人七十人が擄し去られたとか、或る時には四五十人の賊徒を生擒したとか、概して各の事變の要を摘んだ記事である。しかも賊徒に侵された州縣の名は、一々擧げてあるのであつて、それを通觀すると、北は元山灣頭の鎮溟から、南は慶尙南道の蔚山に及んでゐる。さうして其の寇略が長年月の間、幾回となく繰りかへされたのであるから、高

麗は水軍を備へ、城堡を築き、戍兵を置いて、頗る防禦に努めた。

かやうな次第であるから、同じ海賊が對馬水道を越えて博多灣の沿岸を侵したのは、別段不思議なことではなく、常に高麗の東海に出没してゐた彼等としては、少しく興に乗じて離れ業を演じたものとすべきであらう。従つて我が國に來たのも、たゞ一回だけではなかつたらしい。所謂刀伊賊として名高いのは、無論寛仁三年の入寇であるけれども、二十二年前に當る一條天皇の長徳三年、鎮西に起つた事變として、百鍊抄に高麗人の來寇、日本紀略に南蠻人の亂入と傳へられた、正體のわからぬ外寇がある。又た寛仁四年(刀伊入寇の翌年)南蠻の賊徒の薩摩國に來て、人物を虜掠したことが、左大辨源經頼の左經記に見えてゐる。しかし高麗人や南洋諸島の蠻族の入寇は、前後に例のないことであるから、余は當時の女眞の海賊横行の事情から推測して、これも彼等の小寇に他ならぬと信ずる。若しさうとすれば、我が國に於ける刀伊の入寇は、少なくとも前後三回あつたわけである。

女眞はいふまでもなく隋唐時代の靺鞨であつて、則天武后の時、もと靺鞨人であつた大祚榮が渤海國を建設するに及び、其の領内に編入せられた。渤海國は半島

統一以後の新羅と時代を同じくし、これと我が國との間に特別な國際關係のあつたことは周知の事實である。紀元第十世紀の初めになつて、高麗朝が新羅に代ると殆んど同時に、契丹の太祖耶律阿保機は渤海國を伐ち滅ぼした。しかも契丹は其の故地に州縣を置かず、たゞ外部から之を威制してゐた。そこで渤海時代の土民であつた靺鞨が、女眞の名で新たに頭を擡げだした。彼等は幾多の部族に分れ、其の間に何等の統一なく、半牧半農の民として放奔なる生活を營んだ。女眞の海寇といふ特別な事象も、かくの如き状態から生れたのである。

しかし松花江の全流域から黒龍江の下流域に跨がる廣大なる地方の女眞が、何れも海賊をはたらいたわけではない。日本海沿岸に於いて、平地の面積が特に廣く、地味も沃饒で、おのづから人口の稠密する地は極めて少ない。今日普通に間島と稱する布爾哈圖、海蘭二河の流域と咸鏡南道の咸興地方とが、よく此の條件を具へてゐる。咸興は渤海國の南京南海府であるが、高麗時代には、之を中心とする一帯の平野に、大小幾多の女眞の部落が散在し、其の中特に強大なるものが三十あつて、三十姓女眞と呼ばれた。高麗と密接なる關係のあつたのは、此の地方の女眞で

あつて、平野の東境を限つてゐる咸關嶺の外の女眞は、殆んど没交渉であつた。さうして咸興平野の主なる女眞部落の會長は、或る程度まで高麗に服屬し、物質上の利益の獲得を目的として、絶えず朝貢したけれども、同時に寇賊として屢、陸上から侵入した。定平邑の左右翼をなす堅固な長城の築かれたのは、彼等に對する防禦の爲めである。恐るべき海賊となつて日本海を横行したのも、等しく此の地方の女眞に外ならぬ。彼等は高麗の東北境に近く住し、三様の手段に依つて三重の利益を貪る始末のわるい *Jo-nom* であつたのである。

十二世紀になると、此の方面の形勢が一變した。世紀の初頭、高麗の將軍尹瓘は、有名なる九城の役を起し、咸興平野の女眞部落を悉くなぎ倒して確實に其の地を占有した。たゞしこれは一時のことで、生女眞の完顔氏が之を譲り受けたが、其の結果、此の樞要なる地は金帝國の領土の一部となり、咸興には曷懶といふ行政官廳——曷懶路の治所——の設置を見、女眞の海寇はおのづから罷んだ。

大正十五年六月稿〔史林第一卷第四號〕 107

金史世紀の研究

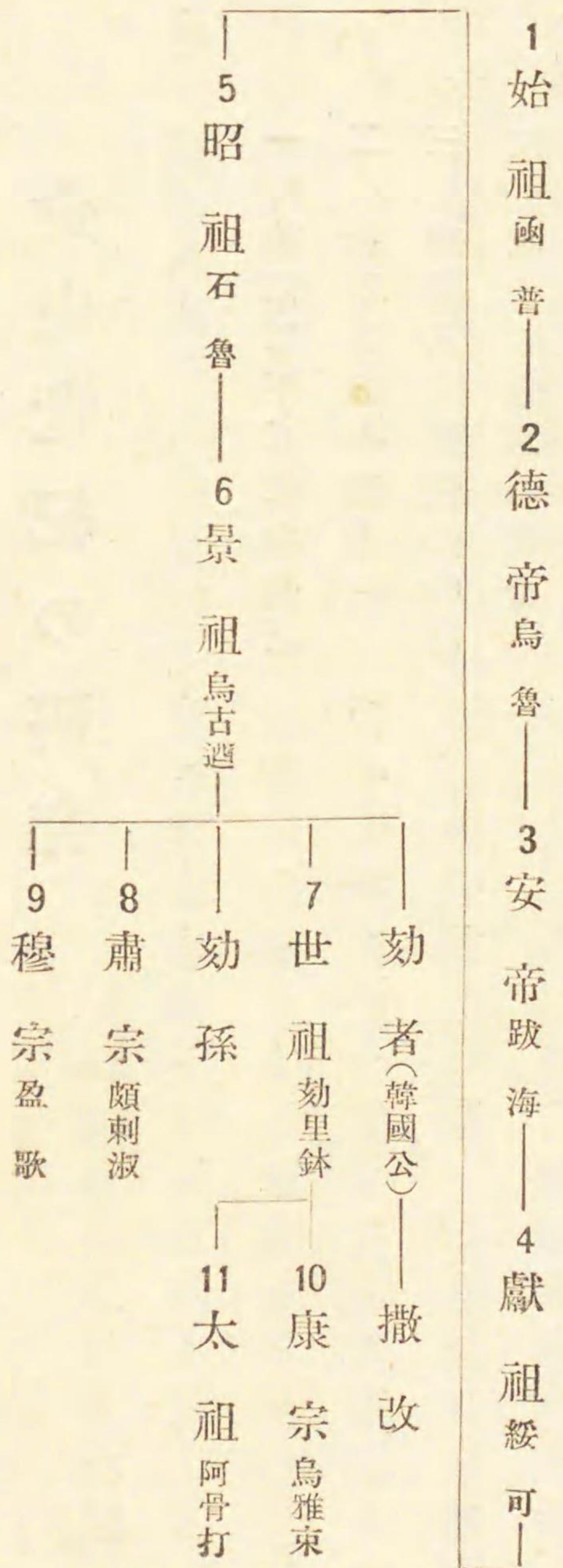
- 一 始祖以下五代の物語
- 二 世系延長の徵證
- 三 始祖兄弟移住の物語
- 四 昭祖の終焉の物語
- 五 生女直部節度使承襲の物語
- 六 景祖に關する所傳
- 七 穆宗の事蹟
- 八 世祖及び肅宗の事業
- 九 康宗の事業
- 〇 結語

余は往年鐵利考一篇を草せし時、其の末に記して、金の太祖完顔阿骨打を出し、生女直に關する金史世紀の所傳は、直ちに信を措き難しとなせり。信を措き難し

といふは何故か。また若し然りとすれば、其の所傳は如何にして生ぜしものなるか。以下章を逐うて述ぶるところは之に對する考說にして、即ち世紀の内容の批判なり。

一 始祖以下五代の物語

金の祖先の世系は、金史の本紀の第一篇「世紀」に記るさる。之を表記すれば左の如し。



さて世紀を繙くに、先づ始祖函普及び其の二兄弟に關して傳ふるところは、

金之始祖諱函普、初從高麗來、年已六十餘矣、兄阿古迺、好佛、留高麗、不肯從、曰「後世子孫必有能相聚者、吾不能去也」獨與弟保活里俱、始祖居完顏部、僕幹水之涯、保活里居耶懶、始祖至完顏部、居久之、其部人嘗殺它族之人、由是兩族交惡、鬪不能解、完顏部人謂始祖曰「若能爲部人解此怨、使兩族不相殺、部有賢女、年六十、而未嫁、當以相配、仍爲同部、」始祖曰「諾」迺自往諭之、曰「殺一人、而鬪不解、損傷益多、曷若止誅首亂者一人、部內以物納償、汝可以無鬪、而且獲利焉、」怨家從之、乃爲約、曰「凡有殺傷人者、徵其家人、口一馬、十偶、牝牛十、黃金六兩、與所殺傷之家、即兩解不得私鬪、」曰「謹如約、」女直之俗、殺人償馬牛三十、自此始、既備償、如約、部衆信服之、謝以青牛一、并許歸六十之婦、始祖乃以青牛爲聘禮而納之、并得其贖產、後生二男、長曰烏魯、次曰幹魯、一女曰注思板、遂爲完顏部人。

といふにあり。しかも始祖の事歴とせらるゝ此の物語は生女直の習俗の起原を説明したる一の説話に過ぎざるべし。遼史拾遺卷八引くところの宋人無名氏の北風揚沙錄に、生女直の風俗を敘べて「法令嚴、殺人者死、仍沒其家人爲奴婢、親戚欲得、

則輸牛馬贖之^一といひ、又た高麗史^五卷九黃周亮傳に「靖宗朝、^三契丹興宗^重、^一威雞州[○]高麗[○]女真仇屯、高刀化二人、與其都領將軍開老爭財、乘其醉歐殺之、事下輔臣議、侍中徐訥等六人議曰、女真雖是異類、然既歸化、名載版籍、與編氓同、固當遵率邦憲、今歐殺其長、罪不可原、請論如法、周亮等十一人議曰、此輩雖歸化、爲我藩籬、然人面獸心、不慣風教、不可加刑、且律文云、諸化外人、同類自相犯者、各依本俗法、況其隣里老長、已依本俗法、出犯人二家財物、輸開老家以贖其罪、何更論斷、王從周亮等議」とあるは、遼代に於ける女直民族の間に、牛馬財物を以て殺傷を償ふ習慣法の存せし證とすべし。而して金史^五卷四刑志にも「金國舊俗、^一殺人及盜劫者、擊其腦殺之、沒其家貲、以十之四入官、其六賞主、併以家人爲奴婢、其親屬欲以馬牛雜物贖者從之」と見え、たれども、此の制法の起原を金の始祖に歸したる世紀の所傳は、信を措くに足らず。今の滿洲の地は古來名馬の産地にして、後漢書^{卷一}五夫餘傳に「土宜五穀、出名馬」といひ、魏書^{卷一}〇勿吉傳に「太和初、又貢五百匹」といひ、唐書^{卷一}九渤海傳に「俗所貴者、^一率賓之馬」といひ、北風揚沙錄の生女直の風俗を敍べたる條に「産名馬」と見ゆ。遼の太祖耶律阿保機の渤海國を滅ぼして東丹國となしたる時には、其の歲貢の額を定めて、布十五萬端、馬

千匹となしたりといひ、^一其の他遼代を通じて女直の諸部族より良馬を契丹及び中國に獻ぜしことは、遼史^{本紀}及^表文獻通考^{卷七}三二等に其の記事多し。而して晉書^{卷九}七肅慎傳に「有馬不乘、但以爲財産而已」とあり、遼の聖宗の統和四年の女直征伐には、馬二十餘萬頭を獲たりといへば、^一此の記事は事實を誇張せしものならむも、古來此の家畜が女直種族の重要な財産なりしは明かなり。女直は契丹の如く純然たる游牧民にはあらざれども、遼史^{卷九}五食貨志上に「契丹舊俗、其富以馬、其疆以兵」といへる關係は、女直に於いても略同様なりきと思はる。牛は晉書^{卷九}七肅慎傳に「無牛羊」、魏書^{卷一}〇勿吉傳に「其國無牛」とあれども、勿吉が肅慎、挹婁と呼ばれし時代に於いて、夫餘族の間に此の家畜の飼養せられしことは、三國魏志^{卷三}〇夫餘傳に「國有君王、皆以六畜名官、有馬加牛、加」といひ、有軍事亦祭天、殺牛觀蹄、以占吉凶」とあるに依りて明かなれば、勿吉に牛なしといふも、絶無の意味にはあらざるべく、

1 遼史(卷七二)義宗傳。

2 同上(卷一一)聖宗本紀。

或は傳聞の誤りならむ。而して遼代の女直の牛を養ひたる證としては、遼史^{七卷}一
 聖宗本紀、太平六年の條に「黃嗣領兵、入女直界、徇地、俘獲人馬牛豕、不可勝計」といひ、五
 代史^{三卷七}四夷附錄^二に引きたる胡嶠の陷虜記に「又東女真善射、多牛鹿野狗、其人無
 定居、行以牛負物、遇雨則張革爲屋」といひ、三朝北盟會編^{三卷}の女眞の風俗を述べたる
 條に「獸多牛羊」とあるなどを擧ぐるを得べし。斯くの如く女眞種族の間に於いて、
 牛馬が彼等の重要な財産なりとすれば、これを以て殺人の罪を贖ふ慣習の存せ
 しは、固より當然のことにして、其の起源は極めて古かるべく、必ず完顏氏の始祖と
 相關するところなかるべし。三國魏志^{卷三}夫餘傳に「男女淫、婦人妬、皆殺之、尤憎妬、
 已殺尸之國南山上、至腐爛、女家欲得、輸牛馬乃與之」とありて、略同様な慣習の古へ
 夫餘族の間に行はれしをも思ふべきなり。時代は遙かに降れど、また女直が財物
 を以て人命を償ふことは、朝鮮世祖朝の進士成俔の慵齋叢話^{卷一〇}、女眞の風俗に「惟
 以報怨爲事、雖數世不忘、以失相傳起兵、其兵亦給價招來、故苟有死者、皆以財償之」と見
 えたり。

また金の始祖は、完顏部より青牛一頭を得、之を聘物として既に娶るを許るされ

たる完顏部の六十歳の女を納れたりといふ。牛馬を聘禮として婚約を調ふるは、
 女直の風俗にして、三朝北盟會編^{卷三}、女眞の風俗に「其婚嫁、富者則以牛馬爲幣」とい
 ひ、慵齋叢話に「其婚姻也、納牛馬數十頭、方與定約婚」といひ、朝鮮世宗實錄^{卷八四}、二十
 條に當時の女直の一部族忽刺溫の風俗を敍べて「其婚禮、女生十歲前、男家約婚、後遞
 年三次筵宴、二次贈牛馬各一、待年十七八、乃成婚禮」といへり。而して金の始祖の用
 ひし聘物の、普通の牛馬にあらざる青牛なりといふも、亦た必ず所以あるべし。契
 丹民族の間に於いては、白馬と青牛とはそれ〴〵天神地祇を象徴する聖獸にして、
 彼等は之を以て天神地祇並に其の化身と傳ふる彼等の始祖を祭れり。²たゞ女直

¹ 朝鮮古書刊行會本大東野乘、一。

契丹國志の卷頭「契丹國初興本末」に契丹の始祖に關する傳説を載す。曰く、

契丹之始也、中國簡典所不載、遠裔草昧、復無書可攷、其年代、不可得而詳也、本其風物、地
 有二水、曰北七里沒里、復名陶隈思沒里者、是其一也、其源出自中京、今之老哈河の上源
 大名城、一名察罕蘇巴爾漢、西馬孟山、東北流、華言所謂土河、今之老哈河是也、曰裊羅簡
 沒里、復名女古沒里者、又其一也、源出饒州西南平地松林、直東流、華言所謂潢河、今之西
 喇木倫是也、至木葉山、合流爲一、古昔相傳、有男子乘白馬、浮土河而下、復有一婦人乘小

車、駕、灰、色、之、牛、浮、潢、河、而、下、遇、於、木、葉、之、山、顯、合、流、之、水、與、爲、夫、婦、此、其、契、丹、始、祖、也、是、生、
八子、各、居、分、地、號、八、部、落、一、曰、祖、一作祖本、皆、利、部、二、曰、一、室、活、部、三、曰、實、活、部、四、曰、納、尾、部、五、
曰、頻、沒、部、六、曰、內、會、鷄、部、七、曰、集、解、部、八、曰、奚、嗚、部、立、遺、像、八子祖及、于、木、葉、山、後、人、祭、之、必、
刑、白、馬、殺、灰、牛、用、其、始、來、之、物、也。

北七里没里等契丹の河水の名義については、白鳥博士の東胡民族考(史學雜誌、第二一編、七五五頁以下及び一〇〇三頁以下)を見らるべし。同じ傳説は又た遼史(卷三七)地理志の永州の條下にも見ゆ。

乾亨三年、置州于皇子韓八墓側、東潢河、南土河、二水合流、故號永州(二水の義を永字に取、りて斯く名づく)、冬、月、牙、帳、契、丹、皇、帝、の、多、駐、此、謂、之、冬、捺、鉢、有、木、葉、山、上、建、契、丹、始、祖、
廟、奇、首、可、汗、在、南、廟、可、敦、在、北、廟、給、塑、二、聖、并、八、子、神、像、相、傳、有、神、人、乘、白、馬、自、馬、孟、山、浮、
土、河、而、東、有、天、女、駕、青、牛、車、由、平、地、松、林、泛、潢、河、而、下、至、木、葉、山、二、水、合、流、相、遇、爲、配、偶、生、
八子、其、後、族、屬、漸、盛、分、爲、八、部、每、行、軍、及、春、秋、時、祭、必、用、白、馬、青、牛、示、不、忘、本、云。

又た青牛・白馬を以て天地を祭りし記事は、頻々として遼史の本紀に見ゆ。想ふに此の傳説は、實際潢・土二河の間に住せし契丹人が、陰陽思想に依りて其の民族の起原を説明したるものにして、南方の土河を陽、北方の潢河を陰とし、男女二神を之に配して、兩河の合流する木葉山の地を、二神相會ひて契丹民族の祖先を生みたる處となし、なり。而して其の陽神と陰神とが天神と地祇とを意味することは、遼史(卷四九)禮志、祭山儀の條に「設天神・地祇位于木葉山東郷」とあるに依りて明かなるが、陽神は白馬に乗り、陰神は青

牛車に駕して來れりといへば、白馬と青牛とは天神・地祇の標象なりしなるべく、即ち之を刑して契丹の始祖を祭り、又た之を以て天地を祭る所以なるべし。たゞ遼史地理志は青牛車に駕したるものを「天女」となせども、こは恐らく傳説の眞義を解せざりし地理志の編者の疎漏にして、耶律阿保機の皇后述律氏(宣欽皇后)の傳(遼史、卷七一)に「后簡重果斷、有雄略、嘗至遼、土二河之會、有女子乘青牛車、倉卒避路、忽不見、未幾童謠曰、青牛、青牛、蓋謗、謂地祇爲青牛、嫗云、太祖即位、羣臣上尊號、曰地皇后」とあるを以て觀れば、阿保機は即位の際、大聖大明天皇帝の號を用ひ、后を應天大明地皇后といへり——契丹人の思想として、青牛車の女神の地祇なりしは疑ひなし。又た契丹人が他の白色の禽獸を神聖視したる證としては、中秋犬首の儀と冬至の儀とを擧ぐるを得。契丹の俗、八月八日、白犬を屠り、之を寢帳の前七歩に、瘞め、其の喙のみを露はし、後七日を経て中秋に至り、寢帳を其の上に移す。契丹語にて之を捏褐耐といひ、捏褐は犬、耐は首の義なりといふ(遼史、卷五三、禮志、嘉儀下、歲時雜儀)。冬至には、白羊、白馬、白雁を屠り、其の血を取りて酒に和し、天子親ら黒山を拜する儀あり。黒山は契丹人の魂魄の歸する所にして、山神之を司るとせらるゝが故なり(契丹國志、卷二七)。又た天地を祭る犧牲としては、上にいへる禮志、祭山儀の條に「牲用赭白馬、玄牛、赤白羊」と見え、「黒白羊」、「赤牛青馬」、「黒白二牲」等を以て天地を祭りし記事も本紀に散見すれども、是等白色以外の犧牲は主として色調の對比の爲めに使用せられしなるべく、青牛と白馬とが其の主要なるものなりしは、之に關する記事の最も多く遼史に見えたるにて明かなり。要するに青牛及び白馬は、それ／＼天神・

人の青牛白馬を尊びたる明證は史上に見えざれども、然かも後に述ぶる如く、昭祖の遠征の物語の中に、青嶺今の張才嶺と白山長白山とを特に並舉したる如き例ありて、亦た同じ思想の生女直の間に存せしを想はしむ。假令本來これなしとするも、生女直は長く契丹に内屬したれば、其の移入はあり得べきことなり。随つて始祖が完顔部の女に贈れりとせらるゝ聘物は聖獸なりとすべし。

又た按ずるに、女直種族には異族結婚の風習あり。渤海國の風俗を敍べたる松漠紀聞の一條に「婦人皆悍妬、大氏與他姓相結」といへるは、靺鞨族の間に此の風習の存せしことを證するものなるが、金史太祖本紀、天輔元年五月の條に「詔自收寧江州已後、同姓爲婚者、杖而離之」といひ、同上太宗本紀、天會五年四月の條に「詔曰、合蘇館諸部遼東半島の女直與新附人民、其在降附之後、同姓爲婚者、離之」といへる如く、金初頻りに同姓の婚姻を嚴禁したるを以て觀れば、異姓を娶るは生女直の舊俗たり。金史卷六の后妃傳に依りて、歴代の后妃の外家を檢するに、完顔氏といふは一もなく、而して章宗の元妃李氏の傳に「章宗意屬李氏、而國朝故事皆徒單、唐括、蒲察、孛懶、僕散、紇石烈、烏林答、烏古論諸部部長之家、世爲姻婚、娶后尙主、而李氏微甚」といへるは、即ち金室

の婚姻の家を列舉せしものにして、歴代の金主が生女直の舊俗を守り、完顔氏以外の女直の諸部族李氏のみは女直にあらずより其の后妃を納れしを知るべし。されば始祖の高麗より來りて完顔部の女を娶れりといふ所傳は、亦た此の習俗の反映と見るを得。なほ朝鮮世宗實錄に「童倉の會長里求婚於滿住、建州衛期已定矣、既而以滿住寇我本國、朝鮮辭之、乃求婚於本國之人、朝鮮人大抵幹朶里會長不娶管下、必求婚於同類諸部族の意、他之會長、或兀狄哈、或兀良哈、或忽刺溫」とあるは、明代の女直に於いても同様なりしを證するものなり。

次に德帝烏魯及び安帝跋海には、其の事蹟として傳へられたるものなし。次に第四代獻祖につきては、

獻祖諱綏可、黑水舊俗無室廬、負山水坎地、梁水木其上、覆以土、夏則出隨水草以居、冬

地祇の標象として契丹人の神聖視せしものなり。牛馬は彼等の生活上最も重要な家畜なるを以て、白色を尊ぶ彼等は、其の白色・青色・灰色なるものを、至高の神たる天地に結合したるなるべし。

1 卷八二、二十年七月の條。

則入處其中、遷徙不常、獻祖乃徙居海古水、耕墾樹藝、始築室、有棟宇之制、人呼其地爲納葛里、納葛里者漢語居室也、自此遂定居于安出虎水之側矣。

といへり。こは唐書一卷二靺鞨傳(唐書の此の傳は「黑水靺鞨」と題すれども、其の内容は黑水以外の諸部族に互る)の一節に「居無室廬、負山水坎地、梁木其上、覆以土、如丘冢、然夏出隨水草、冬入處」といへるに對し、「遷徙不常」の一句を添へて之を生女直の舊俗となし、而してそが革まりて定著して耕耘に従事し、居るに屋宇あるに至りしを獻祖の教導の功に歸せしなり。獻祖の卜居の處とせらるゝ安出虎水は、金の國都上京會寧府の地を流るゝ河水にして、金史四卷二地理志に「上京路即海古之地、金之舊土也、國言金曰按出虎、以按出虎水源於此、故名金源、建國之號蓋取諸」と見え、即ち今の阿勒楚喀市の傍を流るゝ阿勒楚喀河是れなり。耕墾樹藝の地なりといふ海古水の、亦た同じ地方の河水なるは、地理志の此の文と、金史九卷九完顏兀不喝傳に「會寧府海姑寨人」とあるとに依りて知らる。阿勒楚喀河の流域は、北滿洲屈指の肥沃なる平野なれば、此の地に於ける農業の起原は極めて古かるべし。李唐の文物を移入して海東の盛國と呼ばれし渤海國の治下に居り、且つ其の前後に互りて久しく徙動

せざりし鐵利が、牧畜狩獵をのみ業とせりとは思はれざるのみならず、魏書卷一〇勿吉傳に「其國無牛、有車馬、佃則偶耕、車則步推、有粟及麥」とあるは、南北朝時代の松花江流域の住民が、耕作を以て其の生に資せしを證す。居住の状態は、勿吉は豎穴を穿ちて住せしこと、魏書の本傳に「其地下濕、築城卑濕、築土如堤」とあり、穴居、屋形似塚、開口於上、以梯出入」と見え、唐代の靺鞨も同様なりしは、上に引きたる唐書の文に依りて知らる。然るに此の習俗は渤海國の治下にありて漸く革まれりとおぼしく、契丹の鄰境の地理を敍べたる契丹國志二卷二の文に、東南方面の熟女直は「皆雜處山林、尤精弋獵、有屋居、舍門皆於山牆下、關之、耕墾與渤海人同」といひ、東北地方の生女直に關しては「居民屋宇耕養」といへり。而して生女直の家居の狀は、北風揚沙錄に「地多山林、屋無瓦、覆以板或樺皮、牆壁亦木爲之、產名馬、生金、大珠、頗事耕藝、而不蠶桑、人多衣布、冬極寒、盛夏如中國十月時、屋才高數尺、獨開向南一扉、扉掩復以竹綢繆之、環室爲土牀、熾火其下、○溫突の設備なり、而寢食起居其上」と記るさる。斯くして獻祖の事蹟として傳へられたるものは、始祖函普のその如く一の說話に過ぎざるべきを想はざるを得ざるなり。納葛里⑧といふ地名の説明も、我が國の書紀古事記及び古風土記に頻

出する説明的説話と全く其の趣を同じくす。

次に第五代の君長は昭祖石魯にして、始めて條教を立て、以て部民を治せりといふ。

昭祖諱石魯、剛毅質直、生女直無書契無約束、不可檢制、昭祖欲稍立條教、諸父部人皆不悅、欲坑殺之、已被執、叔父謝里忽知部衆將殺昭祖、曰「吾兄子賢人也、必能承家、安輯部衆、此輩奈何輒欲坑殺之、」亟往彎弓、注矢射于衆中、劫執者皆散走、昭祖乃得免、昭祖稍以條教爲治、部落寢強、遼以惕隱官之。○惕隱は契丹の官名にして、皇族の政教を掌る官なり。

條教とは若干の箇條より成る教令の謂ならむが、之を以て部民を治したりといふは亦た空想的の物語なるべし。始祖先づ殺人に關する賠償の法を設けて争鬭の弊を除き、獻祖に至りて定住家居の風を興せりといふ前の二祖の事業に對し、此の物語は明かに第三の階段をなし、造作の形跡の蔽ふべからざるものあればなり。而して條教といふ特別なる文字は、八條の教を以て有名なる箕子の傳説が作者の腦裡に存せしことを想はしむ。

世紀はまた條教を以て部内を治したる後の昭祖の事業を傳へて、

諸部猶以舊俗、不肯用條教、昭祖耀武至于青嶺、白山、順者撫之、不從者討伐之、入于蘇濱、耶懶之地、所至克捷。

といひ、次に此の遠征の歸途、姑里甸といふ地に於いて病歿せしことを記せり。即ち部内に布き得し條教を、汎く他の諸部にも及ぼさむと欲して征伐に従事せりといふは、此の一條の趣旨なれども、斯かる目的の爲めの用兵の、文化の程度の低き社會に行はれざるは理の見易きところなれば、是れ亦た史上の事實に本づかざる妄譚ならざるべからず。但し地名は皆な實在のものにして、青嶺は拉林阿勒楚喀等の諸水の上源地と瑚爾喀河の上流域との分水嶺をなせる張廣才嶺、白山は長白山、蘇濱は綏芬河の流域、耶懶は寧古塔の西南畢爾騰湖に近き渤海の古都の附近の地²⁾

^a [頁三三七註] 滿洲源流考(卷一八)に納葛里を解して「蒙古語猶言此室也」とし、¹ Kowalewski の蒙語要選に「Negiri, camp nomade, lieu où s'arrête un peuple nomade」とし、² 納葛里は蒙古語 negiri と縁ある語ならむ。

¹ 滿洲歴史地理、第二卷、頁一六六—一六八。
² 第三章參照。

なるが、青嶺と白山とは修辭的に并舉せられしものゝ如く、蘇濱と耶懶とは金の建國の初め完顔忠の所部の移轉に由りて特別なる關係を有するに至りし地なり。¹⁾なほ昭祖の終焉の物語は第四章に於いて之を批判すべし。

二 世系延長の徵證

始祖以下五代の事蹟として世紀に記るされたる物語の歴史的事實にあらざるべきは前章に述べたるところの如し。次の第六代景祖に關して、景祖稍役屬諸部、自白山、耶悔、統門、土骨論之屬、以至五國之長、皆聽命」といへるも亦た信を措くに足らず。されども、昭祖の段の終に「生女直之俗、至昭祖時、稍用條教、民頗聽從、尙未有文字、無官府、不知歲月晦朔、是以年壽脩短莫得而考焉」といひ、景祖以前と以後とに紀年の有無の區別の存するは、別に所以あるべきを想はしむ。

今の金史は言ふまでもなく元の順帝の時脱脫等の編せしものなるが、金初に於ける國史の纂修については、金史卷六六、始祖以下諸子傳の完顔昷の傳に次の記事あり。

昷字勉道、本名烏野、穆宗代第九第五子、好學問、國人呼爲秀才、女直初無文字、

及破遼獲契丹漢人、始通契丹漢字、於是諸子皆學之、宗雄○本名謀良虎、康宗の長子、金史卷七三に專傳あり、能以兩月、盡通契丹大小字、而完顔希尹○本名谷神乃依倣契丹字、製女直字、○太祖三年、

西紀一一九成る、女直既未有文字、亦未嘗有記錄、故祖宗事皆不載、宗翰○本名粘沒喝、また粘罕に作る、景祖の

孫なる、撒改の長子なり、好訪問女直老人、多得祖宗遺事、太宗初即位、復進士舉、○太

金史卷七四に專傳あり、宗始めて選舉、而韓昉○遼の輩皆在朝廷、文學之士、稍拔擢用之、天會六年、○西紀

八、詔書求訪祖宗遺事、以備國史、命昷與耶律迪越掌之、昷等採摭遺言舊事、自始祖

以下十帝、綜爲三卷、凡部族、既曰某部、復曰某水之某、又曰某鄉某村、以別識之、凡與

契丹往來、及征伐諸部、其間詐謀詭計、一無所隱、事有詳有略、咸得其實。

又た景祖の第八子阿离合邁の傳金史卷七三に曰く、

爲人聰敏辨給、凡一聞見、終身不忘、始未有文字、祖宗族屬時事、並能默記、與斜葛同脩本朝譜牒、見人舊未嘗識、聞其父祖名、即能道其部族、世次、所出、或積年舊事、偶因他及之、人或遺忘、輒一一辨析言之、有質疑者、皆釋其意義、世祖嘗稱其強記人不可

¹ 第三章參照。

及也、天輔三年、一〇西紀一一、寢疾、宗翰日往問之、盡得祖宗舊俗法度。

斯くの如く金の建國の初め、祖宗の事蹟は専ら記憶によりて女直人の古老の間に傳はれり。太祖の時、景祖の玄孫宗翰始めて之を阿离合懣等に問ひ、知り得しところ多かりしも、未だ文字上の記述をなさざりしが如し。因つて太宗の天會六年紀西二八に至り、詔あり、曷等に命じて更に舊事を訪求せしめ、且つ纂修の任に當らしむ。太宗本紀には、是の年六月の條に「詔、求祖宗遺事」と見え、實に太祖の帝と稱せし收國元年一西紀一一五を距る十三年の後なり。而して其の所謂「自始祖以下十帝の紀三卷の成りしは、天會六年より更に十三年の後なる熙宗の皇統元年一西紀一一にして、曷の傳の上の文の下に、皇統元年、……所撰祖宗實錄成、凡三卷、進入、上宗〇熙宗、焚香、立受之、賞賚有差」と見え、熙宗本紀にも同年十二月の條に「曷進先朝實錄三卷、上焚香、立受之」といへり。

さて今の金史を見るに、始祖より康宗に至る十代の事蹟は「世紀」と題して本紀の首に置かれ、列傳には「始祖以下諸子傳」等には是等十祖と同時代の同姓並に異姓の人物を中心としたる記事ありて、世紀のそれに對し、或は詳に或は略なり。其の昭祖

以前の記事は前に述べたる如きものなるが、景祖以後に於いては完顔氏が他の女直部族と相争ひ、或は之を攻め降し、ことを一々の事實について較、詳かに敘べたり。諸部族の所在は概ね河水に因りて示され、歴史上顯著ならざる他の地名も數多く見ゆ。而して其の争戰の間、之に聯關して頻りに遼との交渉を生じ、又た完顔氏は自家の利益の爲めに、屢、狡獪なる手段を用ひたりとせらる。世紀及び建國以前に屬する部分の列傳の記事の體裁と内容とは、大體斯くの如きものなれば、完顔曷の纂録したる祖宗實錄三卷に關して、彼れの傳にいふところの「凡部族既曰某部、復曰某水之某」云々の語は、直ちに之を金史の此の部分に適用するを得、且つ祖宗實錄は建國を距ること遠からざる時、主として女直人の手に成り、其の行文の雅馴ならざりしは之を察するに餘りあるに、世紀及び之に應ずる列傳の文は頗る拙劣にして、思想の聯絡を缺き、意義の不明瞭なる字句も隨所にこれあり。されば其の原據は、今日傳はらざる三卷の祖宗實錄なりしこと疑ひなく、即ち彼れとは是れとは、略、其の内容を同じくしたりとすべし。¹

¹ 清の黃虞稷の千頃堂書目(卷四、國史類、補)に、金代の史籍の一として「始祖以下十帝實錄、三

さて南宋の洪皓の松漠紀聞を見るに、金の祖先の世系を録せし一條ありて、各祖の本名、追諡及び廟號を擧ぐ。追諡と廟號とは金史世紀に同じく、本名のみ其の字面を異にす。之を表記すれば次の如し。括弧内の文字は世紀に見えたる諱なり。

本名	追諡	廟號
1 龕 福〔函普〕	景元皇帝	始祖
2 訛 魯〔烏魯〕	德皇帝	—
3 伴 ^(伴?) 海〔跋海〕	安皇帝	—
4 隨 闊〔綏可〕	定昭皇帝	獻祖
5 實 魯〔石魯〕	成襄皇帝	昭祖
6 胡 來〔烏古迺〕	惠桓皇帝	景祖
7 核里頗〔勃里鉢〕	聖肅皇帝	世祖
8 蒲刺束〔波刺淑〕	穆憲皇帝	肅宗
9 楊 哥〔盈歌〕	孝平皇帝	穆宗
10 吳刺束〔烏雅束〕	恭簡皇帝	康宗

紀聞及び世紀に記るされたる十帝の諱は各字面を異にすれども、同音の異譯に過ぎざること一見明かにして、跋海に對する伴海は恐らく伴海の譌ならむ。たゞ景祖の諱について一言せむに、世紀に彼れの爲人を記して「景祖爲人寬恕能容物、平生不見喜愠、推財與人、分食解衣、無吝惜、人或忤之、亦不念、先時有叛去者、遣人諭誘之、叛者曰、汝主活羅也、活羅吾能獲之、吾能爲活羅屈哉、活羅漢語慈鳥也、北方有之、狀如大雞、善喙物、見牛馬橐駝、脊間有瘡、啄其脊間食之、馬牛輒死、若飢不得食、雖砂石亦食之、景祖嗜酒好色、飲酪過人、時人呼曰活羅、故彼以此訛、亦不以介意、其後訛者力屈來降、厚賜遣還といへり。然るに松漠紀聞に景祖の諱を胡來となし、胡來と活羅と音相近きを以て見れば、景祖を嘲つて活羅と呼びたるものありといふ此の物語は、言語上の遊戯を傳説化したるものなるべし。而して世紀に景祖の諱を烏古迺となせるは、胡來の語頭に一の母音を加へしに過ぎざるべく、來 lai と迺 nai とは相通ず、是れ亦た同

卷、金源郡王完顏勗撰を擧ぐ。即ち本書は、元末脱脱の金史を編せし當時は勿論、清初に於いてもなほ存せしなり。

1 學津討源、第六集。

音の轉訛と見るを得。又た世紀に依れば、十帝の諡號及び廟號の定まりしは、熙宗の天會十四年及び十五年にして——昭祖以前の四帝及び景祖は十四年、昭祖及び世祖以下の四帝は十五年——即ち上記の祖宗實錄の纂修せられつゝありし間のことなり。熙宗本紀には天會十四年八月の條に「追尊九代祖以下、曰皇帝、皇后、定始祖、景祖、世祖、太祖、太宗、廟皆不祧」とありて、十五年に係けたる記事なく、而して后妃傳には十帝の皇后に追諡したるを十五年となし、彼れ是れ齟齬するところあれども、要するに十四五年の外に出でず。

松漠紀聞に記るされたる世系の、世紀のそれと同一なること斯くの如し。そも、此の書は洪皓が金にありし間、自ら見聞したるところを録せしものなり。皓は靖康の變によりて金軍の捕虜となりたる徽、欽二帝の送還せらるゝを希ひ、其の交渉を試みるが爲めに、宋建炎三年金天會七年、西紀一一二九年大金通問使として金に赴く。されども金は彼れを太原に留むること幾んど一年、翌年二帝を五國城今姓に編窳するに及び、また彼れを冷山に徙せり。冷山は金の太祖の創業の功臣の一人なる完顔希尹本名谷神、紀聞及び宋史洪皓傳の悟の所領にして、其の的確なる位置は詳か室、大金國志の兀室は同音の異譯なり

ならざれども、紀聞に「寧江州、○北流松花江と拉林河との中間、去冷山百七十里」及び本書の續篇に「去金所都二百餘里」と見え、金の國都を距ること遠からざる地なり。皓は天眷二年西紀一一四二年、宋に還るを許るされたり。即ち彼れは金の太宗が祖宗の遺事を三九一燕京に入るまで約十年の間此の地に居り、後、秦檜の和議の成るに及び、皇統二年西紀一一四二年、宋に還るを許るされたり。即ち彼れは金の太宗が祖宗の遺事を訪求する詔を下し、前年を以て金に入り、曷の祖宗實錄の成りたる翌年宋に歸りしなり。然るに此の實錄と世紀との關係は、上に述べたるところの如く、而して十帝の諡號及び廟號の定まりしは、皓の冷山にありし熙宗の初めなれば、彼れの見聞録に記るされたる世系の世紀と相同じきは、固より然かあるべきことなりとす。然るに洪皓はまた上の世系を示すに先だち、同じ金の祖先に關して、

女眞酋長乃新羅人、號完顔氏、完顔猶漢言王也、女眞以其練事、後隨以首領讓之、兄弟三人、一爲熟女眞酋長、號萬戶、其一適他國、完顔年六十餘、女眞妻之以女、亦六十餘、生二子、其長即胡來也、自此傳三人、至楊哥太師。

といへり。これも冷山に於いて聞知したるところならむが、かの本名諡號及び廟號を併せ掲げしもの、即ち熙宗の時の追尊の結果を傳へしものに對して、其の代數

を異にす。詳言すれば胡來(世紀の烏古迺)は第六代景祖の諱にして、楊哥世紀の盈歌(は第九代穆宗の諱なれば、胡來より三傳して楊哥に至れりといふは、上の世系に吻合すれども、年六十餘にして六十餘の女を娶りしものゝ長子を胡來となせるは、始祖と景祖とを聯絡する中間の四代(德帝安帝獻祖昭祖)の存在を認めざるものなり。

又た金の祖先に關しては、高麗史の睿宗世家にも注意すべき記事あり。十年正月の條に曰く、

是月生女眞完顏阿骨打稱皇帝、更名旻、國號金、其俗如匈奴、諸部落無城郭、分居山野、無文字、以言語結繩爲約束、土饒猪羊牛馬多駿、或有一日千里者、其人鷲勇、爲兒能引弓射鳥鼠、及壯無不控弦、走馬習戰、爲勁兵、諸部各相雄長、莫能統一、其地西直契丹、南直我境、故嘗事契丹及我朝、每來朝以麩金、貂皮、良馬爲贄、我朝亦厚遺銀幣、歲常如此、或曰、昔我平州僧今俊遁入女眞、居阿之古村、○阿之古は安出虎の異譯、是謂金之先、或曰、平州僧金幸之子克守初入女眞、阿之古村娶女眞女生子、曰古乙、太師古乙生活羅太師、活羅多子、長曰劾里鉢、季曰盈歌、盈歌最雄傑、得衆心、盈歌死、劾里鉢長

子烏雅東嗣位、烏雅東卒、弟阿骨打立。

活羅は景祖に對する侮蔑の稱なりといふ慈烏の女眞語活羅と全く字面を同じくし、又た其の字音は、松漠紀聞が景祖の諱となせる胡來に幾し。然るに金史世紀に依れば、景祖の諸子は劾者、劾里鉢(世祖)、劾孫、頗刺淑(肅宗)、盈歌、穆宗等にして、劾里鉢の二子は烏雅東(康宗)及び阿骨打(太祖)なるが故に、高麗史の活羅以下の世系はよく世紀に合ふ。即ち高麗史の活羅は世紀の景祖烏古迺なること疑ひなし。然らば活羅の父とせらるゝ古乙は、之を昭祖に擬すべきかといふに、昭祖の諱は實魯或は石魯にして、字音の上よりかゝる比定は許るされず。又た古乙と活羅とは俱に太師の稱を有せりとせらるれども、太師は、松漠紀聞に「居混同江之南者、謂之熟女眞、以其服屬契丹也、○混同江は伊通河を合せて西北流する松花江の一部の稱なり、江之北爲生女眞、亦臣于契丹、後有酋豪、受其宣命爲首領者、號太師」といひ、遼史天祚帝紀に「初以楊割爲生女直部節度使、其俗呼爲太師」と見えたる如く、契丹皇帝より生女直部の酋長に賜はりたる職名なり。而して世紀は後に述ぶる如く、此の職名を得たる最初の人を景祖となし、松漠紀聞も、始祖より昭祖までの五帝を、各太祖より溯つて第何代の祖といへるに對し、景祖以

後には高祖太師、曾祖太師等の稱を用ひたり。此の故に、余は、景祖の父に太師の稱を及ぼし且つ其の諱を古乙となしたる高麗史の記載を傳聞の誤りと認め、父子の關係の附せられたる古乙と活羅とは同一人に外ならざるべしと推定す。斯く考ふれば、阿之古村に來りて女直の女を娶りし高麗の一僧(或は其の子)の子は活羅景祖となり、即ち此の所傳が、彼の歳六十餘にして同じ年輩の女直の女を娶りし或る新羅人——支那人は往々王氏の高麗を新羅と呼べり、此の新羅人も高麗人の謂なり——を完顔氏の祖、其の子を以て直ちに胡來となしたる松漠紀聞の別傳に一致せるを見る。

斯くの如く完顔氏の祖先の世系には二様の所傳ありて、一は景祖の前に五代を數へ、他は高麗よりの移住者とせらるゝ一祖を擧ぐるに止まる。然るに世紀に始祖以下五帝の年壽の長短は之を考ふるに由なしとて、生年・卒年の記載を闕き、且つ前章に述べたる如く、其の物語に歴史上の事實實在の人物の事蹟と認め得べきものなしとせば、上の二傳の中、後者の眞實に幾きは固より論なかるべし。即ち前者は相承の久遠なるを装ふが爲めに、故ら後者を延長したるものならざるべからず。

而して其の系譜の製作は、恐らく熙宗の即位の初め十帝の謚號及び廟號を定めし際にありしなからむと思はる。

三 始祖兄弟移住の物語

金の遠祖は空想の人物なるべきも、そが何故高麗よりの移住者とせられしかは、亦た特に攷究を要する問題なり。

金史^{卷六}六「始祖以下諸子傳」の一に宗室胡十門の傳あり。傳にいふところは此の問題に關して吾人の注意を惹く。

胡十門者曷蘇館人也、父撻不野、事遼爲太尉、胡十門善漢語、通契丹大小字、勇而善戰、高永昌據東京、^{遼今之遼陽}招曷蘇館人、衆畏高永昌兵彊、且欲歸之、胡十門不肯從、召其族人、謀曰、「吾遠祖兄弟三人、同出高麗、今大聖皇帝^{金太祖}之祖入女直、吾祖留高麗、自高麗歸于遼、吾與皇帝、皆三祖之後、皇帝受命即大位、遼之敗亡有徵、吾豈能爲永昌之臣哉、」始祖^普兄阿古迺、留高麗中、胡十門自言如此、蓋自謂阿古迺之後云、^{○「始祖兄」以下は金史の編者の挿入したる文字なり、}於是率其族屬部衆詣撒改、烏蠢^{○金將}降營于駝回山

之下、永昌攻之、胡十門力戰不能敵、奔于撒改、及攻開州、鳳凰城、今遼東半島、胡十門以糧餉給軍、

後攻保州、○當時遼の領土の一部、遼將以舟師逐、胡十門邀擊敗之、降其士卒、賞賜

甚厚、以爲曷蘇館七部勃董、○勃董は、ウソクの對義、給銀牌一、木牌三、天輔三年、打建國

三年後卒、子鉤空、以其父所管七部爲曷蘇館都勃董。

又た胡十門の傳に上の文を承けて、有合住者、亦稱始祖兄苗裔、但不知與胡十門相去幾從耳、といひ、而して次の條なる合住の傳に、

合住、曷速館苾里海水人也、仕遼、領辰、復二州、漢人、渤海、○辰、復二州は今の遼東半島

漢人及び渤海人なり、子蒲速越襲父職、再遷靜江中軍節度使、佩金牌爲曷速館女直部長、

子余里也、與胡十門同時歸朝、屢以糧餉助伐高永昌及高麗新羅、後從宗望、○阿骨打の第

二伐宋、以功遷真定府路安撫使兼曹州防禦使、佩金牌、授苾里海水世襲猛安、○猛安は

女真語、ウソクの對義、にして千夫長の義、長子布輝、識女真契丹漢字善騎射、○下略

とあるは注意すべし。但だ合住傳の此の文に依れば、合住の子は蒲速越、蒲速越の子は余里也にして、即ち胡十門と同時に金に歸附したるは、合住の孫なる余里也なるが如く、而して余里也の子は布輝なるが如くなれども、こは直ちに肯ひ難し。合

住が自ら金の始祖の兄の苗裔と稱せりとすれば、胡十門と同時に歸附せしものは合住の孫余里也にはあらずして、合住自身なりとせざるべからず。且つ、始祖以下諸子傳の目次には、合住子布輝とあり。即ち合住傳は其の子布輝を合傳したるものとせらる。然るに傳の本文に、布輝が合住の玄孫なるが如く記るされたるは、正に之と牴觸す。又た布輝の閱歴は合住傳の上の文の續きに較、詳しく記るされ、それに依れば、布輝は太宗の時には十八歳にて、世宗の朝六十七歳にて歿せりといふ。隨つて合住が太祖の創業の際の歸降者なる以上、布輝は其の玄孫にあらざること殆んど疑ひなし。故に余は合住傳の文の中、子蒲速越より、子余里也までの三十二字を、胡十門傳の鉤空の事歴の次に記るべき文の混入となし、蒲速越と余里也とは合住の子孫にあらずして、胡十門の孫及び玄孫ならむと推定す。要するに胡十門と同時に來歸したるは必ず合住にして、余里也にはあらざるなり。

さて曷蘇館は今の遼東半島地方に相當する金代の行政區劃の稱(路名)にして、遼代には此の地方の女直部族を曷蘇館部と呼べり。三朝北盟會編三卷に、阿保機、慮女眞爲患、乃誘其強宗大姓數千戶、移置遼陽之南、以分其勢、使不得相通、遷入遼陽、著籍者、

名曰合蘇款所謂熟女眞者是也卷四といひ、遼史六百官志に「曷蘇館路女直國大王府亦曰合蘇袞部女直王、又曰合素女直王、又曰蘇館大王、聖宗太平六年、曷蘇館諸部、許建旗鼓など見えたるもの是れなり。高永昌は遼の東京遼今の遼陽の渤海人なり。天祚帝の天慶三年西紀一三十月以來、遼の東北境の州鎮は阿骨打の擧兵に由りて生女直に没し、帝の出し、征討軍は屢、敗衄を重ねたり。此の兵亂に乗じ、永昌は遼の東京留守を殺し、自立して渤海大皇帝と稱し、其の勢を保たむが爲めに援を阿骨打に求む。時に天慶六年金收國二年、西紀一一一六正月にして、生女直軍の咸州開今の咸州を陥れたる翌月なり。然るに阿骨打は永昌の歸款の請を却け、韓魯を主將とする諸軍に命じて咸州以南の地方を經略せしめたり。其の結果は金史太祖本紀に「五月、韓魯等敗永昌、撻不野擒永昌以獻戮之于軍、東京州縣及南路係遼女直皆降、詔除遼法、省稅賦、置猛安謀克謀克は百夫長の義一如本朝之制、以韓魯爲南路都統」と記るされたる如くにして、東京の州縣及び南路係遼女直の降附を見たるなり。而して獨吉義の傳金史、卷八六に「本名鶻魯補曷速館人也、徙居遼陽之阿米吉山、祖回海、父祕刺、收國二年、曷速館來附、祕刺領戶三百、遂爲謀克」とあるを參照すれば、此の時歸服したる所謂南路係遼女直は、曷蘇館の熟

女直ならざるべからず。随つて曷蘇館人胡十門合住等が其の女直部族中の人物なりしは毫も疑ひを容れざるところなり。——太祖本紀及び韓魯の傳金史、卷七一に依れば、高永昌の自立せし時、其の使者として援を請ふべく阿骨打のもとに赴き、及び生女直軍の東京城下に來りて永昌を敗走せしめし時、之を執へて獻ぜしものは撻不野なり。當時同名の人物他に二三あれども、此の撻不野は胡十門の傳に彼れの父として記るされたる撻不野ならむ。

是に於いて、高永昌の招諭に應ぜざらむとしたる胡十門が其の族人に語れりと傳ふる言について考ふるに、斯かる地方の斯かる女直が、生女直の完顔氏と其の遠祖を同じくし、然かもそが高麗人なりといふは、到底事實とは思はれず。而して獨り胡十門のみならず、合住も亦た完顔氏の始祖の兄の苗裔と稱せりといふに於いて、一層其の感を深からしむ。されども胡十門及び合住の斯く稱せしことは事實なるべければ、之を假託とするも、亦た其の理由なかるべからず。

阿骨打は彼れの擧兵の初め、先づ來流水今の拉林河と混同江との間の衝要に存せし遼の邊城寧江州を陥れしが、金史太祖本紀は城に克ちたる後の阿骨打の行動並に

處置を敍べて、

次來流水以俘獲賜將士召渤海梁福幹答刺使之僞亡去招諭其郷人曰女直渤海本同一家我與師伐罪不濫及無辜也使完顏婁室招諭係遼籍女直。

といへり。即ち阿骨打は渤海人梁福幹答刺及び完顏婁室をして或る地方の渤海人及び係遼籍女直を招諭せしめしなり。さて係遼籍女直については是れより先き軍を寧江州に進めむとするに當り既に幹魯古等に命じて幹忽忽賽兩路の係遼籍女直を撫諭せしめしこと太祖本紀及び幹魯古の傳金史卷七一に見ゆ。而して太祖本紀に寧江州の攻陷に次ぎたる賓州混同江南岸略取の記事を承けて吾賭補蒲察復敗實婁〔遼將〕赤狗兒蕭乙薛軍于祥州東幹忽急塞兩路降幹魯古敗遼軍于咸州西斬統軍婁實于陣完顏婁室克咸州とあるを以て觀れば係遼籍女直の住する幹忽忽賽といふ地の祥州及び咸州に近きを知るべく祥州咸州は賓州と黃龍府今農安との間に存せし遼の城堡なり此の咸州は前にいへる開原の咸州と同名異地なり。又た此の文中に見えたる幹魯古及び婁室の行動を彼等の傳に就きて見るに幹魯古の傳には「酷輦嶺阿魯臺罕等十四大彎皆降幹忽忽賽兩路亦降與遼都統實婁戰于咸州西敗之斬

實婁于陣與婁室克咸州。隨滿忽吐以所部降于幹魯古鄰部戶七千亦來歸」といひ婁室の傳金史卷七二には「太祖克寧江州使婁室招諭係遼籍女直遂降移燉益海路太彎照撒等：既而益改捺末懶兩路皆降進兵咸州克之諸部相繼來降獲遼北女直係籍之戶」といへり。斯く幹魯古と婁室とは協力して咸州を陥れたることなれば婁室の經略したる移燉益海益改益海と同一ならむか捺末懶等の路も亦た混同江と黃龍府との間の地にして幹魯古の降し、幹忽忽賽二路とは少しく通路を異にしたるに過ぎざるべし。而して婁室に降りし太彎照撒は夾谷吾里補の傳金史卷八一に照三の文字を以て「吾里補隸婁室帳下攻係遼女直招降太彎照三」と見え即ち幹魯古の從へたる十四大太彎と同じく係遼籍女直なり。是れに依つて觀れば寧江州の陥落の後完顏氏に歸附せし所謂係遼籍女直は松漠紀聞に「居混同江之南者謂之熟女真以其服屬契丹也江之北爲生女真亦臣于契丹」といへる熟女真に相當するものにして婁室の傳に之を遼の北女直の係籍の戶といへるは南路の曷蘇館女直に對する稱ならざるべからず。

さて阿骨打は彼れの舉兵の初め渤海人及び係遼籍女直を招諭し渤海人に對し

ては「女直渤海本一家」といひて其の來歸を促せりといふ。渤海國の大氏と生女直の完顔氏とは其の祖を同じくせざること勿論なれども、渤海人と女直とは共に古への靺鞨にして、元と同一種族なれば、一時の方便としては亦た斯くいふを得べし。而して遼の内地に住する係遼籍女直を招くに、此の語の更に適切なるは固より辯を俟たず。因つて想ふに阿骨打は北路の係遼籍女直及び南路の曷蘇館女直に對しても渤海人に於けると同様なる辭令を用ひしなるべく、曷蘇館の胡十門、合住等と共に完顔氏と其の遠祖を同じくすといへるは、これが反映に外ならざらむ。即ち彼等は阿骨打の招諭の辭を迎へ、其の意に投ぜむとして假託の言をなしたるものにして、又た其の遠祖を高麗よりの移住者となせるは、高麗の地が曷蘇館に隣接し、且つ思想上の大國なるに由れりとすべし。但だ胡十門と合住とは同時に同様なる假託の言をなしたるにはあらず。一は他の鑿に徴ひしものならむ。

翻つて金史世紀に記るされたる完顔氏の遠祖の傳説を見るに、其の主文に、

金之先、出靺鞨氏、靺鞨本號勿吉、勿古古肅慎地也、元魏時、勿吉有七部、曰粟末部、曰伯咄部、曰安車骨部、曰拂涅部、曰號室部、曰黑水部、曰白山部、隋稱靺鞨而七部並同、

唐初有黑水靺鞨、粟末靺鞨、其五部無聞、粟末靺鞨始附高麗、姓大氏、李勣破高麗、粟末靺鞨保東牟山、後爲渤海、稱王、傳十餘世……五代時、契丹盡取渤海地、而黑水靺鞨附屬于契丹、其在南者籍契丹、號熟女直、其在北者、不在契丹籍、號生女直……金之始祖諱函普、初從高麗來、年已六十餘矣、兄阿古迺、好佛、留高麗、不肯從、曰「後世子孫、必有能相聚者、吾不能去也」獨與弟保活里俱、始祖居完顔部、僕幹水之涯、保活里居耶懶。

といひ、次に、

其後胡十門以曷蘇館歸太祖、自言「其祖兄弟三人相別而去、蓋自謂阿古迺之後、石土門、迪古乃、保活里之裔也、及太祖敗遼兵于境上、獲耶律謝十、乃使梁福幹、荅刺招諭渤海人、曰「女直、渤海、本一家、蓋其初皆勿吉之七部也。」

といへるが、こは明かに世紀の編者の附記せし文字なり。胡十門は其の遠祖に關し、吾が遠祖は高麗より出づ。兄弟三人、其の一人は女直に入りて今の大聖皇帝(太祖阿骨打)の祖となり、他の一人は高麗に留まり、高麗より遼に歸して吾が祖となれり。即ち吾れと皇帝とは皆な三祖の後なり」といへりといひ、殘る一人の消息に觸

れざりしが如くなるが、世紀の所傳は、高麗に留まりたるものが遼に投ぜりとせざると、消息不明の一人を耶懶の地に移れりとなしたるとに於いて、少しく之と異なる。然るに松漠紀聞には、

女真會長乃新羅人、號完顏氏、完顏猶漢言王也、女真以其練事、後隨以首領讓之、兄弟三人、一爲熟女真會長、號萬戶、其一適他國、完顏年六十餘、女真妻之以女。

といひ、一人を熟女直即ち遼の内地に於ける女直の會長となし、他の一人を漠然他國に適せりとなしたる此の所傳は、世紀のそれよりも胡十門の言に幾し。而してこは前に指摘したる如く松漠紀聞の著者洪皓が、金の皇統元年西紀一四一、世紀の前身なる完顏昂の祖宗實錄の成るに先だち、天會二年より天眷二年まで西紀一一三—一二四金の國都に近き冷山に在りし間に自ら聞知したるところを録せしものなり。祖宗實錄の未だ成らざる時、胡十門の言に出でたる彼れの遠祖の傳説が、殆んど其のまゝ完顏氏の祖先の傳説となりて金人の間に語り傳へられたることは是れに由りて明かなりとす。前章に引きたる高麗史睿宗世家の文に、或曰、昔我平州僧今俊遁入女真、居阿之古村、是謂金之先、或曰、平州僧金幸之子克守、初入女真、阿之古村、娶女

眞女、生子云々といひ、下に記るされたる世系さへ、紀聞の所傳と略一致せるは、亦た同じ傳説の高麗に傳はりたるに依れりとすべし（地名、人名等の附加せられて、少しく變化したる點はあれども）。是に於いてか知る、世紀に記るされたる完顏氏の三祖の傳説は、本來完顏氏自身のものにあらず、實は祖宗實錄の編者完顏昂等が、胡十門の言に由來したる其の三祖の傳説に多少の修飾を加へ、且つ三祖の各に其の諱を與へしに過ぎざるべきを。始祖の兄を終始高麗に留まれりとなせるは、蓋し作者の用意の存するところにして、彼れの曷蘇館の熟女直の中に入りたること、即ち胡十門の遠祖となりたることを暗に否認せむとしたるものならむ。而して胡十門の傳の中に、編者の意見として、始祖兄阿古迺、留高麗中、胡十門自言如此、○高麗に遊に歸せりと蓋自謂阿古迺之後云といひ、世紀の文にも同様なる文字を挿入したるは、亦た傳説の作者が故ら胡十門の言に對して第三者たるが如く装へるに外ならざるなり。

されども世紀はまた始祖と共に高麗を去りたる弟保活里の移住地を耶懶とな

し、松漠紀聞の如く漠然「他國」といはず。因つて更に此の特別なる地名、殊に其所在を考察の對象となさざるべからず。

金史卷六「始祖以下諸子傳」の一條に曰く、始祖兄弟三人、保活里之後爲神土邁、迪古乃、別有傳」と。其の各の專傳は他の卷第七に收むる石土門傳、石土門は神土邁の異譯及び完顏忠傳、忠は迪古乃の漢名にして、耶懶といふ地名は是等の傳に見ゆ。即ち前者に、

石土門、漢字一作神徒門、耶懶路。完顏部人、世爲其部長、父直离海、始祖弟保活里、四世孫、雖同宗屬、不相通問久矣。

といひ、後者に

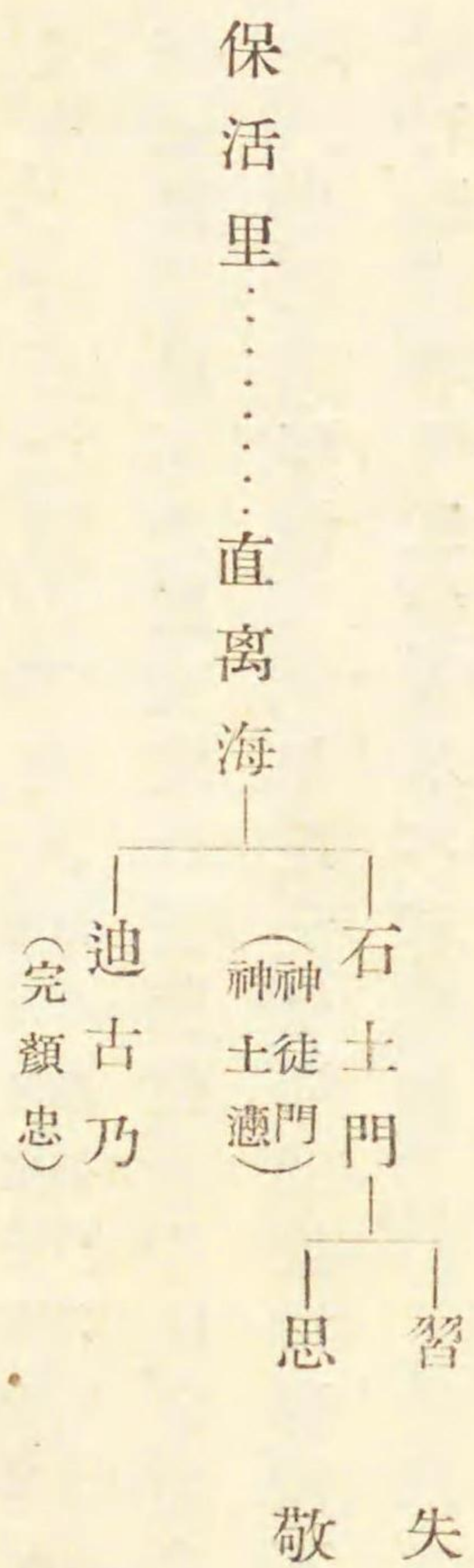
完顏忠、本名迪古乃、字阿思魁、石土門之弟、太祖器重之。太祖入燕京、迪古乃出德勝口、以代石土門爲耶懶路。都勃堇、二年以耶懶地薄斥鹵、遷其部於蘇濱水。河芬

といへり。迪古乃（完顏忠）が德勝口より遼の燕京（南京）に討ち入りしは、太祖の天輔六年西紀一なるが、傳に單に「二年」と記るされたる歳の天會二年西紀一なるは、太宗

本紀卷三の同年二月の條に、

命徙移。懶路都孛堇完顏忠于蘇瀕水。

とあるを以て之を知るべく、移懶は耶懶、蘇瀕は蘇濱に對して同音の異譯なり。又た耶懶は石土門の子なる思敬の傳七には、押懶の字面を用ひて、思敬を、押懶、河人となし、其の閱歷の中には熙宗の彼れを賞せし事實を擧げて、擢右衛將軍、襲押懶路、萬戶、授世襲謀克といへり。



次に太宗が完顏忠の所部を地味の薄瘠なる耶懶より蘇濱水の地に徙し、ことは、金史卷二地理志にも、

恤品路節度使、遼時爲率賓府置刺史、本率賓故地、太宗天會二年、以耶懶路都孛堇所居地瘠、遂遷于此。

と見え、其の蘇濱即ち恤品の地は、渤海時代の率賓府の故地なる今の綏芬河畔のニ
コルスク附近なり。而して地理志は更に此の地に關して、

以海陵例罷萬戶置節度使、因名速頻路節度使、世宗大定十一年、以耶懶速頻相去
千里、既居速頻、然不可忘本、遂命名親管猛安曰押懶猛安。

といへるが、こは石土門の子習失また習室、辭不失にの傳金史、卷七〇に、

初海陵罷諸路萬戶、置蘇濱路節度使、世宗時、近臣奏請改蘇濱爲耶懶節度使、不
忘舊功、上曰蘇濱耶懶二水相距千里、節度使治蘇濱、不必改、石土門親管猛安子孫襲
封者、可改爲耶懶猛安、以示不忘其初。

とあるに應ずるものなりとす。さて是等の記事に依れば、廢帝海陵は諸路の萬戶
と罷めて節度使を置きたる時、天會二年以來、耶懶路都孛堇完顏忠及び其の一族子
孫の封地たりし蘇濱の地にも「蘇濱(速頻)路節度使」を置けるなり。此の變革は天德
三年西紀一〇五一年に行はれしものにして、そは海陵本紀金史、卷五の同年十一月の條に「詔罷世
襲萬戶官」とあるに依りて知らる。而して太宗本紀の天會六年及び十一年の條に
「賑移耶懶路」といひ完顏兀不喝の傳金史、卷九〇に「天德初、除吏部主事、鞫問押懶路詐襲謀克

事、人稱其能」とありて、問題の地名の史上に見ゆるは天德の初めに繋けたる兀不喝
傳の文を以て最後とす。且つ金史卷四兵志、兵制の條に「其諸路曰曷懶治所は朝

咸興、邑附近曰蒲輿治所は齊曰婆速治所は曰恤頻治所は曰胡里改治所は

曰移懶移治所は懶後廢治所は皆在上京阿勒之鄙略とあるを以て觀れば、天德三年の變革に際し

て亦た耶懶といふ路名の廢止せられしことは殆んど疑ひなかるべし。然るに上

の地理志及び習失傳の文にいふところの如く、後二十年を経て世宗の大定十一年

西紀一一七一に至り、改蘇濱爲耶懶節度使、不忘舊功」と奏請するものありしは、完顏忠の襲

封者の名譽の爲めに耶懶路の名を復興せむとしたるに外ならず。たゞ斯く云へ

ば、耶懶路は蘇濱路の前名なりしが如くなれども、想ふに然らず。蘇濱と耶懶とは

本と其の地を異にし、且つ蘇濱率賓は古く渤海時代より存せし地名なり。而して

耶懶路が天德三年の變革に依りて曷懶蒲輿婆速等の諸路の如き特別な行政區

劃としての名と位置とを失ひたる後も、なほ地方名として遺存せしことば、世宗自

ら此の地に關して「蘇濱耶懶二水相距千里」といへりといふに依りて明かなれば、蘇

濱路を海陵の變革の際の新行政區劃名となし難きと共に、耶懶路を其の前名とな

すこと能はざるべし。詳言すれば顔完忠の所部の耶懶の地より蘇濱水に遷りし天會の初め、蘇濱路といふ行政區劃の存せしか否かは詳かならざれども、其の設定は、耶懶等の諸路と共に、前にもせよ、後にもせよ、天會の初めと相距る遠からざる時代にありしなるべし、而して完顏忠及び其の繼承者は移封の後蘇濱路に居りながら、依然として耶懶路都勃董或は萬戸の職名を有せしに——熙宗の時「押懶路萬戸」の職を襲ぎて世襲謀克を授けられたる完顏思敬は其の一人なり——海陵の變革の結果彼等は其の歴史的の稱號を失へり。世宗の時蘇濱の地に治する節度使を改めて「耶懶節度使」となさむと奏請するものありしは、路名を變更して此の舊稱を回復せむとしたるものなりとす。然るに世宗は路名を改むるを欲せず、忠の子孫の親管猛安の封を襲ぐものをして「耶懶猛安」の稱を用ひしむることゝなしたるなり。

完顏氏の遠祖の一人の定居の處とせらるゝ耶懶は、金の建國以後の歴史に於いて斯くの如く蘇濱と特別な關係を有せし地なり。然らば其の所在は如何にといふに、偶々地理志及び習失傳に「相距千里」とあるは、兩地の隣接せざるを察せしむ

る料となれども、吾人の目的に對しては此の文字は餘りに漠然たり。

さて吉林通志の撰者は、完顏氏の諸部に關する攷説を述べたる條に「扎蘭元作耶懶、蓋即今琿春以東入海之雅蘭河、所謂耶懶率賓相去千里、與今綏芬河里到、正自相符也」といひ、又た雅蘭河について「雅蘭河在烏濟密河東、金之耶懶路、所謂耶懶率賓相去千里者也、出錫赭特山、南入海、海自其處趨而北、衆水皆自西入之」といへる如く、古の耶懶を字音と大體の里程の上より興凱湖の東南の小河雅蘭に擬せり。而して此の説は滿洲に於ける金の疆域を考へたる松井等氏の採用したるところなり。されども阿骨打の擧兵の際の徵兵の事實を記したる金史^二本祖本紀の文を見れば、耶懶は斯くの如く完顏氏の本據(阿勒楚喀地方)を距ること遠き地なりとは思はれず、即ち其の文に「號令諸部、使婆廬火徵移。懶路。迪古乃[○]完忠兵、斡魯古、阿魯、撫諭、斡、忽、急、賽

¹ 吉林通志、卷一一、沿革志、中。

² 同上、卷二三、輿地志、一一、山川六、水道下。——雅蘭河は露領沿海州の海岸線の北方に屈曲する處に近く、錫赭特山より出づる此の河の北方の諸水は皆な西流して海に注ぐ。

³ 滿洲歴史地理、第二卷、頁一八四—一八五。

兩路係遼籍女直、實不迭往完睹路、執遼障鷹官達魯古部副使辭列寧江州渤海大家奴といひ相並んで見ゆる地名は幹忽忽賽兩路、完睹路及び寧江州なるが是等は何れも阿勒楚喀地方と隣接せる地なればなり。——幹忽忽賽兩路の祥州咸州に近くして混同江と黃龍府との中間なるべきことは前にいへり。達魯古部副使の駐在地としての完睹路は詳かならざれども、達魯古といふ女直部族の據り、且つ同名の城堡の存せし地は伯都訥の西南なる興隆堡の附近なれば、略同一地方なるべし。寧江州は拉林河と混同江の渡津との中間、大榆樹附近なり。

次に津田博士は、耶懶の名は完顏思敬の傳に「押懶河人」とあるによりて明かなる如く、河水より出でたるものなること、高麗より來りし保活里の定居の處といふより推せば、高麗方面に連接せるか、若くは阿勒楚喀と高麗との交通の衝に當れる重要なる地なるべきこと、又た安帝五代の孫と傳ふる婆廬火の傳七金史卷一に、阿骨打の創業の際、婆廬火をして其の以前より耶懶路等の地を寇掠して叛服常なかりし直、顯里部の人辭勒罕兄弟を攻め降さしめたることを記せるが、之に依つて察するに、直顯里部は阿勒楚喀と遠隔せる地にあらざるべく、此の部と接邇せしならむと思

はるゝ、耶懶もまた然るべきこと——等の諸點を指摘し、之を綜合して、耶懶水は布爾哈圖、海蘭二河の下流に於いて、豆滿江に流入する、噶哈里河、其の流域は即ち耶懶路なるべしとの推斷を下されたり。但し津田博士の此の説には、別にその背景をなせるものあり。金史太宗本紀、天會九年の條に「命以徒門水以西、渾曠、星顯、僂蠡三水以北、閑田、給曷懶路諸謀克」と見ゆるを、烏延蒲轄奴傳八金史卷六に「速頻路、星顯、河人也、後改隸曷懶路」とあるに照合して、天會九年以前速頻路に屬せし星顯、徒門等の諸水の地が、是の年速頻路と境を接せる曷懶路に編入せられし證となし、其の移管の地域は、徒門水と渾曠水とは豆滿江及び瑋春河に比定し得べく、星顯水と僂蠡水とはそれ〴〵海蘭河及び布爾哈圖河なるべしと考へらるゝに依りて知らるとせられしことは是れなり。而して博士はまた金史地理志の恤品(速頻)路の記事に對し「此の路(恤品)はもと耶懶路と呼ばれ、其の治所も初めは耶懶にありたり」との解釋を下し、之を以て、耶懶水を噶哈里河に擬定せし後、更に耶懶路と曷懶路との關係を論じ

1 東洋學報、第六卷、第一號(大正五年二月)所載拙稿「遼代混同江考」頁八二—八四、頁一〇二
——「本書、頁二一四—二一六」。

て、斯く考ふれば天會九年に曷懶路に入りし徒門水以西、渾曠、星顯、僂蠢三水以北の地がもと耶懶路の管内なりしことも明瞭に了解せらるべく、耶懶路にありし完顔忠の部族が天會二年に速頻水に移されし後、此の方面におのづから空閑地を生ぜしを以て、之を曷懶路の諸謀克に與へ、其の地域をも曷懶路の管轄に移し、ならん而して更に自然地理上の形勢より觀察すれば、一步を進めて耶懶の本地即ち噶哈里河流域が此の時曷懶路に入れりと考ふるも大過なかるべきか。地理志に耶懶と恤品との距離を記して千里といへるは極めて漠然たる文字なれば、深く拘泥するに足らざるべしといへり。されども余は亦た此の説に贊する能はず。理由は、穆宗盈歌の曷懶甸朝鮮咸鏡南道咸興地方を経略、并に之に先だちたる豆滿江地方討平の事實を攷へたる本報告所載の拙稿に於いて、金史卷六阿疎傳に星顯、潺蠢と相並んで見ゆる阿茶檜水を、盈歌の進軍路より考へて噶哈里河に擬定したること其の一なり。一星、顯、潺蠢二水の比定も津田博士と異なり、撒改傳金史卷七〇の記事に依りて其の各を布爾哈圖河と海蘭河とに配せり。——布爾哈圖、海蘭の流域は今日普通に間島と稱する地方にして、肥沃なる耕地に富み、其中樞は局子街なるが、老爺山脈の南方

なる噶哈里河の溪谷は、聚落をなし得る平坦なる要地の存せざる點に於いて特別なる一行政區劃たるべき條件を缺き、且つ自然地理上當然布爾哈圖、海蘭の流域と共に一區劃内に包括せらるべき地なること其の二なり。又た耶懶路と速頻(恤品)路とは當初より各、獨立せる行政區劃にして、一が他の前名にあらざること前に詳説せる如くなれば、徒門水以西、渾曠、星顯、僂蠢三水以北の閑田を曷懶路の諸謀克に給せりといふ天會九年の太宗の處置は、本と速頻路の西部をなせる地方、即ち北は老爺山脈、西は老嶺山脈、南は豆滿江、東は穆克德亨山脈にて限られたる噶哈里、布爾哈圖、海蘭、瑋春四河の流域の地を曷懶路の所管に移し、ものにして、耶懶路とは全然相關するところなきなり。随つて耶懶路の所在は之を他の方面に求めざるべからず。

金史地理志の「耶懶速頻相去千里」は、耶懶の位置を示せる文字としては頗る漠然

1 滿鮮地理歴史研究報告、第四冊所載「金代北邊考」頁一八二—一八八。

2 同上、第九冊「完顔氏の曷懶甸經略と尹璫の九城の役」頁一八六—一九〇。

たるものなれども、其の據所の世宗の言に存する點に於いて、無下に之を排斥すること能はざるべし。而して問題の地が阿勒楚喀より遠く隔たれりと思はれざることは前に述べたる如くなれば、地理志に上京會寧府阿勒楚喀附近より東、胡里改附近に至るを六百三十里、北、蒲輿路齊々附近に至るを七百里、東南、恤品路ニコルス附近に至るを一千六百里となせる里程を大體の標準とし、ニコルスより阿勒楚喀方面に向ひ、豆滿江の下流域を經由する通路によりて千里の里數を當てはむれば、瑚爾喀河の中流及び上流に於いてそれ〴〵重要な位置を占むる寧古塔及び敦化の地方を得。されども是等の地は共に之を耶懶に擬すべからず。完顏忠の所部の移轉は耶懶の地味の薄瘠なるに由れりといふに、寧古塔の附近には耕作に適する肥沃なる溪谷多く存し、敦化も肥美なる原野に富める高原の中樞に位するのみならず、阿骨打の父祖と時代を同じくして此の地に據りたるものは烏春といへる女直の酋長にして、金史卷七六烏春傳に見ゆる阿跋斯水、阿不塞水、阿不辛河何れも同音の異譯、即ち耶懶河押懶河と全く其の稱を異にする河水は、敦化の傍を流る、瑚爾喀河の上流勒福成河に比定せらるればなり。³⁾されどもまた烏春傳を見るに、世祖劾里鉢

の烏春征伐を記して、世祖自將大軍、與歡都合、至阿不塞水、嶺東諸部皆會、石土門亦以所部兵來」といへり。所謂嶺東諸部は阿勒楚喀、拉林等の諸河の上源地と瑚爾喀河の上流域との分水嶺をなせる張廣才嶺の東方、即ち寧古塔、敦化の間の地方の諸部を指したるものなること、殆んど疑ひなければ、石土門完顏忠の所部たる問題の耶懶路の所在も、其の外には出でざるべし。而して此の推測は金史太祖本紀の收國元年の末に「婆盧火下特鄰城、辭里罕降」といひ、婆盧火傳に「婆盧火至特鄰城、圍之、辭勒罕遂去、婆盧火破其城、執其妻子、辭勒罕遂降」といへる事實によりて確かめらる。詳言すれば、辭勒罕は耶懶路を寇掠して、穆宗盈歌に討たれ、爾來叛服常なかりしものなるが、其の居城たる特鄰城は、畢爾騰湖の東方渤海の上京を北に去ること遠から

¹⁾ H. James, *The Long White Mountain*, p. 340.

²⁾ *Ibid.* pp. 361—362.

³⁾ 滿鮮地理歴史研究報告、第九冊、「完顏氏の曷懶甸經略と尹璫の九城の役」、頁一八七—一八八。

ざるが如く唐の賈耽の道里記に記るされたる徳理鎮⁽¹⁾に比定すべきものなるべければ、⁽²⁾耶懶路は之と鄰接せる地なるべきなり。然らば寧古塔敦化の間に耕種に宜しからざる薄瘠なる地は存するか。畢爾騰湖畔に徳林石の名を以て聞ゆる異様なる巨岩あり、金史烏春傳にも「徳鄰石」と見えたるものにして、盛京通志^四卷一及び楊賓の柳邊紀略等に其の状を敘せるが、千八百七十一年此の地を踏査したる牛莊駐在の英國の領事 Thomas Adkins はこれと周圍の地形とに對して頗る科學的なる説明を與へたり。即ち先づ「地形上自然に湖水を湛ふるに至りし廣大なる河孟は、西方の山地より來れりと覺ほしき熔岩の流れに浸されたることあり。而して水の溜りて沼澤をなせる處には、現に廣大なる區域に互りて固結したる熔岩の一團をなせるを見る。火山作用の特徴歴然としてこれに存し、遠き有史以前に屬せず、記録にさへ傳はり得べき時代の噴火に由りて生ぜしものなるべきを思はしむ」といひ、次に彼れ自ら Plain of Stone と名づけし其の巨岩の状を述べたる後、「Plain は周圍六七十哩なり。寄せ來りし熔岩流の源は西北方一百哩の處に位する山地なりしが如し」と附記し、又た他の條に「前に述べたる如く、清らかなる湖水〔畢爾騰湖〕よ

り發する河〔Hurka 河〕は、寧古塔の西南三十哩許の處に於いて Plain of Stone に接す。湖水は南北の幅六哩を越えず、東西の長徑二十哩なり。其の眺めは極めて美しけれど、曾て Plain of Stone に龜裂を生ぜしめたる際の噴火の中心たりしこと疑ひなし」といひ、更に、瑚爾喀河の流出する湖尻より三哩下れば、河床は中斷せられて其の一方は百呎許低下し、隨つて熔岩の絶壁を直下する水流は一大瀑布をなせることを敘べたり。⁽³⁾而して Adkins はまた寧古塔の西南三十哩、瑚爾喀河の南岸に枕みて Plain of Stone と相距る遠からざる處に存する古の都城の遺基を紹介したる中に、「建築材料は Plain of Stone を切り取りたる岩塊を以て之に充てたり。外城の東南

¹ 滿鮮地理歴史研究報告、第三冊所載拙稿「鐵利考」、頁三一—三二參照——〔本書、頁四八—四九〕。但だ余は本稿に於いて徳理鎮を畢爾騰湖畔の徳林石に比定したれど、其の後此の見るの稍、不穩當なるを思ひて之を放棄せり。

² 此の事は既に津田氏の指摘せられしところなり、滿鮮地理歴史研究報告、第四冊「金代北邊考」、頁一八七。されども鐵利の住地を瑚爾喀河の流域となし、徳利鎮の稱を之に關係ありとする氏の説には贊する能はず。

³ Commercial Reports from Her Majesty's Consuls in China, 1871, pp. 66—67.